下水熱利用マニュアル (案)

昨年度作成した「下水熱利用プロジェクト推進 ガイドライン (案)」からの主な追記・修正箇所 を赤字で表示

平成27年3月

国土交通省 水管理·国土保全局 下水道部

はじめに

平成 26 年8 月にとりまとめられた「新下水道ビジョン」(下水道政策研究委員会報告書)においては、下水道の使命として、「水・資源・エネルギーを量的・質的に健全に循環させる社会の構築に貢献する」ことが掲げられている。地球温暖化の進行、エネルギー需給のひっ迫といった社会情勢の変化から、下水道の役割は、排除・処理という基本的役割を持続しつつも、低炭素社会への貢献が加えられてきている。また、下水道の有するエネルギーポテンシャルを最大限活用することで、地方公共団体の経営にも資する可能性がある。

下水の水温は一年を通して比較的安定しており、大気の温度と比べ夏は低く、冬は高い特長を有している。このため、この再生可能エネルギー熱(下水熱)を冷暖房や給湯等に利用することによって、大幅な省エネ・省 CO_2 を図ることができる。しかしながら、その大きなポテンシャルが存在する一方、その利用はほとんどが下水道施設内内に限られていた。

そのようななか、下水熱の地域における利用の促進に向けて、「都市再生特別措置法」の改正(平成23年4月)や「都市の低炭素化の促進に関する法律」の制定(平成24年8月)によって、下水熱を利用するために民間事業者が下水道管理者から許可を得て下水を取水することが可能となった。また、下水管路内に熱回収施設を設置する工法の開発などにより、幅広い民間事業者からの需要に応えられるようになった。これらにより、下水熱利用の可能性が広がってきている。

国土交通省では平成24年度には、産官学連携により「下水熱利用推進協議会」を設置し、下水熱利用システムの事業採算性の向上等に向けた情報・意見交換、各種課題の整理等を行うことにより、下水熱利用推進に向けて取組むべき施策の方向性についてのコンセンサスを形成するとともに、下水熱利用に向けた機運の醸成を図ってきた。

本マニュアルは、「下水熱利用推進協議会」の活動を踏まえ、下水熱利用に関心を持つ各主体(地方公共団体の下水道部局、都市計画部局、環境部局等や都市開発事業者等)に対し、下水熱利用事業の構想段階で必要となる基礎情報や、事業化段階における関係者間の調整に資する情報を提供するものである。本マニュアルが活用されることによって、地方公共団体における経営改善と低炭素社会実現が進展することを大いに期待する。

目次

1.	本マニュアルの目的と概要	1
	1.1 本マニュアルの目的 1.1.1 本マニュアルの目的	
	1.2 本マニュアルの構成	
	1. 2.1 本マニュアルの構成	
2.	下水熱の特長・導入効果	3
	2.1 再生可能エネルギー熱の特長	2
	2.1 再生可能エネルギー熱の特長	
	2.2 下水熱の特長	
	2.2.1 下水熱の特長	
	2.3 下水熱利用の導入効果	
3.	主なシステム構成	9
	3.1 システム構成	9
	3.1.1 システム形態	9
	3.1.2 要素技術	10
	3.2 熱回収技術	11
	3.2.1 管路内設置型熱回収技術	11
	3.2.2 管路外設置型熱回収技術	17
	3.3 ヒートポンプ	21
	3.3.1 ヒートポンプ	21
	3.4 下水熱利用の用途	22
	3.4.1 下水熱利用の用途	22
4.	導入事例	23
	4.1 下水熱利用事業の類型	23
	4.1.1 下水熱利用事業の類型	
	4.2 下水熱利用事業事例	24
	4.2.1 「後楽一丁目地区」における地域冷暖房への下水熱利用(未処理下水)	
	4.2.2 「ソニーシティ(ソニー本社)」における下水熱利用	25
	4.2.3 「ささしまライブ 24地区」におけるまちづくりと下水熱利用のパッケージ化	26 ئ
	4.2.4 「堺市の大型商業施設」における下水熱利用・下水再生水利用のパッケージ	化 28
	4.2.5 「仙台市のスーパーマーケット」における給湯向け下水熱利用	29
	4. 2. 6 「ドイツ:ボーフム市」における管路内採熱による公営温水プールへの下水 30	熱供給
5.	下水熱利用の検討手順	33
	5.1 道入の検討手順	33

5.	2 構想段階の検討手順の例	. 37
	5.2.1 「推進役」としての熱利用者が検討する際の手順	37
	5. 2. 2 「推進役」として地方公共団体の下水道部局が検討する際の手順	40
	5.2.3 「支援・コーディネート役」としての地方公共団体の都市計画部局・環境部局等	₹O
	役割	44
5.	3 技術・システムの検討	. 46
	5.3.1 データ・考え方の整理	46
	5.3.2 下水熱利用の導入効果(採算性)の考え方	52
5.	4 モデルケースにおける導入効果のケーススタディ	. 56
	5. 4. 1 導入効果評価のモデルケース	56
	5. 4. 2 モデルケースにおける熱需要量と下水熱利用量の設定	59
	5.4.3 モデルケースにおけるコストデータの設定	63
	5.4.4 モデルスタディにおける環境性評価結果	66
	5.4.5 モデルスタディにおける採算性評価結果	71
	5.4.6 ケーススタディ結果のまとめ	83
5.	5 FS 調査の準備・運用方針の検討	. 84
	5.5.1 下水に関する詳細な現地調査	84
	5.5.2 システム構成の検討	85
	5.5.3 維持管理等における留意点	88
5.	6 事業スキームの検討	. 91
	5. 6. 1 関係者の連携体制の構築	91
	5. 6. 2 関係者の責任分界の検討	94
	5.6.3 契約内容の検討	97
5.	7 必要な許認可手続き等の実施	100
	5.7.2 事業化段階のスケジュール	103

図目次

义	1-1	本マニュアルの目的	1
図	2-1	下水水温と気温との比較(イメージ)	3
図	2-2	下水熱利用の効果	5
図	2-3	地域における下水熱利用の事例(平成 26 年度時点)	6
図	2-4	資源の相互利用による導入効果の向上事例	8
図	3-1	下水熱利用の主なシステム形態	9
図	3-2	システムを構成する主な要素技術	10
図	3-3	ヒートポンプの基本原理	21
図	4-1	「後楽一丁目地区」における下水熱回収フロー図	24
义	4-2	「後楽一丁目地区」における下水熱利用の対象地域	25
义	4-3	「ソニーシティ(ソニー本社)」における下水熱回収フロー図	26
図	4-4	「ソニーシティ(ソニー本社)」における下水熱利用の対象地域	26
义	4-5	「ささしまライブ 24 地区」における下水熱回収フロー図	27
义	4-6	「ささしまライブ 24 地区」における下水熱利用の対象地域	27
図	4-7	「堺市の大型商業施設」における下水熱回収フロー図	28
図	4-8	「堺市の大型商業施設」における下水熱利用の対象地域	29
义	4-9	「仙台市の食品スーパー」における下水熱回収フロー図	30
义	4-10	「仙台市」における下水熱利用システムの機器配置	30
义	4-11	ドイツ:ボーフム市の公営温水プールにおける熱回収フロー図	31
义	4-12	ボーフム市事例平面図	32
义	5-1	下水熱利用の検討フロー	34
义	5-2	各主体における下水熱利用の契機と関係性	
义	5-3	PR の企画の進め方の例	
义	5-4	熱利用者が「推進役」となるケースの検討手順(例)	
义	5-5	地方公共団体の下水道部局が「推進役」となる際の検討手順(例)	
义	5-6	下水流量の推定イメージ	50
义	5-7	検討フロー	52
义	5-8	各検討ケースにおけるシステム構成	57
		水熱源ヒートポンプの効率	
		空気熱源ヒートポンプの効率	
义	5-11	各月における時刻別の熱需要パターン(東京・ホテル(30,000m²)の場合)	
		理水活用大規模熱供給利用方式)	
义	5-12	各月における時刻別の熱需要パターン(札幌・ホテル $30,000 \text{m}^2$)の場合) (
		水活用大規模熱供給利用方式)	
図	5-13	各月における時刻別の熱需要パターン(東京・福祉施設(10,000m²)の場合)	
		理水活用大規模熱供給利用方式以外)	
図	5-14	各月における時刻別の熱需要パターン(札幌・福祉施設(10,000m²)の場合)	
		理水活用大規模熱供給利用方式以外)	
図	5-15	処理水活用大規模熱供給利用方式の省エネルギー効果・CO2 削減効果の 評価	
		(東京・ホテル (30,000m ²) の場合)	66

凶	5-16	
		(札幌・ホテル (30,000m²) の場合)
図	5-17	
		福祉施設(10,000m²)の場合)
図	5-18	管路内設置型らせん方式の省エネルギー効果・CO2 削減効果の評価結果 (札幌・
		福祉施設(10,000m²)の場合)67
図	5-19	管底設置型(樹脂)方式の省エネルギー効果・CO2 削減効果の評価結果 (東京・
		福祉施設(10,000m²)の場合)68
図	5-20	管底設置型(樹脂)方式の省エネルギー効果・CO2削減効果の評価結果 (札幌・
		福祉施設(10,000m²)の場合)
図	5-21	管路内露出型(金属)方式の省エネルギー効果・CO2 削減効果の評価結果 (東京・
		福祉施設(10,000m²)の場合)
図	5-22	管路内露出型(金属)方式の省エネルギー効果・CO2削減効果の評価結果 (札幌・
		福祉施設(10,000m²)の場合)
図	5-23	マンホール取水管路外流下液膜方式の省エネルギー効果・CO2 削減効果の 評価結
		果(東京・福祉施設(10,000m²)の場合)70
図	5-24	マンホール取水管路外流下液膜方式の省エネルギー効果・CO2 削減効果の 評価結
		果(札幌・福祉施設(10,000m²)の場合)70
図	5-25	処理水活用大規模熱供給利用方式の経済性の評価結果 (東京・ホテル (30,000m²)
		の場合)
図	5-26	処理水活用大規模熱供給利用方式の年間経費の評価結果 (札幌・ホテル (30,000m²
		の場合)
図	5-27	管路内設置型らせん方式の経済性の評価結果 (東京・福祉施設 (10,000m²) の場
		合)
図	5-28	管路内設置型らせん方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設 (10,000m²) の
		場合)
図	5-29	管底設置型(樹脂)方式の経済性の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場
		合)
义	5-30	管底設置型(樹脂)方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設 (10,000m²) の
		場合)74
図	5-31	管路内露出型(金属)方式の経済性の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の
		場合)74
図	5-32	管路内露出型(金属)方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設 (10,000m²)
		の場合)
図	5-33	マンホール取水管路外流下液膜方式の経済性の評価結果 (東京・福祉施設
		(10,000m²) の場合)
図	5-34	マンホール取水管路外流下液膜方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設
•		(10,000m²) の場合)
図	5-35	処理水熱供給ケースにおける冷却水利用や再生水利用の効果の評価結果(東京モ
		デル・需要地までの距離 400m の場合)
1554		
[XI	5-36	
		管路仕様に基づく下水流量の推計(円形断面水路の流量の求め方)84 小規模街区における下水熱利用事業:システム概念図86

図 5-38	個別建物における下水熱利用事業:システム概念	87
図 5-39	バイオフィルムの傾向(イメージ)	90
図 5-40	2者体制と3者体制の連携体制の例	91
図 5-41	官民敷地境界線が施設の保有・管理区分となるケースの例	94
図 5-42	管路内設置型熱回収技術を用いるケースの例	94
図 5-43	官側の敷地内に民が管理する設備を置くケースの例	95
図 5-44	事業化段階のスケジュール (熱供給事業法適用の場合)	103
図 5-45	事業化段階のスケジュール(熱供給事業法適用外の場合)	104

表目次

表	2-1	下水熱を利用した熱供給事業事例	4
表	2-2	再生可能エネルギー熱を利用した熱供給事業事例(下水熱以外)	4
表	3-1	主な要素技術の概要1	0
表	3-2	下水熱利用の用途と特徴2	22
表	4-1	下水熱利用事業の類型化2	23
表	4-2	「後楽一丁目地区」における下水熱利用の概要2	24
表	4-3	「ソニーシティ(ソニー本社)」における下水熱利用の概要2	25
表	4-4	「ささしまライブ 24 地区」における下水熱利用の概要2	27
表	4-5	「堺市の大型商業施設」における下水熱利用の概要2	28
表	4-6	「仙台市のスーパーマーケット」における下水熱利用の概要2	29
表	4-7	ボーフム市下水熱利用事例における各種仕様3	31
表	5-1	建物用途別最大熱負荷原単位の設定例4	17
表	5-2	建物用途別年間熱負荷原単位の設定例4	17
表	5-3	冷(暖)房用年間熱負荷地域補正係数の設定例4	18
表	5-4	融雪の時間当たり負荷原単位の設定例4	18
表	5-5	管路内設置型熱回収技術において確認すべき事項5	51
表	5-6	CO ₂ 排出量原单位5	54
表	5-7	検討ケースの概要5	6
表	5-8	暖房・給湯の最大熱需要及び年間熱需要(処理水活用大規模熱供給利用方式	(,
		5	59
表	5-9	暖房・給湯の最大熱需要及び年間熱需要(処理水活用大規模熱供給利用方式	式
		以外)	50
表	5-10	処理水活用大規模熱供給利用方式の建設費の想定6	53
表	5-10	管路内設置型らせん方式の建設費の想定6	53
表	5-10	管底設置型(樹種)方式の建設費の想定6	54
表	5-10	管路内露出型(金属)方式の建設費の想定6	54
表	5-10	マンホール取水管路外熱交換器方式の建設費の想定6	54
表	5-11	熱源設備費と採熱設備費として考慮すべき設備例8	35
表	5-12	温度による処理状況調査結果(処理水質)8	39
表	5-13	2者体制と3者体制のメリット・デメリット9	2
表	5-14	下水熱利用に関する規制緩和の動向10	1
表	5-15	熱回収技術・設置主体ごとの法律上の取扱いの整理10)1

用語の一覧

本マニュアルで用いる用語の定義は以下の通り。

用語	定義	
一次エネルギー	石油・石炭・天然ガス等の化石燃料、原子力の燃料である	
	ウラン、水力・太陽・地熱等の自然エネルギー等自然から	
	直接得られるエネルギー(電気・ガソリン・都市ガス等、	
	一次エネルギーを変換や加工して得られるエネルギーのこ	
	とを二次エネルギーという)。	
エネルギーサービス事業	熱需要家に対して熱を供給するサービス事業者をいう。熱	
者	供給事業法に基づく熱供給事業者のほか、ESCO 事業(省エ	
	ネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業)等を	
	実施する民間事業者を含む。	
カスケード利用	熱利用の場合、一度発生させた高温の熱を、より低い温度	
	でも利用できる用途に段階的に利用する方法。	
コジェネ	一種類の一次エネルギー(例えば燃料)から連続的に二種類	
	以上の二次エネルギー(例えば電力又は動力と温度レベル	
	の異なる熱)を同時に発生させる設備。	
採熱設備	下水から熱を回収する設備で、熱交換器と熱源水配管から	
	なる。	
処理水	下水のうち、終末処理場において処理したものをいう。	
蓄熱	熱エネルギーを蓄え、必要な時に放熱するシステム。冷房、	
	冷蔵用などの冷熱蓄熱と暖房や給湯用の温熱蓄熱がある。	
熱供給事業	熱供給事業法に基づく許可を受け、一定地域内の建物群に	
	対して蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラント(熱源設	
	備の加熱能力 21 ギガジュール/時以上) から導管を通じて供	
	給する事業	
熱源水	熱回収を行う媒体をいう。具体的には、水もしくは不凍液	
	(ブライン) である。	
熱源水配管	熱交換器とヒートポンプ(又は吸収式冷凍機)の間に配置	
	される管をいう。熱源水配管内を熱源水が循環する。	
熱源設備	採熱設備で回収した熱を熱負荷に適したより高い温度に、	
	又は低い温度にする設備をいう。ヒートポンプ(又は吸収	
	式冷凍機)、循環ポンプ及び冷温水配管からなる。	
熱交換器	高温の流体の熱を低温の流体へ伝えて、低温の流体を加熱	
	する又は高温の流体を冷却するための装置。	
熱負荷設備	空調負荷、給湯負荷及び融雪負荷等の熱負荷を消費する	
	備をいう。具体的には空調でのファンコイルユニット、給	
	湯での出湯機器、融雪での融雪パネル等をいう。	

用語	定義		
熱利用者	熱源設備を設置・運用する者をいう。具体的には、都市開		
	発事業者、熱源設備の更新をしようとする者、エネルギー		
	サービス事業者等を想定している。		
ヒートアイランド現象	都市部において、人工排熱が増加し、また、地面の大部分		
	がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分		
	の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温		
	が高くなっている現象。		
ヒートポンプ	電気などのエネルギーにより、温度の低い部分から温度の		
	高い部分に熱を移動させる装置。冷媒の圧縮・膨張による		
	潜熱(気化熱)の移動を応用した装置。		
COP	Coefficient of performance(成績係数)の略。ヒートポンプの		
	エネルギー消費効率の目安として使われる係数をいう。ヒ		
	ートポンプでのエネルギー消費量 1kW あたりの冷却・加熱		
	能力を表した値である。		
ボイラ	火気、高温ガス又は電気を熱源とし、水又は熱媒を加熱し		
	て蒸気又は温水を作り、他に供給する装置。		
未処理下水	下水のうち、処理水以外のものをいう。		
冷温水	ヒートポンプ(又は吸収式冷凍機)と熱負荷の間を循環す		
	る媒体をいう。具体的には、水が用いられる。		
冷温水配管	ヒートポンプ(又は吸収式冷凍機)と熱負荷の間に配置さ		
	れる管をいう。冷温水配管内を冷温水が循環する。		
ロードヒーティング	地中に埋め込んだ熱源で地面を温める施設。		

1. 本マニュアルの目的と概要

1.1 本マニュアルの目的

1.1.1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、下水熱利用に関心を持つ地方公共団体や都市開発事業者等に対し、 下水熱利用事業の構想段階で必要な下水熱利用に関する基礎情報(意義、利用形態、計画の進め方等)や、事業化段階における関係者間の調整に資する情報を提供することを 目的とする。

【解説】

本マニュアルでは下水を熱源とする熱、すなわち下水熱の利用について解説する。下水熱は、未処理下水あるいは処理水から採熱可能な再生可能エネルギー熱である。下水熱はこれまで設備導入における初期費用の高さや、法規制等の課題があった。しかしながら、近年は熱回収のための技術開発とともに規制緩和が行われ、下水熱の需要に対して、より近い位置から供給する環境が整えられつつある。

本マニュアルでは、下水熱利用に関心を持つ地方公共団体(下水道部局、都市計画部局、環境部局等)や熱利用者(都市開発事業者等)に対し、下水熱利用に関する基礎情報(意義、利用形態、計画の進め方等)や、事業化段階における関係者間の調整に資する情報を提供することを目的とする。(図 1-1)

なお、本マニュアルは下水熱を都市開発事業者等が下水道施設以外で利用することを 推進することに主眼を置くが、下水熱の特長やシステム構成など基本情報については、 下水熱を下水道部局が下水道施設で利用する際にも参考となる。

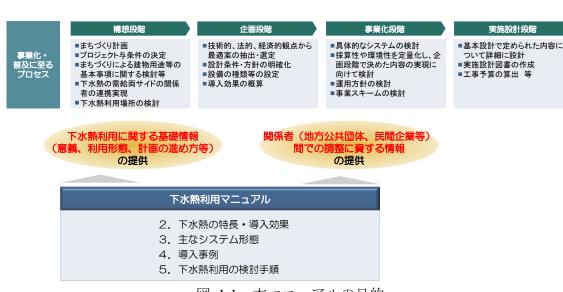


図 1-1 本マニュアルの目的

1.2 本マニュアルの構成

1.2.1 本マニュアルの構成

本マニュアルは、「下水熱の特長・導入効果」、「主なシステム形態」、「導入事例」、「下水熱利用の検討手順」から構成される。

【解説】

1.1.1 の目的を踏まえ、次章以降本マニュアルは以下のように構成される。

<本マニュアルの構成>

- 2. 下水熱の特長・導入効果
 - ✓ 再生可能エネルギー熱全般の特長とともに、他のエネルギーと比較して下水熱が特に優れる点について説明する。
- 3. 主なシステム構成
 - ✓ 下水熱利用における主なシステム形態として、熱回収技術、需要側の利用形態、両者を組み合わせたシステム形態について説明する。

● 4. 導入事例

- ✓ 既存の下水熱利用プロジェクトの事例について、類型化して紹介 する。
- 5. 下水熱利用の検討手順
 - ✓ 構想段階の検討手順の例、技術・システムの検討、モデルケース における事業採算性のケーススタディ、事業スキームの検討、必 要な許認可手続き等の実施について紹介・解説する。

2. 下水熱の特長・導入効果

再生可能エネルギー熱の特長 2. 1

2.1.1 再生可能エネルギー熱の特長

下水熱を含めた再生可能エネルギー熱利用の取組は日本全国で行われている。再生可 能エネルギー熱の利用により、高効率のエネルギーシステムを構築することで、一次エ ネルギーの消費量や CO₂排出量の削減に貢献できる。

【解説】

下水、河川水、地下水の温度は夏は外気温に比べて低く、冬は高くなる(図 2-1)。 また、地中の温度は季節による変動が小さく、常に外気との温度差がある。これらの温 度差は高効率のヒートポンプや熱交換器により冷暖房等のエネルギー源として安定的 に利用することができる。

下水熱を含め、このような再生可能エネルギー熱を用いた熱供給事業は日本全国で行 われている。表 2-1、表 2-2 の例のように再生可能エネルギー熱による熱供給事業のエ ネルギー効率」は高く、ほとんどの場合で平均以上になり2、投入した燃料以上のエネル ギー供給が得られやすい。

このような再生可能エネルギー熱の利用により、都市内で高効率のエネルギーシステ ムが構築でき、一次エネルギーの消費量や CO_2 排出量の削減に貢献できる(図 2-2)。

一方、再生可能エネルギー熱を利用するためには、近くに需要が存在することが必要 という制約もある。例えば、河川水を用いる場合は河川沿いに、大規模都市開発等の需 要が存在することが望まれる。

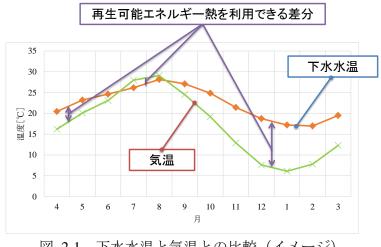


図 2-1 下水水温と気温との比較 (イメージ)

¹ エネルギー利用効率は「販売熱量 (GJ) /原・燃料使用量 (GJ)」として算出(電力使用量については熱 供給事業便覧に掲載の数値(1kWh=3.6MJ 換算)を 1kWh=9.76MJ として一次エネルギー換算)。

² 熱供給事業便覧掲載の「温度差エネルギー以外を含めた熱供給事業」の平均エネルギー利用効率は 0.74。

表 2-1 下水熱を利用した熱供給事業事例

地域	地区名	事業者名	エネルギー の種類	エネルギー 効率
岩手	盛岡駅西口	東北電力(株)	未処理下水	0.78
東京	後楽一丁目	東京下水道エネルギー(株)	未処理下水	0.92
千葉	幕張新都心ハイテク・ビジネス	東京都市サービス(株)	処理水	1.19

出所)「熱供給事業便覧 平成24年版」に掲載の事例より作成

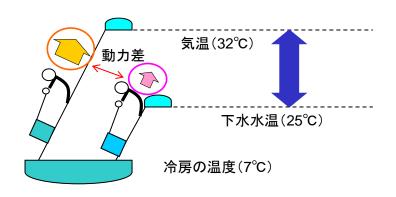
表 2-2 再生可能エネルギー熱を利用した熱供給事業事例(下水熱以外)

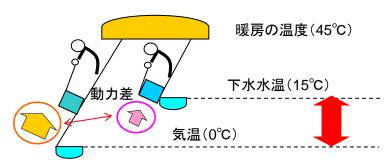
地域	地区名	事業者名	エネルギー の種類	エネルギー 効率
千葉	千葉問屋町	千葉熱供給(株)	中水	0.68
東京	箱崎	東京都市サービス(株)	河川水	0.94
群馬	高崎市中央・城址	東京都市サービス(株)	地下水	1.28
東京	東京スカイツリー	(株)東武エネルギーマネジメント	地中熱	1.36
愛知	中部国際空港島	中部国際空港エネルギー供給 (株)	海水	0.45
富山	富山駅北	北電産業(株)	河川水	0.76
大阪	中之島二・三丁目	関電エネルギー開発(株)	河川水	1.04
大阪	天満橋一丁目	オー・エー・ピー熱供給(株)	河川水	0.83
大阪	大阪南港コスモス クエア	大阪臨海熱供給(株)	海水	0.63
高知	サンポート高松	四国電力(株)	海水	1.14
香川	高松市番町	四国電力(株)	地下水	0.67
福岡	シーサイドももち	(株)福岡エネルギーサービス	海水	0.64
福岡	下川端再開発	(株)福岡エネルギーサービス	中水	0.74

出所)「熱供給事業便覧 平成 24 年版」に掲載の事例より作成

東京スカイツリーの事例のみ東部鉄道株式会社のニュースリリースの数値を引用

http://www.tobu.co.jp/file/pdf/40e34b08078a956eb1560989c7651c6f/130827-2.pdf?date=20130827114925





下水の温度は夏は外気温に比べて低く、冬は高くなるため、これを熱源とすることで温度差が小さくなり必要な動力が少なくて済む。

図 2-2 下水熱利用の効果

2.2 下水熱の特長

2.2.1 下水熱の特長

下水熱には他の再生可能エネルギー熱と比べて、都市域における熱需要家との需給マッチングの可能性が高く、また採熱による環境影響が小さいなど、複数のメリットがあり、今後の利用拡大が望まれる。

【解説】

下水熱は再生可能エネルギー熱の1つであるが、他の再生可能エネルギー熱と利用と 比べて以下のようなメリットが挙げられる。

- 下水熱は他の再生可能エネルギー熱と比べ都市内に安定的かつ豊富に存在していることから、都市域で発生する熱需要家との需給のマッチングの可能性が高い。
- ●河川水、地下水は環境影響の観点から取水制限について考慮する必要があるが、下水の取水による環境影響は小さい。
- ●下水再生水の水資源としての利用と下水熱利用をパッケージ化することで、省エネ、省 CO₂以外の観点からも環境面での貢献性の高い取組が可能となる。
- 下水道施設のストックを活用して社会に貢献できる。

このように下水熱利用は再生可能エネルギー熱利用の中でも特に多くのメリットを有する。日本では、下水道施設における利用が35箇所(平成24年度)行われていることに加え、下水道施設以外での地域における利用も進んでおり、13件程度(図2-3)実施されている。ポテンシャルは大きいため、下水熱利用の更なる普及が望まれる。

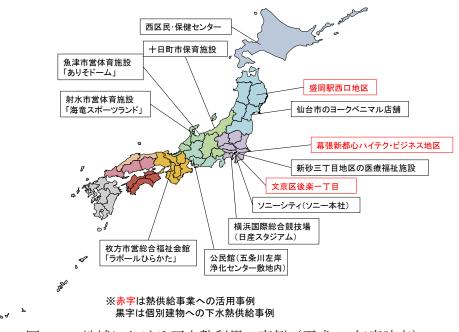


図 2-3 地域における下水熱利用の事例(平成 26 年度時点)

2.3 下水熱利用の導入効果

2.3.1 下水熱利用の導入効果

下水熱利用は、熱利用者にとっては省エネ効果、下水道管理者にとっては下水道資源 の有効利用による下水道のプレゼンス向上、地域社会(地方公共団体の都市計画部局・ 環境部局)にとっては地球温暖化防止など、各主体に有益な効果をもたらす。

【解説】

(1) 熱利用者の導入効果

下水熱利用により、熱利用者は、省エネ効果によるエネルギーコストの削減や冷却塔補給水が不要となることによる補給水の削減が望める。また、給湯・空調等に必要なエネルギーを削減できることから、BCPにおけるエネルギー対策の観点からも、下水熱利用は有望である。さらに、処理水を用いて下水熱利用を行う場合には、熱利用後の中水や環境用水として利用できる。蓄熱システムを組み合わせる場合には、下水熱と建物熱需要の発生時間のギャップを埋めることが可能であり、加えて蓄熱槽に蓄えられた冷温水は非常災害時には消防用水・トイレ用水等にも使うことができる³ため、水利用の観点からも防災対策となる。

加えて、下水熱利用は地球温暖化防止や、下水熱が地域に賦存するエネルギーであることからエネルギーの地域循環にも貢献し、CSR 活動(企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility)として位置づけることができる。

(2) 下水道管理者の導入効果

熱源供給者である下水道管理者にとって下水熱利用の導入効果は、下水道資源の有効活用による地域社会への貢献が挙げられる。特に、これまで下水道資源として下水汚泥や水資源としての処理水が中心であったため、下水処理場を有しない流域関連公共下水道*においては下水道資源の有効活用は限られていたが、下水熱は下水管路においても利用が可能であるため、下水処理場を有しない流域関連公共下水道においても有望な下水道資源である。このような下水道資源の有効活用を通じ、下水道の社会インフラとしてのプレゼンスの向上、下水道利用に関する住民への普及啓発等につながることが期待される。

特に、今後の下水道は既存ストックのマネジメントが中心となってくるため、下水処

³ 蓄熱槽に蓄えられた冷却水を空調に用いる際には、その水質について、「冷凍空調機器用水質基準ガイドライン」(日本冷凍空調工業会ガイドライン JRA-GL 02-1994) なども参照されたい。

⁴公共下水道(原則として市町村が設置)であるが、流域下水道(原則として都道府県が設置)の施設である管路・下水処理場に接続しているため、市町村では下水処理場を有していないもの。

理場の改築・更新や下水管路の更生に当たり、設備・事業に付加価値を与えることは、 資産運用により下水熱利用に係る料金収入等経営状況を改善できる可能性がある。

(3) 地域社会(地方公共団体の都市計画部局・環境部局)の導入効果

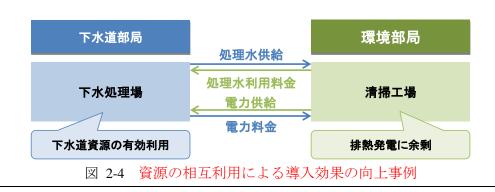
下水熱利用により、CO₂排出量が削減されることによる地域での地球温暖化の防止が図られる。また、冷房時には排熱を下水に排出することにより、室外機からの排熱抑制等、空調や給湯による大気への熱の放出が削減されることによるヒートアイランド対策等が図られる。熱利用者において冷却塔の設置が不要になる場合には、美観上の利点もある。これらを通して、環境に配慮した地域づくりが可能となる。

(参考) 資源の相互利用による導入効果の向上事例

処理水の利用事例では、下水処理場に隣接する清掃工場に対して処理水を供給する 代わりに、清掃工場の排熱発電による余剰電力を下水処理場に供給するケースがあ る。

本事例では、下水処理場を管轄する下水道部局、清掃工場を管轄する環境部局がそれぞれ相互に対して電力供給、処理水供給に係る料金を支払っている。電力料金については、清掃工場が電力会社へ売電する料金と同額に設定されているが、下水処理場にとっては電力会社から購入する料金よりも低く抑えられるため、電力料金の削減につながっている。

このように、互いが有する資源を有効利用することで、双方にとってのメリットに つながっている。



なお、下水熱利用に当たってはいくつかの留意点もある。事業のリスクについては「5.4.3 契約スキームの検討」を参照するほか、下水道施設への影響については、「民間事業者による下水熱利用手続ガイドライン」(平成24年12月12日国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課)に記載された「許可基準」なども参照されたい。

3. 主なシステム構成

3.1 システム構成

3.1.1 システム形態

熱回収技術と利用用途を組み合わせた利用のシステム形態は、利用する下水の種類、利用方法に応じて分類される。

【解説】

熱回収技術と利用用途を組み合わせた利用のシステム形態は、利用する下水の種類 (処理水、未処理下水)、利用方法(間接利用、直接利用)に応じて、図 3-1 の 3 タイ プに大別される。

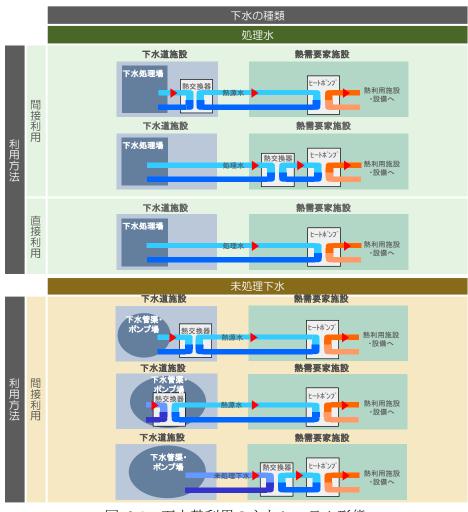


図 3-1 下水熱利用の主なシステム形態

注釈)民間事業者による未処理下水の取水は、都市再生緊急整備協議会、低炭素まちづくり協議会等にて整備計画の策定や検討を経て、下水道管理者の許可を受けることにより、未処理下水を利用することが可能となった(5.6 参照)。

3.1.2 要素技術

システムを構成する主な要素技術としては、採熱設備(熱交換器、熱源水配管)、熱源設備(ヒートポンプ又は吸収式冷凍機、冷温水配管)、蓄熱槽、熱負荷設備がある。

【解説】

システムを構成する主な要素技術としては、図 3-2 に示すとおり、採熱設備(熱交換器、熱源水配管)、熱源設備(ヒートポンプ、冷温水配管)、蓄熱槽、熱負荷設備がある。

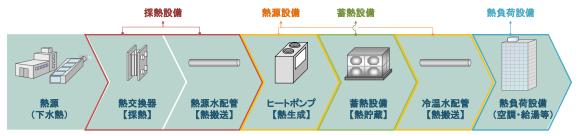


図 3-2 システムを構成する主な要素技術

表 3-1 主か要素技術の概要

衣 3-1 主な要素技術の概要					
要素技術		概要			
採熱設備		下水から熱を回収する設備で、熱交換器と熱源水配管からなる。			
	熱交換器	高温の流体の熱を低温の流体へ伝えて、低温の流体を加熱する又は			
		高温の流体を冷却するための装置。			
	熱源水配管	熱交換器とヒートポンプ (又は吸収式冷凍機) の間に配置される管			
		をいう。熱源水配管内を熱源水が循環する。			
熱源設備		採熱設備で回収した熱を熱負荷に適したより高い温度に、又は低い			
		温度にする設備をいう。ヒートポンプ(又は吸収式冷凍機)、循環			
		ポンプ及び冷温水配管からなる。			
	ヒートポンプ	電気などのエネルギーにより、温度の低い部分から温度の高い部分			
		に熱を移動させる装置。冷媒の圧縮・膨張による潜熱(気化熱)の			
		移動を応用した装置。			
	冷温水配管	ヒートポンプ (又は吸収式冷凍機) と熱負荷の間に配置される管を			
		いう。冷温水配管内を冷温水が循環する。			
蓄熱設備		熱エネルギーを蓄え、必要な時に放熱するシステム。冷房、冷蔵用			
		などの冷熱蓄熱と暖房や給湯用の温熱蓄熱がある。			
熱負荷設備		空調負荷、給湯負荷及び融雪負荷等の熱負荷が発生する設備をい			
		う。具体的には空調でのファンコイルユニット、給湯での出湯機器、			
		融雪での融雪パネル等をいう。			

3.2 熱回収技術

3.2.1 管路内設置型熱回収技術

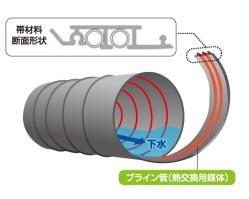
管路内設置型熱回収技術には、らせん方式、熱交換マット方式、管路内ヒートパイプ 方式、管路内露出型(金属)・管更生併用型、<mark>管底設置方式(樹脂)、</mark>管路一体型(樹脂) がある。

【解説】

管路内設置型による熱回収の主要な技術としては、らせん方式、熱交換マット方式、 管路内ヒートパイプ方式、管路内露出型(金属)・管更生併用型、管底設置方式(樹脂)、 管路一体型(樹脂)がある。

(1) らせん方式

- らせん更生管内部に熱媒管を配置し、下水 熱との熱交換を行う方式。
- 管更生工事と同時施工可能で工事費を抑制 でき、下水と熱交換管が直接触れる構造に よる効率的な熱回収が可能であるメリット。
- 既設管径 φ1000mm~2200mm・円形5・管の 屈曲角 10 度以下の管渠で施工可能(2014年2月時点)。



出所) 第1回下水熱利用推進協議会 資料

1) 導入動向

我が国では、平成24年度に大阪市においてB-DASHプロジェクト⁶にて実証事業を実施。その後、仙台市における実管路・実負荷による研究、実証事業を実施中。開発メーカーにて発売中。

2) 下水道への影響

- 管渠に対する占有断面積は、8.8%以下(占有面積比率最大となる最小更生径 φ910 mmの場合 8.8%)
- 既設管がコンクリート系の場合は、粗度係数が向上するために設置後最大流下能力は既設管能力を確保できる。
- 下水熱利用による下水の温度低下は、※0.2~0.5℃ (敷設距離 50m による試算)。

⁵ 自由断面については管路状況による

⁶ 国土交通省が実施する下水道革新的技術実証事業

※ただし、管路条件やシステム設計条件により異なる。

● 下水供用下施工可能。(管路更生工法と同条件)

3) 維持管理性

● 性能維持のための特別な作業は不要。(B-DASH 実証結果による)

(2) 熱交換マット方式

- 管渠の底部に熱交換マットを敷設し、マット中のチューブに不凍液等を通して下水との熱交換を行う方式。
- 管更生と同時施工可能で工事費を抑制でき、既存管径 800mm 以下の小径でも施工可能であるメリット。
- 下水は、常に水深が変動するが管底にマットを設置しているため採熱の変動が少ない。





管口部の状況(新潟県十日町市)

内表面と保護層下部

出所) 東亜グラウト工業株式会社 資料

1) 導入動向

我が国では、新潟県十日町市における実管路・実負荷による研究、実証事業を実施中。

2) 下水道への影響

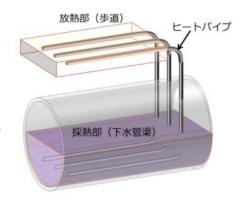
- 管渠に対する占有断面積は、更生材の他に熱交換マットおよび表面を保護するライナーの厚さ 15mm程度が増加するが、下水を流下させるための通水断面積は確保できる。
- 流下阻害への影響については、通常の管路更生と外観が変わらないため影響はない。
- 下水熱利用による下水の温度低下は、B-DASH プロジェクト実証結果からも下水温の 大幅な低下は無いため、本方式も同等と考えられる。
- 施工性は、通常の管路更生を行う作業に新たに熱交換マットおよび表面を保護する ライナー材の設置を行う工程(1日増加程度)が増える。

3) 維持管理性

● 通常の管路更生と外観が変わらず、性能維持のための管内浚渫や清掃作業が不要である。

(3) 管路内ヒートパイプ方式

- 管渠にヒートパイプの一端を敷設し下水熱と 熱交換を行う方式。融雪面に敷設したもう一 端へと下水熱が自動的に伝わる仕組み。
- 簡易かつ動力不要な融雪システムであるメリット。
- パイプの固定が人による作業のため、最小下 水管径はφ1000。



出所) 株式会社興和 資料

1) 導入動向

● 我が国で実証事業を実施中の事例あり。

2) 下水道への影響

- 設置本数によって若干変わるが、φ1000 (0.785 m²) に対し、地上部までの立ち上が り部分が占める面積も含め、占有断面積は概ね 5%程度。
- ・ 流下阻害への影響については若干見られるが、経過年数と比例するような大幅な流 下阻害は今のところ確認されていない(設置後1年程度と3ヶ月程度で夾雑物の付 着量に大きな差が見られない)。
- 採熱量が 300W/箇所程度であるため、明らかな下水温度低下は今のところ確認されていない。
- 施工性の良いヒートパイプを開発済であり、管壁との密着性は良い。
- システム上、放熱部で凝縮した熱交換媒体(液体)がスムーズに採熱部に戻る管勾配を確保することが必要である。そのため、放熱部と下水管の平面距離が離れる場合は、中間の熱伝達部分のパイプ勾配を充分に確保する工夫が必要である。

3) 維持管理性

● パイプを直入れしていることで夾雑物の付着等が認められることから、採熱パイプ 上流側の養生(モルタルによる擦付けなど)は必要になる可能性がある。

(4) 管路内露出型(金属)•管更生併用型

● 管路底部に金属製の熱交換器を後付方式で設置する。または、管更生時にも適用が可能である。

1) 導入動向

我が国では NEDO 7 のプロジェクト 8 にて熱通過率等が実証された。



出所)第4回下水熱利用推進協議会 資料

2) 下水道への影響

- NEDO プロジェクトに用いた実験施設では、更生後断面 φ900 の底部に外形 φ27 のステンレス管 13 本を半分埋め込んでいる。更生後の断面積 A=0.636m² に対して、熱交換器の面積は a=0.004m² であり、断面積 A に対する割合は 0.6%とごく小さいものである。但し、管渠の断面に余裕が無い場合は、流下能力照査を行うことが望ましい。
- 熱交換器は流水方向と平行に設置されるため、流況に与える影響は殆どないと考えられる。NEDOプロジェクトに用いた実験施設では、熱交換器を軸方向に接続する金具の一部が流積部分を占用したため、夾雑物の補足等、多少の流下阻害を与えたものと考えられる。普及段階においては、阻害要因とならない構造となるよう改良が必要である。
- NEDO プロジェクトに用いた実験施設による採熱実験結果では、約 0.5℃の水温低下がみられた。
- 供用中の下水管路に後付方式で設置する場合は、水替え工やバイパス管による施工 区間のドライ化が不可欠である。

3) 維持管理性

● 熱交換器本体は下水本管に固定されているため、個別の特別な管理は必要ない。下水本管からの離脱等構造的な管理は、下水本管の日常点検と同時に行うことが可能である。

⁷ 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

 $^{^8}$ 次世代型ヒートポンプシステム研究開発:都市域における下水管路網を活用した下水熱利用・熱融通技術

(5) 管底設置方式(樹脂)

- 管路内底部に樹脂製の熱交換器を後付方式で設置。または、管更生時に適用が可能。
- 水と熱交換管が直接触れる構造による効率的な熱回収が可能。
- 樹脂製のため、耐腐食性能が高い。
- 矩形や馬蹄形などの円形以外断面に も適用可能。
- 既設管径 φ800mm~2400mm (円形)、
 幅 800 mm~2400 mm (矩形, 馬蹄形)



出所) 積水化学工業株式会社 資料

1) 導入動向

開発メーカーにて発売中。

2) 下水道への影響

- 管渠に対する占有断面積は3.1%以下(占有面積比率最大となる最小口径 φ800 mmでの試算)
- 占有面積以外の流下阻害影響は確認されていない。
- 下水熱利用による下水の温度低下は、※0.2~0.5℃ (敷設距離 50m による試算)。 ※ ただし、管路条件やシステム設計条件により異なる。
- 下水供用下設置可能(ただし水深、流速に条件あり)

3) 維持管理性

● 管渠状況により異なるが、性能維持のための管内浚渫が必要な場合あり。

(6) 管路一体型(樹脂)

- 下水管路としての管内側下水とリブ部分の 熱源水との間で熱交換を行う方式。
- 新規に管路を敷設する場合に熱交換機能を もたせる管路として適用可能。

1) 導入動向

我が国では NEDO プロジェクト%にて熱通過率 等が実証された。

出所)第4回下水熱利用推進協議会 資料

2) 下水道への影響

- 熱交換機部分が管路の外側に付帯した一体構造となるため、管渠に対して熱交換器 が占有する断面積はない。
- 管路と熱交換器が一体となっており、下水が流下する管渠の外部に熱交換部がらせん状に設置されているため、流下阻害は起こさない。
- NEDO プロジェクトに用いた実験施設による採熱実験結果では、熱交換器の出入口間で約0.7℃の水温低下がみられた。
- 下水管路を新設施工と同様の方法で設置が可能であり、既存技術の活用が可能である。

3) 維持管理性

● 熱交換器本体と下水管が一体となっているため、熱交換器として個別の維持管理は 必要ない。下水本管の日常点検が維持管理となる。

⁹ 脚注8と同様

3.2.2 管路外設置型熱回収技術

管路外設置型熱回収技術には、ピット・熱交換分離方式、二重管方式、樹脂+アルミ方式、流下液膜式がある。

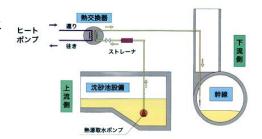
また、熱交換器への夾雑物流入を防止するためのスクリーン、オートストレーナが付属設備として必要な場合がある。

【解説】

管路外熱交換の主要な技術としては、ピット・熱交換分離方式、二重管方式、樹脂+ アルミ方式、流下液膜式がある。

(1) ピット・熱交換器分離方式

- 沈砂池設備等で夾雑物除去等を行った下水 を熱交換器に導き、熱交換を行う方式。
- ポンプ場などでは、複数の管きょから集積された下水を熱源として利用することができ、 大規模に熱利用することが可能。



出所)パンフレット「未処理の下水を熱源 とする地域冷暖房〜後楽一丁目地区」

1) 導入動向

我が国では、2ヶ所のポンプ場にて商用の事業 実績あり。

2) 下水道への影響

- 熱交換器などを水中部以外(地上部など)に設置することが可能であり、施工上の 制約が少ない。
- 管渠内で熱交換を行わないため、管渠に対する占有断面積はなく、流下阻害を起こ さない。

3)維持管理性

- 熱源取水ポンプ等を地上部へ引き上げ可能な構造とすることで、点検などが容易に 行える。
- 熱交換機が地上部にあるので、清掃等が容易。

(2) 二重管方式

- 二重管の内管側を取水した下水、外管側を熱源 水を通して熱交換を行う方式。
- 管路の繋ぎをコンパクトにして省スペースを実 現させる方式も存在する。

1) 導入動向

我が国では、NEDO プロジェクト10にて熱通過率 等の実証研究を実施。

2) 下水道への影響

管路外で熱交換する方式であるため、管内か ら下水の取水が必要となる。そのため、マン ホール内に下水取水装置として、スクリーン と取水ポンプのスペースがマンホールに必要 となる。





- 管路底部から取水を行う方式では、管渠に対す ^{出所)NEDO} 資料 る占有断面積はなく、流下阻害は起こさない。
- NEDO プロジェクトに用いた実験施設による採熱実験結果では、下水の取水量によ るが、熱交換器の出入口温度差で3~7℃であった。ただし、熱交換後の下水が本 管へ合流するが、下水本管の流量に対し取水流量は小さいため、下水本管を流れる 下水の温度低下は最大でも1℃未満であった。
- 熱交換配管と端部の接続を現場で組み立てることができ、施工が用意である。また、 端部が円管であるため、下水取水管、熱源水配管との接続も容易に行える。

3)維持管理性

流体の流速を上昇させ、圧送することで二重管内の付着物をフラッシュすることが でき維持管理が用意である。また、熱交換器の配管端部は分解清掃が可能でありメ ンテナンス性に優れる。

¹⁰ 脚注8と同様

(3) 流下液膜式

- スクリーンを経由して取水した下水を熱交換器の上部より流下させ、表面を伝わらせることで熱交換を行う方式。
- 常に下水を流下させることと、洗浄による適度なメンテナンスを行うことで、バイオフィルムの付着による影響を受けにくいメリット。
- 設置スペースが少し大きくなる可能性がある。



出所)第4回下水熱利用推進協議会 資料

1) 導入動向

我が国では NEDO プロジェクト¹¹にて熱通過率等が実証された。

2) 下水道への影響

- 管路外で熱交換する方式であるため、管内から下水の取水が必要となる。そのため、マンホール内に下水取水装置として、スクリーンと取水ポンプを設置する必要がある。
- 管路底部から取水を行う方式では、管渠に対する占有断面積はなく流下阻害は起こ さない。
- NEDO プロジェクトに用いた実験施設による採熱実験結果では、下水の取水量によるが、熱交換器の出入口温度差で1~3℃であった。ただし、熱交換後の下水が本管へ合流するが、下水本管の流量に対し取水流量は小さいため、下水本管を流れる下水の温度低下は最大でも1℃未満であった。
- 地上または、室内にケースを設置し、工場製作した熱交換部分と下水流下部分(落とし口)を設置するのみであるため、現場での施工性は良い。設置後、下水取水管と接続を行う。

3) 維持管理性

● 熱交換面に下水液膜状にして流下させるため、熱交換と同時に熱交換面の自浄作業 が得られる。また、開放型のため、洗浄等のメンテナンスが容易である。

¹¹ 脚注8と同様

(4) 付属機器 (マンホール取水用スクリーン)

- 管路外熱交換器に導水する下水に含まれる夾 雑物を予め補足するための設備。スクリーン形 状には、パンチングメタルやスリットが用いら れる。
- スクリーン裏面から、取水下水を用いたポンプ 洗浄や逆流洗浄機能を有する。

1) 導入動向

我が国ではNEDOプロジェクト12にて取水能力 や洗浄効果等が実証された。



2) 下水道への影響

人孔内底部のインバート部分にスクリーンを、 側部インバート肩部に取水ポンプや洗浄機構 を収納するため管渠断面相当の空間を確保で 出所)第6回下水熱利用推進協議会 資料 きる。

- 流下機能に影響を与えないシステムであるが、合流式下水道の洪水によるせ鵜日の 破損や流失等については、検討する必要がある。
- スクリーンシステムはユニット化されており、φ600 の人孔から搬入可能で設置の ために特殊な技術を必要としない。
- 既設人孔に設置する場合は、インバート底部及び肩部に、洗浄機構や送水ポンプ等 の格納スペースが確保できるかどうかが構造的な課題である。また、供用中でもあ ることから、水替え工やバイパス管対応など、ドライ化施工が可能なスペースを確 保する必要がある。

3) 維持管理性

● 日常点検においても人孔蓋を開けての作業になるため、人孔が車道にある場合は車 線占用等何らかの通行規制が生じる。また、下水水質の変動によっては、スクリー ンの洗浄機能が対応困難になる場合も考えられ、スクリーンの人力洗浄等、長時間 にわたる維持管理作業が必要になる。

¹² 脚注8と同様

3.3 ヒートポンプ

3.3.1 ヒートポンプ

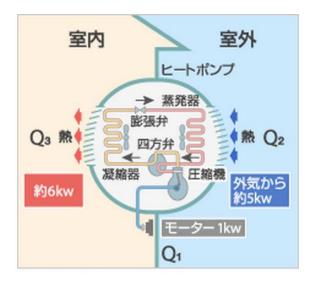
ヒートポンプとは、電気等のエネルギーにより低温部分から高温部分へと熱を移動させる装置であり、一般に消費電力の約3~6倍の熱を移動することができるため、省エネルギーにつながる。

【解説】

ヒートポンプとは、電気等のエネルギーにより低温部分から高温部分へと熱を移動させる装置である。多くは電動の圧縮機を利用したものだが、物質の化学変化を利用したものや、エンジンなど内燃機関と組み合わせたものもある。

図 3-3 に示すとおり、圧縮機、蒸発器、凝縮器、膨張弁の四つの基本要素とこれらを結ぶ配管から構成され、この配管の中を冷媒が循環する。冷媒は蒸発器で空気などの熱源から熱を吸収し、蒸発して圧縮機に吸い込まれ、高温・高圧のガスに圧縮されて凝縮器に送られる。ここで冷媒は熱を放出して液体になり、さらに膨張弁で減圧されて蒸発器に戻る。こうした冷媒ガスの圧縮・凝縮の繰り返しにより、熱の移動を行う装置である。

この際に使用する電気は、熱エネルギーとしてではなく、動力源としてのみ使用されるため、一般に消費電力の約3~6倍の熱を移動することが可能であり、省エネルギーにつながる。



● 圧縮機:

冷媒を圧縮し、高温高圧にして送り 出す機械

● 膨張弁:

冷媒を急激に膨張させ、低温低圧に させる装置

● 蒸発器:

外部から熱を吸収して冷媒を蒸発させる働きをする熱交換器

凝縮器:

冷媒を液化させて熱を外部へ放出す る働きをする熱交換器

図 3-3 ヒートポンプの基本原理

出所) 一般社団法人日本エレクトロヒートセンター

3.4 下水熱利用の用途

3.4.1 下水熱利用の用途

下水熱利用の用途は給湯利用、空調利用、融雪利用等がある。

【解説】

下水熱利用の用途は給湯利用、空調利用、融雪利用等がある。各々の特徴は表 3-2 のとおりである。

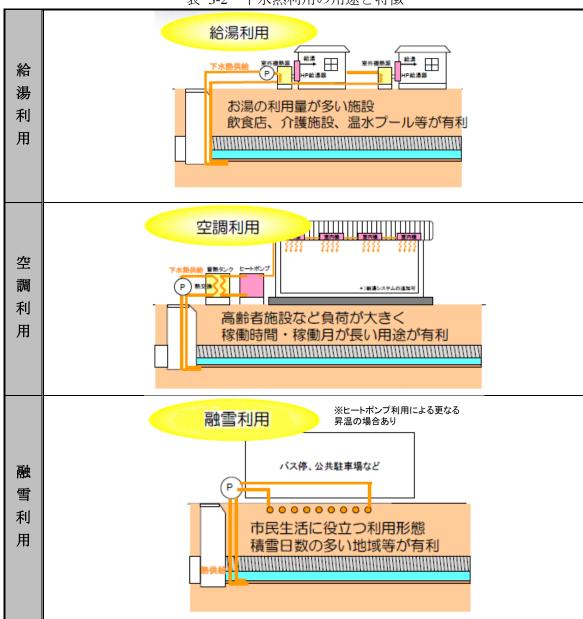


表 3-2 下水熱利用の用途と特徴

出所)第4回下水熱利用推進協議会資料

4. 導入事例

4.1 下水熱利用事業の類型

4.1.1 下水熱利用事業の類型

国内外における下水熱利用の既存事例は「下水熱供給元」、「下水熱利用規模」、「下水 再生水利用とのパッケージ化の有無」によって類型化される。

【解説】

国内外における下水熱利用の既存事例は「下水熱供給元(下水処理場及びポンプ場、 下水管路)」、「下水熱利用規模(複数施設への熱供給、個別施設への熱供給)」、「下水再 生水利用とのパッケージ化の有無」によって類型化される。以下に既存事業の例を整理 する。

表 4-1 下水熱利用事業の類型化

			下水熱利用規模	
			熱供給事業プラント への熱供給	個別施設での熱利用
下水熱供給元	下水 処理場 又は ポンプ 場	再生水利用なし	4.2.1「後楽一丁目地区」における熱供給事業への下水熱利用(未処理下水)	4.2.2「ソニーシティ(ソニー本社)」における下水熱利用
		再生水利用あり	4.2.3「ささしまライブ 24 地 区」におけるまちづくりと下 水熱利用のパッケージ化 ^{*1}	4.2.4「堺市の大型商業施設」 における下水熱利用、下水 再生水利用のパッケージ化 *1
	下水管路	国内	での実施例はない ^{※2} が、 今後導入の可能性	4.2.5「仙台市の食品スーパー」における給湯向け下水熱利用4.2.6「ドイツ:ボーフム市」における管路内採熱による公営温水プールへの下水熱供給

注釈) 各事例に付した番号は以降本章で各事例を紹介する際の節番号

※1:今後実施予定(平成26年度末時点)

※2:海外においては、ドイツ (ブレッテン市)、カナダ (バンクーバ市) 等の実施例がある

以降に各々の類型における既存事例の概要について示す。

4.2 下水熱利用事業事例

4.2.1 「後楽一丁目地区」における地域冷暖房への下水熱利用(未処理下水)

東京都文京区後楽一丁目地区では、ポンプ場を下水熱供給元に、熱供給事業プラント へ利用されている。

【解説】

東京都文京区後楽一丁目地区の熱供給事業においては、後楽ポンプ所の未処理下水を活用して、熱供給事業プラントで冷温水を製造し、ビル等に供給している。

東京都下水道局では、気温と下水温度の温度差を活用した下水の熱利用システム「アーバンヒート」を開発し、昭和 62 年 1 月、落合水再生センターに導入した。

このアーバンヒートの実施経験を活かし、大気汚染物質の削減など環境保全効果と省エネルギーを進めるために、下水の持つ熱エネルギーの利用対象を下水道施設以外にも広げ、東京都文京区にある後楽ポンプ所を含む周辺ビルを対象として、平成6年7月にわが国初の未処理下水を利用した熱供給事業をスタートさせた。

概要				
供給開始	平成6年7月			
供給先	熱供給事業プラント(東京下水道エネルギー株式会社)			
熱需要家	ホテル、業務ビル、娯楽施設 計7施設			
利用用途	空調用熱源			
計画供給面積	216 千m² (平成 25 年 3 月末時点)			
延床面積	242 千㎡ (平成 25 年 3 月末時点)			
熱需要量	冷熱 58,581GJ/年、温熱 21,718GJ/年(平成 24 年度)			

表 4-2 「後楽一丁目地区」における下水熱利用の概要

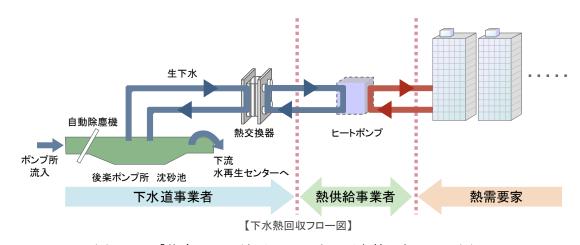


図 4-1 「後楽一丁目地区」における下水熱回収フロー図

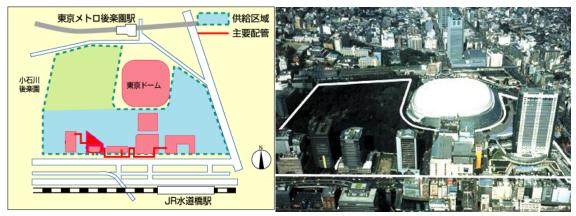


図 4-2 「後楽一丁目地区」における下水熱利用の対象地域

4.2.2 「ソニーシティ (ソニー本社)」における下水熱利用

東京都下水道局芝浦水再生センターでは、下水熱を隣接するソニーシティ(ソニー本社)の空調用の熱源として利用している。

【解説】

芝浦水再生センターの下水処理水を隣接するソニーシティ(ソニー本社)の空調用の 熱源として利用している。空調利用された処理水は水再生センターに返水される。民間 単独ビルとしては初の下水熱利用事例である。

この事例は下水熱を新たな空調用熱源として利用する可能性について検討したことをきっかけにスタートした。

導入効果として、年間約22トン(計画値)の CO_2 排出量を削減できる。(東京ドーム約1.3倍(約6ha)の森林が吸収する量に相当)

- 表 4-3 「ソニーシティ(ソニー本社)」における下水熱利用の	用の燃券
-----------------------------------	------

	概要
供給開始	平成 18 年 10 月
供給先	ソニーシティ(ソニー本社)
利用用途	空調用熱源
延床面積	162,888 m² (階数:地上20階、地下2階、塔屋2階)
供給量	下水処理水最大約6万㎡/日

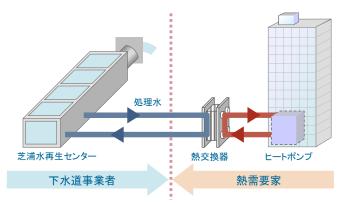


図 4-3 「ソニーシティ (ソニー本社)」における下水熱回収フロー図





図 4-4 「ソニーシティ (ソニー本社)」における下水熱利用の対象地域

4.2.3 「ささしまライブ 24 地区」におけるまちづくりと下水熱利用のパッケージ化

名古屋市「ささしまライブ 24 地区」では、下水再生水を民間事業者による熱利用に活用するとともに、運河の水質改善用水や修景用水としても利用することが計画されている。

【解説】

高度処理を導入する予定の露橋水処理センターから、都市開発を進めている「ささしまライブ 24 地区」に下水再生水を送水し、その再生水を民間事業者による熱利用に活用するとともに、運河の水質改善用水や修景用水としても利用することが計画されている。この計画は「ささしまライブ 24 地区」における既存の熱供給事業を、同地区へ送水する下水再生水の熱利用により効率化させ、 CO_2 排出量削減へ貢献するとともに、潤いのある水空間の創出にも寄与するものである。

表 4-4 「ささしまライブ 24 地区」における下水熱利用の概要

	概要
供給開始	露橋水処理センター稼働後
	(ガス・電気を利用した熱供給事業は平成24年4月稼働)
供給先	熱供給事業プラント (名古屋都市エネルギー株式会社)
熱需要家	事務所・商業・ホテル・コンベンション、大学、放送局の
然而安冰	3事業者を予定
利用用途	空調用熱源
延床面積	約28万m ² を予定(上記3事業者の延床面積)
供給量	約3万 m³/日を予定(熱供給事業熱源用水として)

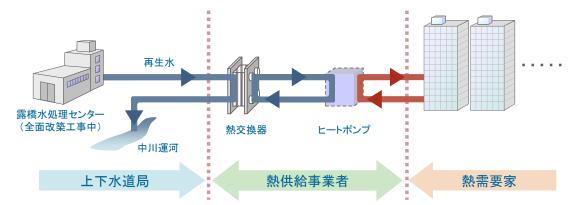


図 4-5 「ささしまライブ 24 地区」における下水熱回収フロー図



図 4-6 「ささしまライブ 24 地区」における下水熱利用の対象地域

4.2.4 「堺市の大型商業施設」における下水熱利用・下水再生水利用のパッケージ化

堺市鉄砲町では、「内川せせらぎ」へ親水用の再生水の導入とともに、市内の工場跡 地での開発が計画されている大型商業施設での下水熱利用が計画されている。

【解説】

既に三宝下水処理場から敷設済みの再生水放流管を延伸し、堺市の「仁徳陵・内川水環境・再生プラン」に基づき「内川せせらぎ」へ再生水を導入し、水環境改善を行うとともに、市内の工場跡地での開発が計画されている大型商業施設で給湯用途、空調用途での下水熱利用が計画されている。この計画は、下水再生水利用計画とイオンモール株式会社の商業施設開発に伴う熱需要の発生のタイミングが合致したことをきっかけにスタートした。

下水再生水の熱利用と水環境改善を合わせて実施すること及び給湯用途で温熱利用し、その後空調用途で冷熱利用する「カスケード利用方式」は日本初の取り組みである。この取組によって年間で7.2%の省エネルギー効果と、14トンのCO2排出量削減効果が見込まれている。

	衣 4-5 「奶」	100八至旬来旭畝」における「小杰門用の城安
		概要
供給開始		商業施設のオープン時を予定
供給先		工場跡地に建設の大型商業施設(イオンモール株式会社)
利用用途		給湯利用、空調利用 (カスケード利用)
延床面積		135,000m ² を予定
供給量		約 1500t/日を予定(内川せせらぎと商業施設への供給量)

表 4-5 「堺市の大型商業施設」における下水熱利用の概要

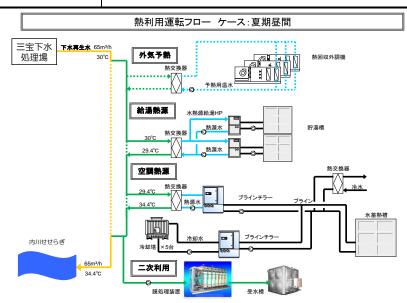


図 4-7 「堺市の大型商業施設」における下水熱回収フロー図 出所)第5回下水熱利用推進協議会資料



図 4-8 「堺市の大型商業施設」における下水熱利用の対象地域 出所)第5回下水熱利用推進協議会資料

4.2.5 「仙台市のスーパーマーケット」における給湯向け下水熱利用

仙台市では、らせん型熱回収更生管から回収した下水熱を、スーパーマーケット内の 給湯に利用している。

【解説】

平成 26 年 2 月現在、仙台市と積水化学工業株式会社は、下水道管渠熱利用システムの実使用下における評価検討、及び下水熱利用事業の普及促進に向けた課題整理のため、スーパーマーケット内での給湯を対象に、らせん型熱回収更生管による下水熱利用実証事業の共同研究を実施している。

この事例は、東日本大震災直後、国土交通省が設置した「下水道地震・津波対策技術検討委員会」による未来型志向の復旧提言に基づき、積水化学工業から仙台市に対して下水道の耐震化補強工事に合わせた熱回収技術の提案があったことをきっかけに開始した。耐震化工事にあわせて管渠の中に熱回収管を巻くことで、熱利用設備導入のコスト低減を4図っている。

表 4-6 「仙台市のスーパーマーケット」における下水熱利用の概要

	概要
供給開始	平成 25 年 11 月(実証開始)
供給先	商業店舗(株式会社ヨークベニマル若林店)
利用用途	給湯利用
負荷条件	利用温度 40℃、利用水量 4,600L/日
管路条件	合流管、既設管路径 Φ 1200mm (円形)、熱回収管敷設延長 45m 下水水位 15%

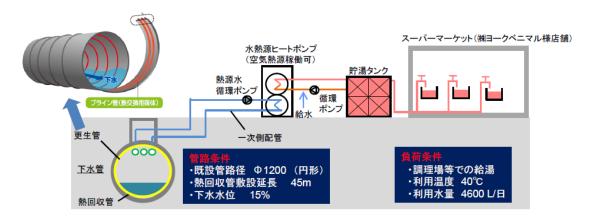


図 4-9 「仙台市の食品スーパー」における下水熱回収フロー図 出所)第4回下水熱利用推進協議会資料

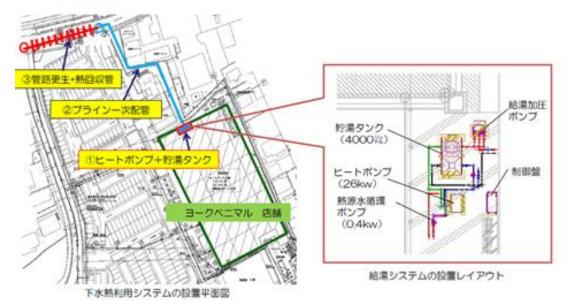


図 4-10 「仙台市」における下水熱利用システムの機器配置 出所)第4回下水熱利用推進協議会資料

4.2.6 「ドイツ:ボーフム市」における管路内採熱による公営温水プールへの下水熱供給

ドイツのボーフム市では、公営温水プールに下水熱を供給している。

【解説】

ドイツのボーフム市では、ボーフム市都市公社が事業主体となり、ボーフム市が所有する公営温水プールに下水熱を供給し、熱需要の73%を賄っている。

地下 12m に位置する下水管に熱交換器を設置し、150kW の熱を回収している。ヒートポンプから 190kW の熱、コジェネからは熱を 90kW とヒートポンプ用の電力を 50kW 供給している。また、旧式のボイラもバックアップとして設置している。

表 4-7 ボーフム市下水熱利用事例における各種仕様

項目	値	単位
下水最少流量	300	m³/時
最低下水温度	12	$^{\circ}$ C
下水のからの最低熱容量	800	kW
温水プールの年間熱需要	2,450	MWh/年
下水熱利用システム		
下水熱交換器の延長	19 及び 28	m
	(2 ユニット設置)	
下水熱交換器から建物への導管の距離	150	m
下水熱ヒートポンプ熱供給量	約 190	kW
下水熱ヒートポンプの年間利用時間	6,500	時間/年

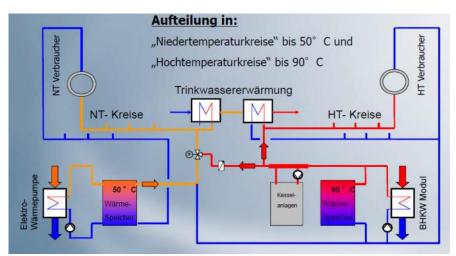


図 4-11 ドイツ:ボーフム市の公営温水プールにおける熱回収フロー図 出所)第3回下水熱利用推進協議会資料



出所)第3回下水熱利用推進協議会資料

5. 下水熱利用の検討手順

5.1 導入の検討手順

下水熱利用の導入は、需給マッチング、連携体制の構築等を行う構想段階、設備の種類等の設定・導入効果を概算する企画段階、FS 調査及び事業スキームの検討を行う事業化段階での検討を踏まえ、具体的な実施設計段階に繋げていく。

【解説】

下水熱利用の導入検討の初期である構想段階においては、下水熱利用の適地の選定及 び需要家探し(需給マッチング)、関係者間における情報共有や連携の実現などの検討 を行う。また、地方公共団体の都市計画部局・環境部局等においては、これらを支援す る情報提供等の役割が期待される。

次の企画段階では、熱需要施設・下水に関する基本条件を整理し、設備の種類等の設定・下水熱利用の導入効果を概算することで、下水熱利用の可能性があるか検討する。

下水熱利用の導入可能性が見込まれた際には、FS 調査により、熱需要施設・下水の詳細な現地調査と導入効果の評価を行う。あわせて、事業スキーム(具体的な連携体制、責任分界、契約スキーム等)について検討する。その後、具体的な実施設計を行う段階となる。

導入検討のフローは図 5-1 の通りである。以下に、下水熱の導入にあたって検討すべき事項について解説する。

導入の検討手順(5.1) 構想段階の検討手順の例(5.2) 下水熱利用の適地の選定及び需要家探し(需給のマッチング) 下水熱の関係者間の情報共有・発信、連携の実現 構想 段階 技術・システムの検討(5.3) データ・考え方の整理 下水熱利用の導入効果(採算性)の概算 モデルケースにおける導入効果のケーススタディ(5.4) 導入効果評価のモデルケース モデルケースにおける熱需要量と下水熱利用量の設定 企画 モデルケースにおけるコストデータの設定 段階 モデルスタディにおける環境性評価結果 モデルスタディにおける採算性評価結果 ケーススタディにおける結果のまとめ FS調査の準備・運用方針の検討 事業スキームの検討(5.6) (5.5)下水に関する詳細な現地調査 関係者の連携体制の構築 事業化 システム構成の検討 関係者の責任分界の検討 段階 維持管理等における留意点 契約内容の検討 必要な許認可手続き等の実施(5.7) 必要な許認可手続き等 具体的な実施設計段階へ

図 5-1 下水熱利用の検討フロー

注釈) 図中の括弧内の番号は以降本章で解説する節番号を表す。

下水熱利用事業の構想段階における検討にあたっては、下水熱利用の事業化に向けて、主体的に取り組む「推進役」と、「推進役」を行政計画等における下水熱利用の位置づけの明確化や各種情報の提供などにより支援するとともに、必要に応じ関係者の調整を行う「支援・コーディネート役」の役割が重要である。本章においては、先行事例における下水熱利用に至った経緯をもとに、それぞれの役割を担う主体を3つに整理した。

- 1) 「推進役」として熱利用者が検討する際の手順
- 2) 「推進役」として地方公共団体の下水道部局の手順
- 3) 「支援・コーディネート役」としての地方公共団体の都市計画部局や環境部局等 の役割

特に、案件形成に当たっては需給のスケジュール調整が重要である。熱利用者の立場からは、一般に空調・冷房等の設備検討は施設の設計全体の中でも後段に行われることが多いが、下水熱利用に当たっては配管敷設の土木工事など比較的大規模な工事が必要であること、また各主体間の調整に時間を要することなどから、検討のスケジュールが合致しない懸念がある。そのため、各主体間の連携体制を早期に構築することが肝要である。

なお、検討手順は個々の状況によって異なり、本章は下水熱利用事業を推進するため の参考資料という位置づけであるため、本章における手順に必ずしも従う必要はない。

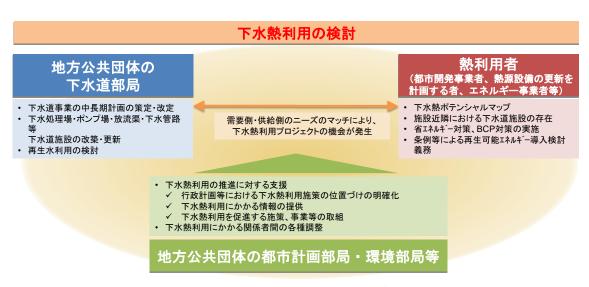


図 5-2 各主体における下水熱利用の契機と関係性

(参考) PR (パブリック・リレーションズ) の重要性と企画の進め方の例

「2.3.1 下水熱利用の導入効果」で示したように、下水熱利用による各主体の導入効果として、熱利用者によっては、CSR 活動としての位置づけ、下水道管理者にとっては、下水道資源の有効活用による地域社会への貢献などが挙げられる。これらの導入効果を高めることが円滑な事業の推進に有用である。また上述のように、下水熱利用事業では需給マッチングをはじめとした関係者間の連携が重要である。これらに資するのが PR (パブリック・リレーションズ) である。

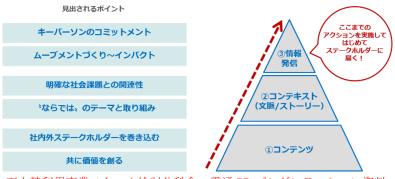
PR とは、メディアを通した情報発信のみならず、企業や行政、団体が公衆(パブリック)との間に、双方向のコミュニケーション活動を通じて、良好なリレーション (関係)を構築していくことである。下水熱利用事業においては、例えば、下水熱を利用する民間事業者と消費者との関係や、地方公共団体の下水道部局と下水の排出者たる住民との関係を構築することが挙げられる。

PR の企画には3段階が考えられる。第1にコンテンツ(情報発信の内容)の検討である。ここでは関係する主体の巻き込みが重要である。例えば、地球温暖化等社会的課題に敏感な NPO 等と協力することが考えられる。また、下水熱利用事業単体で考えるのではなく、「まちづくり」等面的な広がり、「再生可能エネルギー導入」「下水道資源」等テーマ、社会的課題としての広がりといった大きな枠組みの中で事業を考えると、関係する主体を含め事業への関心層のすそ野を広げやすい。

第2にコンテキスト(文脈/ストーリー)化である。下水熱利用事業は"手段"であり、何が社会的課題であり下水熱利用がどのように課題解決につながるのか等をストーリーとして構成し、 "伝わるコンテンツ"を創っていくことが重要である。

そのうえで、第3の情報発信である。事業のポイントとなる要素を抽出、キーメッセージやキーワードを検討して、キャッチコピー等含めステークホルダーに対して伝わりやすい基盤をつくっていくことが有用である。この検討プロセスにあたっては、既成概念にとらわれない意外性等インパクトをもった伝え方、"場"の創出につながる情報媒体の選択等が有用である。

(参考:第2回下水熱利用事業スキーム検討分科会電通 PR プレゼンテーション資料、第7回下水道政策研究委員会大屋委員資料)



出所)第2回 下水熱利用事業スキーム検討分科会 電通 PR プレゼンテーション資料 図 5-3 PR の企画の進め方の例

5.2 構想段階の検討手順の例

5.2.1 「推進役」としての熱利用者が検討する際の手順

都市開発事業者、熱源設備を更新しようとする者、エネルギーサービス事業者などの 熱利用者が「推進役」となる場合、「下水熱ポテンシャルマップ」等により下水熱利用 の可能性を把握した場合等を契機に下水熱利用の検討を開始し、関係者との連携体制の 構築などを進めていく。

【解説】

熱利用者が「推進役」となる際の検討手順(例)を図 5-4 に示す。

下水熱利用の検討の契機

- 建築物の更新や都市開発事業等にかかる計画検討段階において、
- ー「下水熱ポテンシャルマップ」等により下水熱利用の可能性を把握した場合
- 一施設近隣に下水処理場・ポンプ場等下水道施設が存在している場合 等
- ・建築物の新築等に当たり、条例等により再生可能エネルギー導入検討等が 位置づけられている場合
- •エネルギー価格高騰による省エネルギー対策や、災害対応のためのBCPにおける対策が必要となった場合

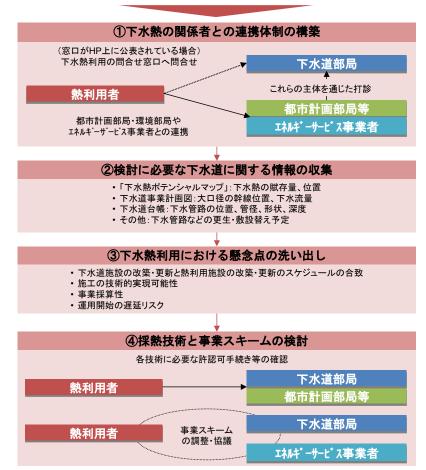


図 5-4 熱利用者が「推進役」となるケースの検討手順(例)

(1) 検討する契機

熱利用者が、下水熱利用を検討する契機としては、例えば以下が挙げられる。

- ① 建築物の更新や都市開発事業等にかかる計画検討段階において、
 - 「下水熱ポテンシャルマップ」等により下水熱利用の可能性を把握した場合 - 施設近隣に下水処理場・ポンプ場等下水道施設が存在している場合 等
- ② 建築物の新築等に当たり、条例等により再生可能エネルギー導入検討等が位置づけられている場合
- ③ エネルギー価格高騰による省エネルギー対策や、災害対応のための BCP における 対策が必要となった場合

(参考) 熱利用者が「推進役」となるケースの事例

- 業務核都市地区における下水熱利用事例 【上記の①】
 - ▶ 当該地区において地域熱供給事業の実施を希望するエネルギーサービス事業者より、県知事に対して下水処理排熱供給に関する依頼文書が提出された。
 - ➤ これに対し、県は地域熱供給事業の熱源として下水処理水を活用することを了 承し、下水処理水を利用するための施設(送水施設、送水管等)の建設に関す る具体的な検討を行い、実施に至った。
- 魚津市営体育施設における下水熱利用事例 【上記の①】
 - ▶ 当該地区は、自然環境と共生し、賑わいのある都市拠点の形成を目指しており、 当該施設はその主要な施設として、市の産業建設部局において建設が計画され た。
 - ▶ 当該施設の計画地が下水処理施設に隣接していたことから、下水処理水を冷暖 房の熱源として活用することで環境負荷低減を図る方針とし、実施に至った。

(2) 関係者との連携体制の構築

下水熱利用を検討するためには、熱源の供給側である地方公共団体の下水道部局と調整が必要であるが、熱利用者と下水道部局との連携体制が必ずしも構築されているとは限らない。直接的に連携体制を構築することが困難な場合には、例えば以下のようなアプローチが挙げられる。

- 地方公共団体の下水道部局が、下水熱利用の問合せに係る窓口・連絡先等を公表している場合には、問合せを行う。
- 都市開発事業者等が熱利用者であり、地方公共団体の都市計画部局・環境部局等と 連携体制が構築されている場合には、これらの部局を通じ下水道部局に打診する。
- 後述のように、エネルギーサービス事業者が調整のノウハウを有していることもあ

るため、エネルギーサービス事業者以外の熱利用者であれば、エネルギーサービス 事業者と連携し、下水道部局に打診する。

(3) 下水熱利用の検討に必要な下水道に関する情報の収集

地方公共団体の下水道部局と連携体制が構築されたら、下水熱利用の検討に必要な下 水道に関する情報提供を依頼する。構想段階で必要な情報として、例えば以下のような ものが挙げられる。

- 「下水熱ポテンシャルマップ」により、下水熱の賦存量や存在位置を把握する
- 下水道事業計画図などにより、大口径の幹線位置を把握するとともに、下水処理場の流入水量と集水区域面積から大まかな下水流量を把握する
- 下水道台帳により、下水管路の位置、管径、形状、深度などを把握する
- 下水処理場における下水温度の測定データを把握する
- 下水管路などの更生・敷設替え予定を把握する

(4) 懸念点の洗い出し

下水熱利用事業について一定の理解が深まったら、事業の実現に向けて各主体の懸念点を洗い出し、解決を図っていく。主な懸念点としては以下のものが挙げられる。

- 熱供給施設(下水道施設)の改築・更新と熱利用施設の改築・更新のスケジュールの合致
- 施工の技術的実現可能性
- 事業採算性
- 運用開始の遅延リスク

(5) 熱回収技術と事業スキームの検討

熱需要場所と下水熱利用が可能な下水道の状況の合致の見込みがあれば、事業採算性の検討とともに、熱回収技術の選定や事業スキームの検討を行う。

- 熱回収技術によって必要となる許認可手続きや地方公共団体において策定が必要な計画等が異なり、場合によってはこれら許認可や計画の策定等に時間を要するため、熱回収技術の候補とともに地方公共団体の各部局と事前の協議を行うことが円滑な事業の進捗につながる。
- ▼水熱利用に必要な設備の設置・管理、設置場所の確保、費用負担等の役割分担(事業スキーム)については、地方公共団体にどのような役割を期待するかを調整する必要である。事業スキームの検討については、「5.6事業スキームの検討」に詳述する。

5.2.2 「推進役」として地方公共団体の下水道部局が検討する際の手順

地方公共団体の下水道部局が「推進役」となる場合、下水道事業の中長期計画の策定や下水処理場等の改築・更新を契機に下水熱利用の検討を開始し、関係者との連携体制の構築などを進めていく。

【解説】

地方公共団体の下水道部局が「推進役」となる際の検討手順(例)を図 5-5 に示す。

下水熱利用の検討の契機

- 下水道事業の中長期計画の策定・改定
- •下水処理場·ポンプ場·放流渠·下水管路等 下水道施設の改築·更新
- 再生水利用の検討

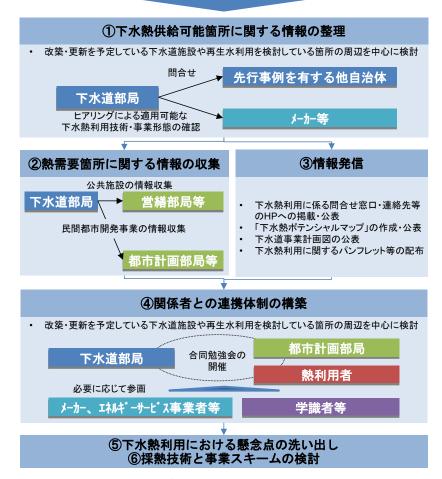


図 5-5 地方公共団体の下水道部局が「推進役」となる際の検討手順(例)

(1) 検討する契機

地方公共団体の下水道部局が、下水熱利用を検討する契機としては、例えば以下が挙げられる。

- ① 下水道事業の中長期計画の策定・改定を行う場合
- ② 下水処理場・ポンプ場・放流渠・下水管路等下水道施設の改築・更新を行う場合
- ③ 再生水利用の検討を行う場合

(参考) 地方公共団体の下水道部局が「推進役」となるケースの事例

- 某市福祉施設における下水熱利用事例 【上記の①】
 - ▶ 平成5年に策定された県の下水道資源リサイクル計画において、下水汚泥・下水処理水の有効活用の推進が掲げられた。
 - ▶ 某市の福祉関連部局では当該施設の建設にあたり、同計画に基づき、下水処理場で処理された処理水の熱を活用し、空調・プールの加温に利用することとした。
- 仙台市のスーパーマーケット(における下水熱利用事例 【上記の②】
 - ▶ 国土交通省の下水道地震・津波対策技術検討委員会では、下水道施設の復旧にあたっての基本方針として、「地域の復興のシンボルとして、将来に希望を描けるような拠点として、また地域の活性化に寄与する施設として次世代の技術を取り込む」ことを基本方針として掲げた。
 - ▶ 同委員会において、復興支援スキームを検討する過程において、メーカーより 「管路内設置型下水熱利用システム」が提案され、事業可能性調査を実施した。
 - ➤ その結果を踏まえ、事業化に向けた検討、関係者間での調整を行い、メーカーとの共同研究として実証事業を実施するに至った。
- 名古屋市「ささしまライブ 24 地区」における下水熱利用事例 【上記の②、③】
 - ▶ 当該地区は土地区画整理事業として都市開発が進められていたが、その同時期 に隣接する下水処理場の全面改築に伴い、高度処理を導入することとなった。
 - ➤ そこで、土地区画整理事業主体である市の都市計画部局と処理場の改築を建都する下水道部局にて、当該地区における処理場再生水の有効利用について検討を行うこととなった。

(2) 下水熱供給可能箇所に関する情報の整理

具体的な下水熱利用事業の実施個所を選定するに当たり、まずは下水道部局内で有する情報から、下水熱供給可能箇所を選定する。下水熱供給可能箇所の選定に当たっては、 以下のような方法が挙げられる。

- 下水処理場・ポンプ場・放流渠・下水管路等下水道施設の改築・更新を予定していたり、再生水利用を検討していたりする場合には、その予定・検討箇所の周辺を中心に検討する。
- 特に、下水流量が多い下水処理場・ポンプ場・放流渠のほか、下水管路のうちでも 大口径の幹線が有力である。
- ただし、小口径の下水管路であっても、下水熱を採熱することは可能であり、また 必ずしも管径が大きいほど流量が多いわけではない。下水流量の把握に当たっては、 下水熱ポテンシャルマップの策定も有用である。
- 所有する下水道施設においてどのような下水熱利用事業が可能であるかについては、先行事例を有する他の地方公共団体への問い合わせや、下水熱利用に関する技術を有するメーカー等へのヒアリングを実施することも有効である。

(3) 熱需要箇所に関する情報の収集

下水熱利用事業は、需給マッチングが必要であることから、熱需要箇所に関する情報を収集する。そのためには、地方公共団体内の他部局との連携が必要である。熱需要箇所に関する情報の収集に当たっては、以下のような方法が挙げられる。

- ▼水熱を利用する施設として公共施設は民間施設に比べ情報収集や調整が容易であることが多いため、地方公共団体内の営繕部局等から、公共施設の改築や、空調・給湯設備の更新等の情報を収集する。対象施設としては、熱需要量が大きいほど事業採算性がよい可能性が高いため、スポーツ施設、病院、福祉施設、温浴施設等が有力である。
- 都市計画部局・都市整備部局等が有している民間都市開発事業にかかる情報を収集 することも有効である。

(4) 情報発信

下水熱利用事業の導入に当たっては、下水道部局が自ら実施個所を選定する場合に限らず、熱利用者からの申請を促す情報発信も一つの手段である。情報発信として以下のような方法が挙げられる。

- 下水熱利用の問合せに係る窓口・連絡先等をホームページへの掲載等により、公表 する。
- 下水熱の賦存量や存在位置を容易に把握できる「広域版下水熱ポテンシャルマップ」 を作成し、公表する。
- 下水道事業計画図など、大口径の幹線が容易に把握できる資料を公開する。
- 下水道台帳の閲覧窓口において、下水熱利用に関するパンフレット等を配布する。

(5) 関係者間の連携体制の構築

熱利用者、地方公共団体内の関係他部局から下水熱利用に関する関心が芽生えてきたら、合同勉強会を開催することも考えられる。下水熱利用は今後の普及が期待されるが現状では導入事例が多くはないため必ずしも広く認知・理解されていないことから、パンフレット等により基礎情報から共有することも肝要である。この際、先行事例を有する他の地方公共団体の職員や、学識者、下水熱利用に関する技術を有するメーカー等を招くことも有用である。

(6) 懸念点の洗い出し

下水熱利用事業について一定の理解が深まったら、事業の実現に向けて各主体の懸念点を洗い出し、解決を図っていく。主な懸念点としては以下のものが挙げられる。

- 熱供給施設(下水道施設)の改築・更新と熱利用施設の改築・更新のスケジュール の合致
- 施工の技術的実現可能性
- 事業採算性
- 下水道施設・下水処理への影響

(7) 熱回収技術と事業スキームの検討

熱需要場所と下水熱利用が可能な下水道の状況の合致の見込みがあれば、事業採算性の検討とともに、熱回収技術の選定や事業スキームの検討を行う。

- 熱回収技術によって必要な地方公共団体において策定が必要な計画等が異なり、場合によってはこの計画の策定等に時間を要する。
- 下水熱利用に必要な設備の設置・管理、設置場所の確保、費用負担等の役割分担(事業スキーム)については、熱利用者とどのような役割分担を行うか協議する必要がある。事業スキームの検討については、「5.6事業スキームの検討」に詳述する。

5.2.3 「支援・コーディネート役」としての地方公共団体の都市計画部局・環境部局等の役割

下水熱利用の「推進役」となる熱利用者や下水道部局に対し、地方公共団体の都市計画部局・環境部局等は、各種の支援を行うほか、必要に応じて関係者間の調整の場を設けるなど、「支援・コーディネート役」としての役割が期待される。

【解説】

「下水熱利用は、都市活動に関連する CO₂排出量・エネルギー使用量の削減や建築物 や地区のB C P機能の向上等の効果が期待されるなど、低炭素まちづくりなどの都市政策、地球温暖化防止などの環境政策に寄与する施策であり、地方公共団体の都市計画部局・環境部局等においても、これら施策の推進にあたり、下水熱利用事業の「支援・コーディネート役」として積極的な役割を担うことが期待される。

「支援・コーディネート役」として都市計画部局・環境部局等に期待される役割を以下に示す。これらの役割を果たすためには、地方公共団体の都市計画部局・環境部局等と下水道部局が日ごろから連携体制を構築することが肝要である。

(1) 下水熱利用の推進に対する支援

- 1) 行政計画等における下水熱利用施策の位置づけの明確化
- 低炭素まちづくり法に基づく低炭素まちづくり計画、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)等における下水熱利用の位置づけ 等
- 2) 下水熱利用に関する情報の提供
- 下水道部局との連携による下水熱の賦存量や存在位置を容易に把握できる「広域版 下水熱ポテンシャルマップ」の作成、公表
- HPへの掲載、窓口設置等を通じた都市開発事業者等に対する下水熱利用に関する パンフレット等の配布
- 中心市街地等の枢要な地区における熱需要密度にかかるデータの整備・公表
- 3) 下水熱利用を促進する施策、事業等の取組
- 公共施設の整備や公有地を活用した民間開発の導入を行う場合等における下水熱 利用導入の促進
- 下水熱利用の導入促進を図る制度、施策の推進 例えば、一定規模以上の特定の建築物の新築等を行おうとする者に対し、再生可能 エネルギーを利用するための設備の導入にかかる措置の検討等を行うことが義務 づける条例の制定 等

(2) 下水熱利用に関する関係者間の各種調整

- 都市開発事業者等からの相談等に応じた下水道部局との連絡・調整体制の構築
- 民間都市開発等の都市開発プロジェクトを契機とした下水熱利用の検討における 都市開発事業者、エネルギー事業者、下水道部局等の関係者による勉強会、協議組 織の構築など協議の場の設置 等

5.3 技術・システムの検討

5.3.1 データ・考え方の整理

下水熱供給先の熱需要及び利用可能な下水熱量について、既存データ等を活用して推計する。

【解説】

(1) 熱需要に関する考え方の整理

下水熱供給先の熱需要を把握するため、対象施設の最大熱負荷及び年間総負荷を整理する。

既設の施設に対して下水熱を供給する場合は、既に得られているエネルギー消費量と 導入されている機器効率のデータに基づき、負荷を推計することにより精緻に熱負荷を 算出することができる。

冷暖房、給湯については、対象施設の詳細が未定な構想段階では、施設の延床面積と 単位床面積当たりの熱負荷(熱負荷原単位)から最大熱負荷と年間の熱負荷を想定する。 最大熱負荷と年間熱負荷は以下の式により算出される。

<最大熱負荷の算定>

最大熱負荷[kJ/h]

- = {最大熱負荷原単位[kJ/h・m]×延床面積[m]}
- ×冷(暖)房用最大熱負荷地域補正係数

<年間熱負荷の算定>

年間熱負荷[MJ/年]

- = {年間冷(温)熱負荷原単位[MJ/年・㎡]×延床面積[㎡]}
- ×冷(暖)房用年間熱負荷地域補正係数
- ※「冷(暖)房用最大熱負荷地域補正係数」、「冷(暖)房用年間熱負荷地域補正係数」は熱 負荷原単位の地域による違いを補正するための係数

*1MJ=1.000kJ

このとき、建物用途別の冷暖房、給湯の年間エネルギー負荷原単位の設定例として表 5-1 がある。

また、冷(暖)房用年間熱負荷地域補正係数の設定例を表 5-3 に示す。標準的な原単位

に以下の値を乗じて補正をかけることにより、地域毎の気候の特性を反映する。

上記の式と以下の表のデータに基づくと、例えば、沖縄の延床面積 2,000 ㎡の業務用建物における年間負荷は以下の通り算出される。

● 冷房: 293.0[MJ/年·㎡] × 2,000[㎡] × 1.5 = 87,900[MJ/年]

● 暖房: 129.6[MJ/年·㎡]×2,000[㎡]×0.07 = 18,144[MJ/年]

● 給湯: 9.4[MJ/年·㎡]×2,000[㎡] = 18,800[MJ/年]

表 5-1 建物用涂別最大熱負荷原単位の設定例

<u> </u>	7 1971 E 314	八 然 吳 雨 亦 平 [エッド/C//	
用途	最大負荷(W/m³)			
)11) <u>ve</u>	冷房	暖房	給湯	
事務所(標準型)	104.7	58.1	16.3	
事務所(OA 型)	123.3	34	16.3	
病院	104.7	95.3	46.5	
ホテル	87.2	77.9	116.3	
店舗	139.5	93.0	23.3	
スポーツ施設	122.1	122.1	814.0**	
住宅	46.5	34.9	18.6	

X1W=3.6kJ/h

※スポーツセンターの給湯負荷は建物規模[m]の影響が少ないため実数値で示す (MWh/y)。

出所) 天然ガスコージェネレーション計画・設計マニュアル 2008 (日本工業出版)

表 5-2 建物用途別年間熱負荷原単位の設定例

用途	年間負荷(MJ/年・㎡)			
加壓	冷房	暖房	給湯	熱量計
住宅	33.5	83.9	125.6	243.0
業務	293.0	129.6	9.4	432.0
商業	523.1	146.5	96.1	765.7
宿泊	418.7	334.8	334.8	1,088.3
医療	334.8	309.6	334.8	979.2

※本表の数値はコジェネを導入するような比較的規模の大きい建物に使用するものである。エネルギー負荷原単位は、建物床面積の規模が大きくなるにつれ高くなる傾向にあることから、比較的規模の小さい建物に本表の数値を使用すると、熱負荷は実際よりも大きい値を示す可能性がある。

出所)都市ガスによるコージェネレーションシステム計画・設計と評価(空気調和衛生工学会) (原資料の原単位を 1Mcal/m=4.186MJ/m † で換算)

表 5-3 冷(暖)房用年間熱負荷地域補正係数の設定例

	冷房	暖房
北海道	0.5	2.4
東北	0.7	1.4
北陸	0.9	1.4
関東	1.0	1.0
東海		
近畿	1.1	0.9
中国	1.1	0.9
四国		
九州	1.2	0.7
沖縄	1.5	0.07

出所)地域冷暖房技術手引き書((社)日本地域冷暖房協会)

なお、時刻別の負荷については、構想段階の検討においては必ずしも考慮する必要はないが、必要に応じ、FS 調査において調査する。

融雪については、対象施設の詳細が未定な構想段階では、融雪対象面積と単位面積当たりの熱負荷(熱負荷原単位)、稼働時間数から、時間当たり最大熱負荷と年間の熱負荷を想定する。時間当たり熱負荷と年間熱負荷は以下の式により算出される。

<時間当たり最大熱負荷の算定>

時間当たり熱負荷[W] = {熱負荷原単位[W/m²] × 延床面積[m²]}

<年間熱負荷の算定>

年間熱負荷 $[MJ/F] = {$ 熱負荷原単位 $[W/m] \times 延床面積[m] \} \times 稼働時間[h] * 0.0036$

¾1kWh=3.6MJ

このとき、融雪の時間当たり負荷原単位の設定例として表 5-4 がある。 また年間の稼働時間については、年間降雪日数等の気象条件等によって異なる。

表 5-4 融雪の時間当たり負荷原単位の設定例

熱負荷原単位(W/m²)	
100~300 程度	

出所)メーカー情報より設定

(2) 熱源に関する考え方の整理

1) 下水流量

下水熱利用システムで利用可能な下水熱量を把握するため、安定して利用できる下水 流量を調査し、月別の平均水量と最低水量を整理する。この際、下水の排除方式が合流 式の場合は、安定的に利用できる流量として晴天時の流量を用いる。

なお、時刻別の流量変化については、構想段階においては必ずしも把握する必要はないが、必要に応じ、FS 調査において調査するため、既存のデータがあれば可能な限り計画の早期の段階から活用することが効率的である。特に、冷熱負荷のピークとなる8月、温熱負荷のピークとなる2月については、代表日の時刻別水量を把握することが望ましい。

下水流量を把握するにあたっては、実際に採熱地点において下水流量を計測するのが最も正確な方法だが、実計測が不可能な場合、取得可能なデータに応じて以下の2つの方法がある。

a. 採熱地点近傍における既存の流量計測データの活用

放流水やポンプ場における揚水等、採熱地点近傍における流量データがある場合には、 そのデータを活用する。

そのとき、留意点として、採熱地点とデータが得られている地点の間の距離が離れている場合、両者の間にある流入下水の影響により誤差が大きくなることがある。

b. 既存の流量データに基づく流量推計

対象地域内の下水道施設(下水処理場、ポンプ場等)において計測されている下水流量から地域内のマンホールにおける流量を推計する方法である¹³。

各マンホールにおける下水流量は以下の式で表される。また、下水流量推定のイメージは図 5-6 のとおりである。

13 詳細については下水熱ポテンシャルマップ(広域ポテンシャルマップ)作成の手引き(平成 27 年 3 月環境省総合環境政策局、国土交通省水管理・国土保全局下水道部)を参照。

<各マンホールにおける流量の推計式>

$$G_m = G_1 \times \frac{\sum_{m=1}^{m} F_m}{\sum_{m=1}^{L} F_m}$$

 $G_m: マンホール M_m$ における推定下水流量[$m^3/日$]

 $G_1:$ 下水処理施設等における既知の実測下水流量[$m^2/$ 日]

 $F_m: マンホール M_m$ が受け持つ集水域内延床面積[m³]

L: 実測集水域内のマンホール数

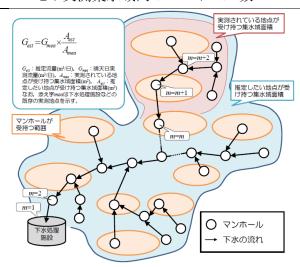


図 5-6 下水流量の推定イメージ

2) 下水温度

下水熱利用システムで利用可能な下水熱量を把握するためには、下水流量とともに下水温度を整理する必要がある。構想段階においては、月毎の平均水温を把握する必要がある。また、熱源機器の仕様を決定する段階においては、下水温度が変動した際の影響について検討するため、特に冬季の最低水温、夏季の最高水温を調査する必要がある。

下水温度を把握するにあたっては実際に採熱地点において下水温度を計測するのが最も正確な方法だが、実計測が不可能な場合、放流水やポンプ場における揚水等、採熱地点近傍における下水温度データがある場合には、そのデータを採熱地点の下水温度とする。

ただし、大規模温浴施設等高温・多量の排水が想定される施設が採熱地点の近傍に存在する場合、その影響により特異的に採熱地点の下水温度が上昇している可能性があるため、採熱地点において下水温度を計測することが望ましい。

3) その他確認すべき事項

施工の可否等を検討するため、周辺環境等を確認する。

a. すべての熱回収技術に関わる事項

- 下水管路と熱源設備(負荷)の間に配置される熱源水配管ルートを調査する。ルートの対象箇所の、既設管路(電気、ガス)や支障物の有無を調査する。民間事業者が調査を行う場合、施設管理者から提供を受ける。
- 施工の可否を判断するため、管路近傍のマンホールのサイズ、深さを確認する。下水道台帳を用いた調査であり、民間事業者が行う場合、所管自治体からの提供を受ける。
- 利用する下水が合流によるものか分流によるものか排除方式を確認する。下水道台 帳を用いた調査であり、民間事業者が行う場合、所管自治体からの提供を受ける。

b. 管路内設置型熱回収技術において確認すべき事項

表 5-5 管路内設置型熱回収技術において確認すべき事項

項目	調査方法
下水管径・管種	下水道台帳を用いた調査。民間事業者が調
布設後年数	査を行う場合、所管自治体からの提供を受
その他(曲がり、取付管位置)	ける。
関連計画(下水道設備耐震化計画、下水道	民間事業者が調査を行う場合、所管自治体
長寿命化計画等)	からの提供を受ける。

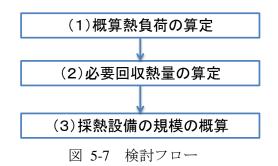
5.3.2 下水熱利用の導入効果(採算性)の考え方

下水熱利用システム導入時の採算性評価は、下水熱利用システムと従来システムの建設費と維持管理費の比較に基づき実施する。

【解説】

(1) 設備の種類等の設定

整理した熱需要・熱源の情報から、設備の規模を設定するフローを図 5-7 に示す。



1) 概算熱負荷の算定

5.3.1(1) で整理した熱需要に関する情報の整理から、下水熱で賄う熱量を概算する。 このとき、熱負荷に対してどの程度下水熱で賄うかについては、

- 最大熱負荷を下水熱で賄う
- 下水熱利用設備の利用率を保つため、年間熱負荷から平均的な熱負荷量を算定して下水熱で賄うものとし、熱負荷が大きいときには空気熱源等他の熱源を利用するなどといった考え方があり、環境性や事業性等を考慮して設定する。

2) 必要熱回収量の算定

ヒートポンプを介して下水熱を利用する場合、1)概算熱負荷の算定で決定した下水 熱で賄う熱負荷から、以下の式により、必要な下水からの熱回収量、下水への放熱量を 算定する。

<温熱利用時>

下水からの必要熱回収量=下水熱で賄う熱負荷×(加熱COP-1)/加熱COP <冷熱利用時>

下水への必要放熱量=下水熱で賄う熱負荷×(冷却COP+1)/冷却COP

3) 採熱設備の規模の概算

下水熱利用における代表的な熱回収技術は、3.2 に示したように、管路内設置型熱回収技術として、らせん方式、熱交換マット方式、管路内ヒートパイプ方式、管路内露出型(金属)・管更生併用型、管路一体型(樹脂)があり、管路外設置型熱回収技術として、二重管方式、ピット・熱交換器分離方式、熱交換ピット方式、樹脂+アルミ方式、流下液膜式がある。

周辺環境等に応じて熱回収技術を選択し、(2)で算定した必要な下水からの熱回収量、下水への放熱量に基づき、以下の式により、採熱設備の規模を概算する。

<温熱利用時>

探熱設備の規模=下水からの必要熱回収量/採熱設備の単位規模あたり採熱量 <冷熱利用時>

採熱設備の規模=下水への必要放熱量/採熱設備の単位規模あたり採熱量

(2) 採算性・環境性の概略試算

1) 省エネルギー効果

下水熱利用システム導入による省エネルギー効果は、下水熱利用システムの導入前後のエネルギー消費量の差分から算出する。

下水熱利用システム導入による省エネルギー効果は、下水熱利用システムの導入前後のエネルギー消費量の差分から算出できる。

下水熱利用システム導入後のエネルギー消費量は、主にヒートポンプの消費エネルギーと循環ポンプ等補機の消費エネルギーからなる。

ヒートポンプの消費エネルギーは、以下の式から算出する。

ヒートポンプの消費電力=下水熱で賄う熱負荷/COP

補機の消費エネルギーについては、熱源と熱需要の距離等にもよるが、ヒートポンプ の消費エネルギーの5%程度である事例がある。

2) CO2削減効果

下水熱利用システム導入による CO_2 削減効果は、下水熱利用システムの CO_2 排出量と従来システムの CO_2 排出量の差分に基づき以下のように算出できる。

<下水熱利用システムの CO2排出量14>

 CO_2 排出量[kg] = 年間電力消費量[kWh] × 電力 CO_2 排出量原単位[kg/kWh]

<従来システムの CO2 排出量15>

 CO_2 排出量[kg] = 年間電力消費量[kWh] × 電力 CO_2 排出量原単位[kg/kWh] + 年間ガス使用量 $[N\ m^2]$ × ガス CO_2 排出量原単位 $[kg/N\ m^2]$

<下水熱利用システム導入による CO_2 削減効果> CO_2 削減効果[%]

 $= \frac{ 下水熱利用システムの<math>\mathrm{CO}_2$ 排出量[kg] - 従来システムの CO_2 排出量[kg] 従来システムの CO_2 排出量[kg]

主要なエネルギー種における CO₂排出量原単位は表 5-6 のとおりである。

表 5-6 CO₂排出量原単位

出所) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 ホームページ16

3) 導入効果の概略試算(事業性)

下水熱利用システム導入時の事業性評価は、下水熱利用システムと従来システムの建設費(イニシャルコスト)と維持管理費(ランニングコスト)の比較に基づき実施する。

建設費と維持管理費に基づく事業性評価の指標の 1 つとして以下の式で表される投資回収年数が挙げられる。事業性の観点からは投資回収年数が短いことが望ましい。

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/h26_coefficient.pdf

¹⁴ 補助熱源としてガス利用設備等を用いる場合は、必要に応じてそれらのエネルギーの使用量と排出量原単位により CO₂排出量を算出する。

¹⁵ 従来システムで用いられるエネルギー種が電力、ガス以外の場合は、必要に応じてそれらのエネルギーの使用量と排出量原単位により CO₂排出量を算出する。

¹⁶ 以下 URL を参照。

投資回収年数[年] = $\frac{\Gamma x 熱利用システムの建設費[円] - 従来システムの建設費[円]}{従来システムの運転費[円] - 下水熱利用システムの運転費[円]$

- 建設費には、熱交換器、オートストレーナ、ヒートポンプ、補機及び関連工事費等 が含まれる。
- 維持管理費には、エネルギー使用料(電力料金、都市ガス料金等)、保守点検費、 施設占用料、下水熱利用に係る料金(熱源使用料)等が含まれる。

5.4 モデルケースにおける導入効果のケーススタディ

5.4.1 導入効果評価のモデルケース

下水熱利用事業の採算性・環境性に関する目安を把握するため、5つの熱回収技術を基にモデルケースを設定し分析している。

【解説】

下水熱利用事業の事業採算性・環境性の目安を把握するため、モデルケースを設定して採算性評価を行った。モデルケースとして、表 5-7 に示すとおり、計5パターンを設定した。

熱回収 システム	地域	対象建物	熱利 用 用途	熱利用 システム	下水熱量	需要 地で 距離
a 処理水活用	・東京	東京:ホテル	・暖房	・水熱源 HP	熱源水全量	100~
大規模熱供	• 札幌	$30,000 \text{m}^2$	給湯	・ボイラ(給湯	を下水でカ	500m
給方式		・札幌:ホテル		追い焚き用)	バー	
		30,000m ²				
b 管路内設置	・東京	•東京:福祉施設	・暖房	・水熱源 HP	管路内熱交	50m
型らせん方	• 札幌	10,000m2	給湯	ボイラ(給湯	換器の長	
式		•札幌:福祉施設		追い焚き用)	さ:	
		10,000m2			100m/200m	
c 管底設置型	・東京	· 東京: 福祉施設	・暖房	・水熱源 HP	管路内熱交	50m
(樹種)方	• 札幌	10,000m2	給湯	ボイラ(給湯	換器の長	
式		•札幌:福祉施設		追い焚き用)	さ:	
		10,000m2			100m/200m	
d 管路内露出	・東京	•東京:福祉施設	・暖房	・水熱源 HP	管路内熱交	50m
型(金属)	• 札幌	10,000m2	給湯	ボイラ(給湯	換器の長	
方式		•札幌:福祉施設		追い焚き用)	さ:	
		10,000m2			100m/200m	
e マンホール	・東京	•東京:福祉施設	・暖房	・水熱源 HP	スクリーン	100m
取水管路外	• 札幌	10,000m2	給湯	· 空気熱源 HP	取水能力:	
流下液膜方		•札幌:福祉施設		ボイラ(給湯	14L/s/40L/s	
式		10,000m2		追い焚き用)		

表 5-7 検討ケースの概要

各検討ケースにおけるシステム構成及び採算性の比較を行う基準システム(空気熱源 ヒートポンプ及びボイラ)を図 5-8 に示す。

なお、本節におけるシステム構成は一般的に考えられるものを設定しているが、システム構成を変更することにより結果は変わりうる。

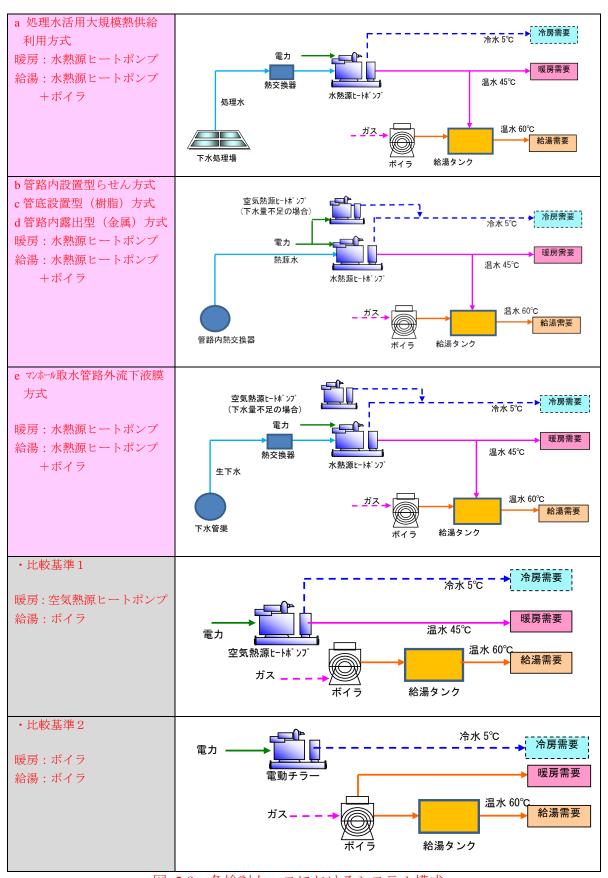
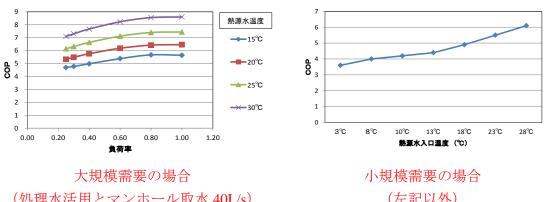


図 5-8 各検討ケースにおけるシステム構成

また、検討ケースにおける水熱源ヒートポンプ及び比較基準ケースにおける空気熱 源ヒートポンプの効率については、それぞれ図 5-9、図 5-10 に示すとおり想定した。



(処理水活用とマンホール取水 40L/s)

(左記以外)

図 5-9 水熱源ヒートポンプの効率

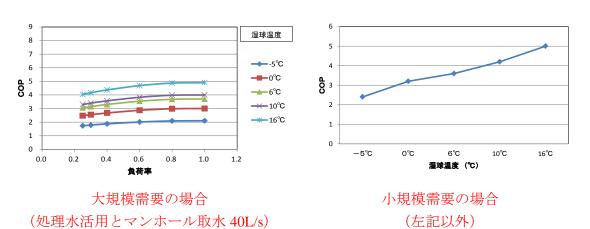


図 5-10 空気熱源ヒートポンプの効率

5.4.2 モデルケースにおける熱需要量と下水熱利用量の設定

設定した5つのモデルケースについて、文献等から熱需要量を設定し、また採熱設備 の条件等から熱需要量に対する下水熱利用量を設定する。

【解説】

(1) 熱需要量の想定

1) 処理水活用大規模熱供給利用方式

処理水活用大規模熱供給利用方式における、暖房・給湯の最大熱需要、年間熱需要、 及びヒートポンプ、ボイラの年間熱負荷の想定を表 5-8 に示す。

また、各月における時刻別の熱需要パターンを図 5-11 及び図 5-12 に示す。

表 5-8 暖房・給湯の最大熱需要及び年間熱需要(処理水活用大規模熱供給利用方式)

文 5 6 800 相隔 5 X 7 X M M X X 5 X M M X 5 X M M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X M M X 5 X							
	東京・ホテル (30,000m²)		札幌・ホテル(30,000m²)				
	最大	年間	最大	年間			
	[kW]	[MWh/年]	[kW]	[MWh/年]			
暖房需要	2,337	2,790	3,506	6,696			
給湯需要	3,489	2,790	4,187	3,348			
ヒートポンプ熱負荷		4,613	_	9,095			
ボイラ熱負荷	_	967	_	949			

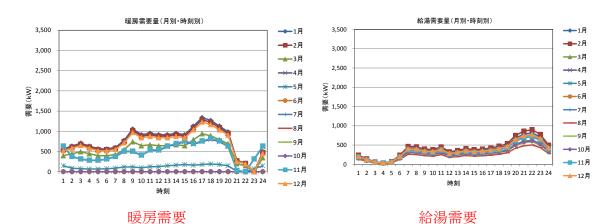


図 5-11 各月における時刻別の熱需要パターン(東京・ホテル (30,000m²) の場合) (処理水活用大規模熱供給利用方式)

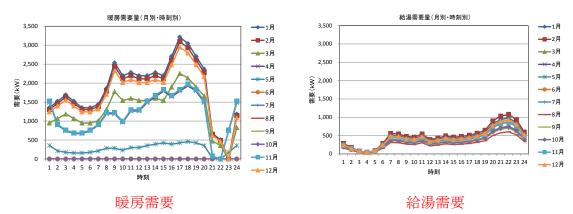


図 5-12 各月における時刻別の熱需要パターン(札幌・ホテル 30,000m²) の場合) (処理水活用大規模熱供給利用方式)

2) 処理水活用大規模熱供給利用方式以外

処理水活用大規模熱供給利用方式以外の管路内設置型らせん方式、管底設置型(樹脂)方式、管路内露出型(金属)方式、マンホール取水管路外流下液膜方式における、暖房・給湯の最大熱需要、年間熱需要、及びヒートポンプ、ボイラの年間熱負荷の想定を表 5-9 に示す。

また、各月における時刻別の熱需要パターンを図 5-13 及び図 5-14 に示す。

表 5-9 暖房・給湯の最大熱需要及び年間熱需要 (処理水活用大規模熱供給利用方式以外)

(= ± 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	東京・福祉施設(10,000m²)		札幌福祉施設(10,000 m²)				
	最大	年間	最大	年間			
	[kW]	[MWh/年]	[kW]	[MWh/年]			
暖房需要	953	860	1,430	2,064			
給湯需要	465	930	558	1,116			
ヒートポンプ熱負荷	_	1,469		2,486			
ボイラ熱負荷	_	321	_	316			

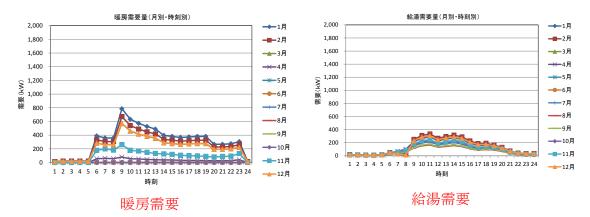


図 5-13 各月における時刻別の熱需要パターン(東京・福祉施設(10,000m²)の場合) (処理水活用大規模熱供給利用方式以外)

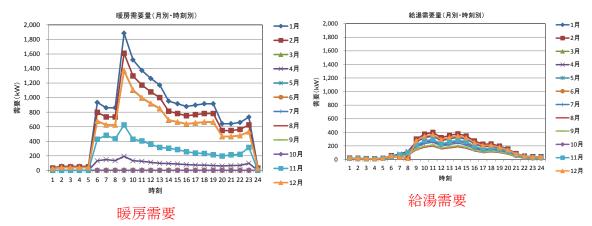


図 5-14 各月における時刻別の熱需要パターン(札幌・福祉施設(10,000m²)の場合) (処理水活用大規模熱供給利用方式以外)

(2) 各検討ケースにおける熱源機容量及び下水熱依存率の想定

上述の年間熱需要及び最大熱需要の想定を踏まえ、検討ケースにおけるヒートポンプの加熱容量については表 5-10 に示すとおり想定した。

表 5-10 下水熱利用水熱源ヒートポンプの過熱容量の想定

		水熱源ヒートポンプの加熱容量[kW]		
		東京	札幌	
a. 処理水活用大規模熱供 給方式	距離によらず、 同一の容量を想定	2,571	3,856	
b. 管路内設置型らせん方	熱交換器長さ 100m	90	90	
式	熱交換器長さ 200m	180	180	
c. 管底設置型(樹脂)方式	熱交換器長さ 100m	90	90	
	熱交換器長さ 200m	180	180	
d. 管路内露出型(金属)方	熱交換器長さ 100m	113	113	
式	熱交換器長さ 200m	225	225	
e. マンホール取水管路外	取水能力 14L/s	293	293	
流下液膜方式	取水能力 40L/s	837	837	

このとき下水熱依存率(暖房・給湯の年間熱需要のうち、下水熱利用水熱源ヒートポンプで賄う割合)は表 5-11 に示すとおりとなる。

表 5-11 下水熱利用水熱源ヒートポンプの過熱容量の想定

		下水熱依存率		
		東京	札幌	
a. 処理水活用大規模熱供 給方式	距離によらず、 同一の容量を想定	100%	100%	
b. 管路内設置型らせん方	熱交換器長さ 100m	32.5%	20.1%	
式	熱交換器長さ 200m	48.4%	29.7%	
c. 管底設置型(樹脂)方式	熱交換器長さ 100m	34.4%	21.2%	
	熱交換器長さ 200m	52.6%	32.9%	
d. 管路内露出型(金属)方	熱交換器長さ 100m	40.3%	22.7%	
式	熱交換器長さ 200m	61.1%	40.0%	
e. マンホール取水管路外	取水能力 14L/s	71.8%	47.8%	
流下液膜方式	取水能力 40L/s	82.1%	88.4%	

5.4.3 モデルケースにおけるコストデータの設定

設定した5つのモデルケースの事業採算性評価のため、市場情報等から各設備のコストデータを設定する。

【解説】

(1) 建設費

各検討ケースにおける建設費の想定を以下に示す。

なお、特に土木工事費は工事状況によって変動があることに留意が必要である。また、 下水管路内工事については水替え工事費を含んでいない。

1) 処理水活用大規模熱供給利用方式

処理水活用大規模熱供給利用方式の建設費については表 5-12 に示すとおり想定した。

表 5-12 処理水活用大規模熱供給利用方式の建設費の想定

2	以
水熱源HP	30千円/kW(冷暖)、機器単体
電動チラー	20千円/kW(冷専チラー)、機器単体
空冷HP	25千円/kW(冷暖)、機器単体
ボイラ(貫流)	8千円/kW、機器単体
下水熱交換器	10千円/kW
オートストレーナー	8千円/(m3/h)、機器単体
熱源水ポンプ	30千円/kW、機器単体
処理水配管工事(配管)	3,000千円/t(配管重量)
処理水配管工事(土木)	1,500千円/m

2) 管路内設置型らせん方式

管路内設置型らせん方式の建設費については表 5-13 に示すとおり想定した。

表 5-13 管路内設置型らせん方式の建設費の想定

水熱源HP	108千円/kW(暖)、機器単体
電動チラー	25千円/kW(冷専チラ-)、機器単体
空冷HP	30千円/kW(冷暖)、機器単体
ボイラ(貫流)	10千円/kW、機器単体
蓄熱タンク(HP温水)	200千円/m3(工事費込)
管路内熱交換器	120千円/m
熱源水ポンプ	30千円/kW
熱源水配管	100千円×50m(敷地内埋設)

3) 管底設置型(樹脂)方式

管底設置(樹脂)方式の建設費については表 5-14 に示すとおり想定した。

表 5-14 管底設置型 (樹脂) 方式の建設費の想定

水熱源HP	108千円/kW(暖)、機器単体
電動チラー	25千円/kW(冷専チラー)、機器単体
空冷HP	30千円/kW(冷暖)、機器単体
ボイラ(貫流)	10千円/kW、機器単体
貯湯槽	200千円/m3(工事費込)
管路内熱回収設備	120千円/m
熱源水ポンプ	30千円/kW
熱源水配管	100千円×50m(敷地内埋設)

4) 管路内露出型(金属)方式

管路内露出型(金属)方式の建設費については表 5-15 に示すとおり想定した。

表 5-15 管路内露出型(金属)方式の建設費の想定

A C C D D P D T T P D D	
水熱源HP	108千円/kW(暖)、機器単体
電動チラー	25千円/kW(冷専チラ-)、機器単体
空冷HP	30千円/kW(冷暖)、機器単体
ボイラ(貫流)	10千円/kW、機器単体
蓄熱タンク(HP温水)	200千円/m3(工事費込)
管路内熱交換器	400千円/m
熱源水ポンプ	30千円/kW
熱源水配管	100千円×50m(敷地内埋設)

5) マンホール取水管路外流下液膜方式

マンホール取水管路外流下液膜方式に関しては、スクリーン取水能力が 14L/s の場合 と 40L/s の場合の建設費について、それぞれ表 5-16、表 5-17 に示すとおり想定した。

表 5-16 マンホール取水管路外流下液膜方式 (スクリーン取水能力 14L/s の場合) の建設費の想定

水熱源HP	108千円/kW(暖)、機器単体
電動チラー	25千円/kW(冷専チラー)、機器単体
空冷HP	30千円/kW(冷暖)、機器単体
ボイラ(貫流)	10千円/kW、機器単体
貯湯タンク	150千円/m3(工事費込)
熱交換器(流下液膜式)	100千円/kW
下水取水設備	スクリーン等 (50m3/h)
熱源水ポンプ	15kW×30千円/kW
熱源水配管	100千円×100m(敷地内埋設)
下水管渠内配管工事	百万円と想定

表 5-17 マンホール取水管路外流下液膜方式 (スクリーン取水能力 40L/s の場合) の建設費の想定

7	
水熱源HP	35千円/kW(冷暖)、機器単体
電動チラー	25千円/kW(冷専チラー)、機器単体
空冷HP	30千円/kW(冷暖)、機器単体
ボイラ(貫流)	10千円/kW、機器単体
貯湯タンク	150千円/m3(工事費込)
熱交換器(流下液膜式)	100千円/kW
下水取水設備	スクリーン等 (150m3/h)
熱源水ポンプ	15kW×30千円/kW
熱源水配管	100千円×100m(敷地内埋設)
下水管渠内配管工事	百万円と想定

(2) 国庫補助

上述の建設費に対し、国庫補助(補助率 1/2)の適用を仮定して採算性を評価する。 補助対象設備は以下の通りと仮定する。

- 処理水活用大規模熱供給利用方式:処理水導管(土木工事含む)、下水熱交換器、オートストレーナ、水熱源ヒートポンプ
- 管路内設置型らせん方式・管底設置型(樹脂)方式・管路内露出型(金属)方式: 下水熱交換器、水熱源ヒートポンプ
- マンホール取水管路外流下液膜方式:下水取水設備、下水熱交換器、水熱源ヒートポンプ

(3) 運転費

運転費(エネルギー料金、水道料金、設備維持管理費)については、以下のとおり想 定した。

- 電気料金については東京電力料金(契約は業務用又は業務用季節別時間帯別の安い方)、ガス料金については東京ガス料金(契約は業務用季節別)を利用した。なお、電力料金については基本料金については含まず、従量料金のみを計上した。また、燃料調整費はいずれも平成26年10月時点の値とした。
- 水道料金については蒸気ボイラ補給水分を計上した。
- 年間の設備維持管理費については建設費の2%を計上した。但し、管路内熱交換器に関しては、熱交換効率について洗浄を行わず汚れが付着した状態での効率を想定したため、維持管理費については計上しないものとした。流下液膜の維持管理費は30万円/年とした。

5.4.4 モデルスタディにおける環境性評価結果

検討したモデルケースにおいては、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても、すべてのケースで下水熱利用の方が省エネルギー・省 CO_2 であり、最大で全ボイラ方式に対して約 45%の CO_2 排出量が削減できるという結果となった。

【解説】

(1) 処理水活用大規模熱供給利用方式

処理水活用大規模熱供給利用方式の省エネルギー効果及び CO₂ 削減効果について評価した結果を図 5-15、図 5-16 に示す。

下水熱利用により、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても省エネルギー・省 COっであるという結果となった。

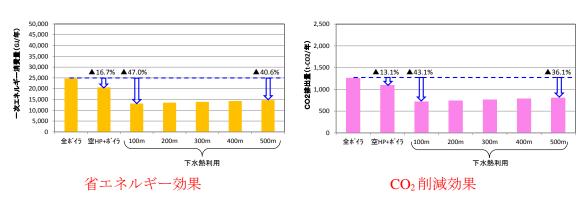


図 5-15 処理水活用大規模熱供給利用方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の 評価結果(東京・ホテル(30,000m²)の場合)

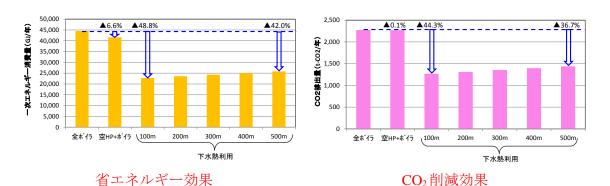


図 5-16 処理水活用大規模熱供給利用方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の 評価結果(札幌・ホテル(30,000m²)の場合)

(2) 管路内設置型らせん方式

管路内設置型らせん方式の省エネルギー効果及び CO2 削減効果について評価した結果を図 5-17、図 5-18 に示す。

下水熱利用により、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても省エネルギー・省 CO₂であるという結果となった。なお、熱交換器の長さが 200m の場合のほうが 100m の場合よりも効果が小さいのは、熱媒搬送量の増大によるポンプ動力の増加が影響しているものと考えられる。

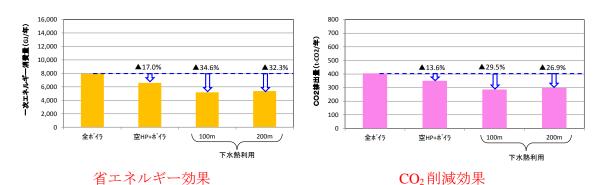


図 5-17 管路内設置型らせん方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

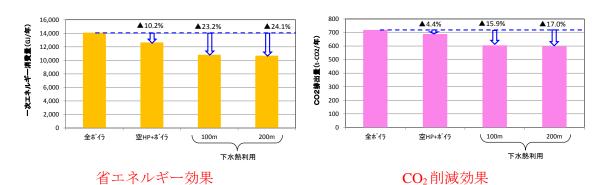


図 5-18 管路内設置型らせん方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果 (札幌・福祉施設(10,000m²)の場合)

(3) 管底設置型(樹脂)方式

管底設置型(樹脂)方式の省エネルギー効果及び CO₂削減効果について評価した結果 を図 5-19、図 5-20 に示す。

下水熱利用により、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても省エネルギー・省 CO₂であるという結果となった。なお、熱交換器の長さが 200m の場合のほうが 100m の場合よりも効果が小さいのは、熱媒搬送量の増大によるポンプ動力の増加が影響しているものと考えられる。

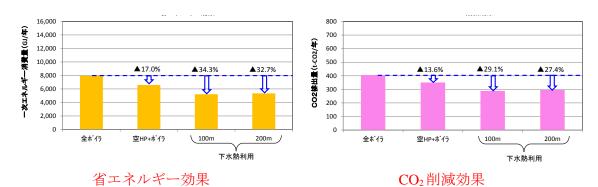


図 5-19 管底設置型(樹脂)方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

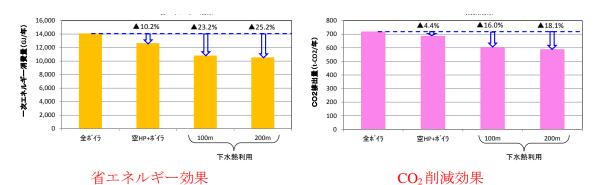


図 5-20 管底設置型 (樹脂) 方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果 (札幌・福祉施設 (10,000m²) の場合)

(4) 管路内露出型(金属)方式

管路内露出型 (金属) 方式の省エネルギー効果及び CO_2 削減効果について評価した結果を図 5-21、図 5-22 に示す。

下水熱利用により、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても省エネルギー・省 CO₂ であるという結果となった。

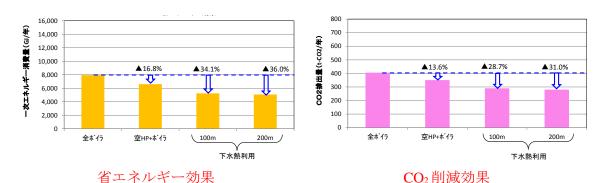


図 5-21 管路内露出型(金属)方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

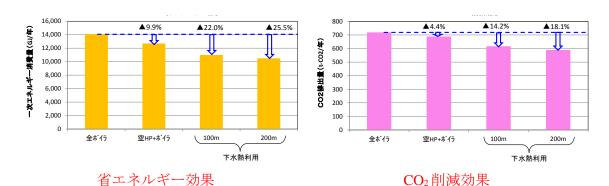


図 5-22 管路内露出型 (金属) 方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果 (札幌・福祉施設 (10,000m²) の場合)

(5) マンホール取水管路外流下液膜方式

マンホール取水管路外流下液膜方式の省エネルギー効果及び CO₂ 削減効果について評価した結果を図 5-23、図 5-24 に示す。

下水熱利用により、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても省エネルギー・省 CO₂ であるという結果となった。

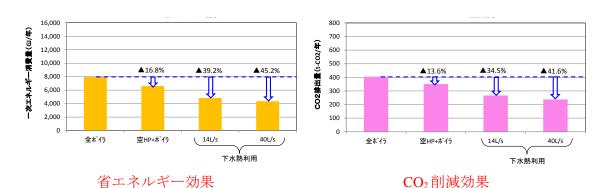


図 5-23 マンホール取水管路外流下液膜方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の 評価結果(東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

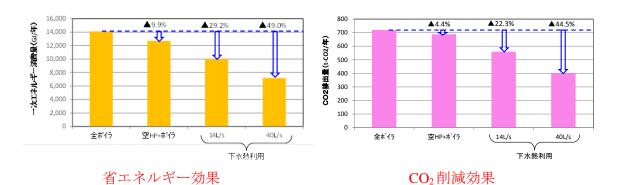


図 5-24 マンホール取水管路外流下液膜方式の省エネルギー効果・CO₂削減効果の評価結果(札幌・福祉施設(10,000m²)の場合)

5.4.5 モデルスタディにおける採算性評価結果

検討したモデルケース (ホテル 30,000 m² 又は福祉施設 10,000 m²) においては、適正な設備規模を設定することで、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても、採算性が優れる結果となった。

【解説】

(1) 採算性評価結果

1) 処理水活用大規模熱供給利用方式

処理水活用大規模熱供給利用方式の採算性の評価結果を図 5-25、図 5-26 に示す。 東京・ホテル (30,000m²) の場合は、全ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式は採算性に優れる。空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式との比較においては、熱源と需要地との距離が 300m までは下水熱利用方式の方が採算性に優れるものの、その距離がさらに離れた場合には経済性は悪くなる。

札幌・ホテル(30,000m²)の場合は、全ボイラ方式や空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式と比べて、検討したいずれのケース(熱源と需要地との距離)下水熱利用方式の方が採算性に優れる。但し、東京・ホテル(30,000m²)の場合と同様、熱源と需要地との距離が離れるほどその優位性は薄まる。

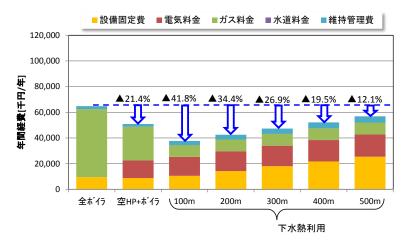


図 5-25 処理水活用大規模熱供給利用方式の年間経費の評価結果 (東京・ホテル (30.000m²) の場合)

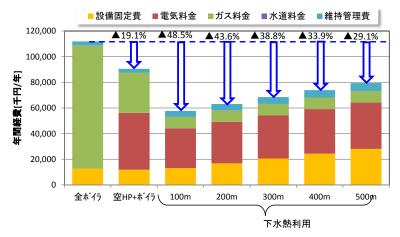


図 5-26 処理水活用大規模熱供給利用方式の年間経費の評価結果 (札幌・ホテル (30,000m²) の場合)

2) 管路内設置型らせん方式

管路内設置型らせん方式の採算性について評価した結果を図 5-27、図 5-28 に示す。 東京・福祉施設 (10,000m²) の場合は、全ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式は採 算性に優れる。空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式との比較においては、熱交換器の長 さが 100m の場合は下水熱利用方式の方が採算性に優れるものの、長くなるほど採算性 は悪くなり、200m の場合には優劣が逆転する。需要に対し設備が過剰になっているも のと推測される。

札幌・福祉施設(10,000m²)の場合は、全ボイラ方式や空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式の方が採算性に優れる。但し、東京・福祉施設(10,000m²)の場合と同様、熱交換器の長さが長くなるほどその優位性は薄まる。

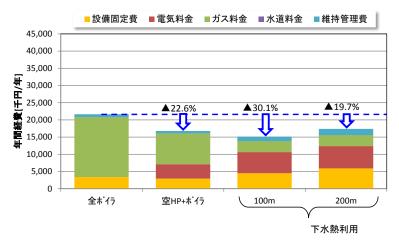


図 5-27 管路内設置型らせん方式の年間経費の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

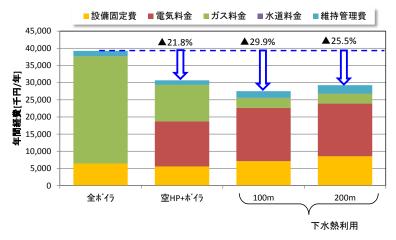


図 5-28 管路内設置型らせん方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設(10,000m²)の場合)

3) 管底設置型(樹脂)方式

管底設置型(樹脂)方式の採算性について評価した結果を図 5-29、図 5-30 に示す。 東京・福祉施設(10,000m²)の場合は、全ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式は採 算性に優れる。空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式との比較においては、管路内熱交換 器の長さが100mの場合は下水熱利用方式の方が経済性に優れるものの、長くなるほど 採算性は悪くなり、200mの場合には優劣が逆転する。需要に対し設備が過剰になって いるものと推測される。

札幌・福祉施設(10,000m²)の場合は、全ボイラ方式や空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式の方が経済性に優れる。但し、東京・福祉施設(10,000m²)の場合と同様、管路内熱交換器の長さが長くなるほどその優位性は薄まる。

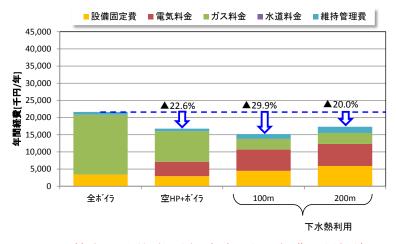


図 5-29 管底設置型(樹脂)方式の年間経費の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

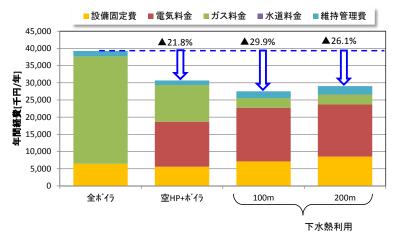


図 5-30 管底設置型(樹脂)方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設(10.000m²)の場合)

4) 管路内露出型(金属)方式

管路内露出型(金属) 方式の採算性について評価した結果を図 5-31、図 5-32 に示す。 東京・福祉施設 (10,000m²) の場合は、全ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式は採 算性に優れる。空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式との比較においては、管路内熱交換 器の長さが 100m の場合は下水熱利用方式の方が経済性に優れるものの、長くなるほど 採算性は悪くなり、200m の場合には優劣が逆転する。需要に対し設備が過剰になって いるものと推測される。参考として熱交換器の長さ 200m の条件で東京・福祉施設 (30,000m²) での熱利用を検討したところ、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式と比較 しても採算性が優れる結果となった。

札幌・福祉施設(10,000m²)についても、東京・福祉施設(10,000m²)の場合と同様の結果となった。

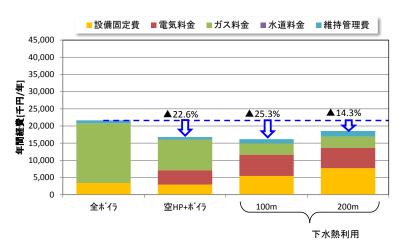


図 5-31 管路内露出型(金属)方式の年間経費の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

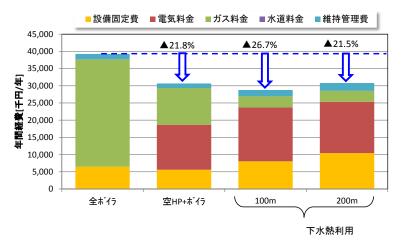


図 5-32 管路内露出型(金属)方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設(10,000m²)の場合)

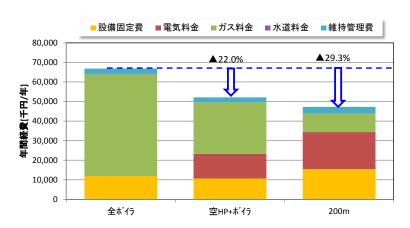


図 5-33 管路内露出型(金属)方式の年間経費の評価結果 (東京・福祉施設(30,000m²)・熱交換器長さ200mの場合)

5) マンホール取水管路外流下液膜方式

マンホール取水管路外流下液膜方式の採算性について評価した結果を図 5-34、図 5-35 に示す。

東京・福祉施設(10,000m²)の場合は、全ボイラ方式と比べて、下水熱利用方式は採算性に優れる。空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式との比較においては、スクリーンの取水能力が40L/sの場合は下水熱利用方式の方が採算性に優れるものの、14L/Sの場合には劣る。

札幌・福祉施設(10,000m²)の場合は、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式いずれと比べて、下水熱利用方式の方が採算性に優れる。スクリーン取水能力が大きくなるにつれ、その優位性は高まる。

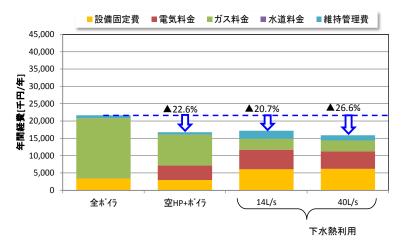


図 5-34 マンホール取水管路外流下液膜方式の年間経費の評価結果 (東京・福祉施設(10,000m²)の場合)

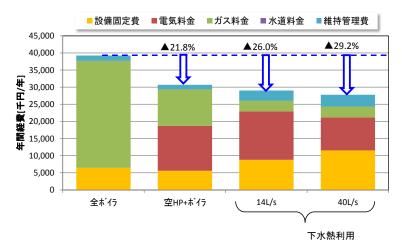


図 5-35 マンホール取水管路外流下液膜方式の年間経費の評価結果 (札幌・福祉施設 (10,000m²) の場合)

(2) 下水道施設利用への対価を想定した事業採算性

熱利用者の立場から採算性を評価する際には、下水道施設・資源に対する利用対価(占用料、熱利用料等)を考慮するがある。

占用料・熱利用料は、熱利用者が得られる経済的メリットを踏まえた上で、総合的な経営判断の下、金額を決定することが望ましい。そこで、熱利用者が得られる経済的メリット(比較システムとの年間経費の差額)が、占用料・熱利用料の上限の目安になるもの想定して、その金額を表 5-18 に整理した。

また、あわせてこれを単位床面積あたりに換算した金額を表 5-19 に示す。ただし、これらの値は導入対象施設の規模や用途により変動する点に留意が必要である。

表 5-18 各検討ケースの年間経費削減額

		11 18 111 1	一次 同心上共日		
		全ボイラ方式に対する		空気熱源ヒートポンプ方式	
		年間経費削減額		に対する年間経費削減額	
		[千F	円/年]	[千円/年]	
		東京	札幌	東京	札幌
a. 処理水活用大規模	100m**	27,047	54,247	13,189	32,870
熱供給方式	200m**	22,244	63,053	8,386	27,433
	300m**	17,440	43,374	3,582	21,977
	400m**	12,637	37,937	▲ 1,221	16,560
	500m**	7,833	32,500	▲ 6,025	11,123
b. 管路内設置型らせ	100m**	6,521	11,726	1,627	3,171
ん方式	200m**	4,272	9,996	▲ 622	1,441
c. 管底設置型 (樹種)	100m**	6,475	11,729	1,581	3,174
方式	200m**	4,329	10,231	▲ 565	1,676
d. 管路内露出型(金	100m**	5,489	11,692	595	2,392
属)方式	200m**	3,105	8,452	▲ 1,789	▲ 103
e. マンホール取水管	14L/s**	4,566	10,296	▲388	1,741
路外流下液膜方式	40L/s**	5,765	11,461	871	2,906

[※]処理水活用大規模熱供給方式:熱源と需要地との距離

管路内設置型らせん方式・管底設置型(樹脂)方式・管路内露出型(金属)方式:熱交換器長さマンホール取水管路外流下液膜方式:取水能力

表 5-19 各検討ケースの単位床面積あたりの年間経費削減額

		全ボイラ方式に対する		空気熱源ヒートポンプ方式	
		年間経費削減額		に対する年間経費削減額	
		[千円/	年・m ²]	[千円/年・m²]	
		東京	札幌	東京	札幌
a. 処理水活用大規模	100m [₩]	902	1,808	440	1,096
熱供給方式	200m**	741	2,102	280	914
	300m**	581	1,446	119	733
	400m**	421	1,265	▲ 41	552
	500m**	261	1,083	▲201	371
b. 管路内設置型らせ	100m**	652	1,173	163	317
ん方式	200m**	427	1,000	▲ 62	144
c. 管底設置型 (樹種)	100m**	648	1,173	158	317
方式	200m**	433	1,023	▲57	168
d. 管路内露出型(金	100m**	549	1,169	60	239
属)方式	200m**	311	845	▲ 179	▲ 10
e. マンホール取水管	14L/s**	457	1,030	▲39	174
路外流下液膜方式	40L/s**	577	1,146	87	291

[※]処理水活用大規模熱供給方式:熱源と需要地との距離

管路内設置型らせん方式・管底設置型 (樹脂) 方式・管路内露出型 (金属) 方式:熱交換器長さマンホール取水管路外流下液膜方式:取水能力

(3) エネルギーコストの変動による採算性への影響

1) 処理水活用大規模熱供給利用方式

処理水活用大規模熱供給利用方式(東京、需要地までの距離 100m の場合)において、エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価の変動による採算性への影響について感度分析を実施した結果を図 5-36 に示す。

エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価が上昇するほど、下水利用ヒートポンプ、 空気熱源ヒートポンプのいずれのケースも全ボイラケースよりもコスト削減率は大き くなるが、その感度は下水利用ヒートポンプの方が大きい。

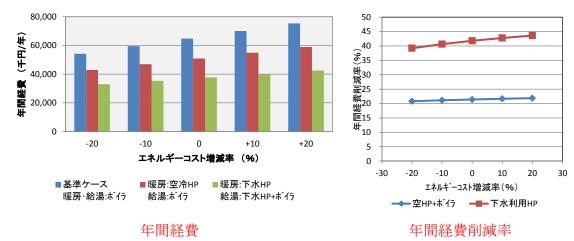


図 5-36 処理水活用大規模熱供給利用方式における感度分析結果 (東京、需要地までの距離 100m の場合)

2) 管路内設置型らせん方式

管路内設置型らせん方式(東京、熱交換器長さ100mの場合)において、エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価の変動による採算性への影響について感度分析を実施した結果を図5-37に示す。

エネルギーコスト (電気・ガス料金) 単価が上昇するほど、下水利用ヒートポンプ、 空気熱源ヒートポンプのいずれのケースも全ボイラケースよりもコスト削減率は大き くなるが、その感度は下水利用ヒートポンプの方が大きい。

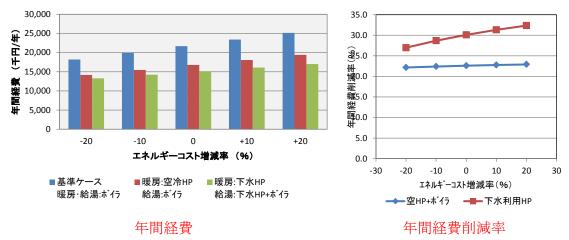


図 5-37 管路内設置型らせん方式における感度分析結果 (東京、熱交換器長さ 100m の場合)

3) 管底設置型(樹脂)方式

管底設置型(樹脂)方式(東京、熱交換器長さ100mの場合)において、エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価の変動による採算性への影響について感度分析を実施した結果を図5-38に示す。

エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価が上昇するほど、下水利用ヒートポンプ、 空気熱源ヒートポンプのいずれのケースも全ボイラケースよりもコスト削減率は大き くなるが、その感度は下水利用ヒートポンプの方が大きい。

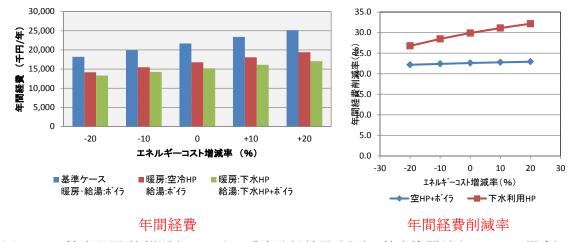


図 5-38 管底設置型(樹脂)における感度分析結果(東京、熱交換器長さ 100m の場合)

4) 管路内露出型(金属)方式

管路内露出型(金属)方式(東京、熱交換器長さ100mの場合)において、エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価の変動による採算性への影響について感度分析を実施した結果を図5-38に示す。

エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価が上昇するほど、下水利用ヒートポンプ、

空気熱源ヒートポンプのいずれのケースも全ボイラケースよりもコスト削減率は大きくなるが、その感度は下水利用ヒートポンプの方が大きい。

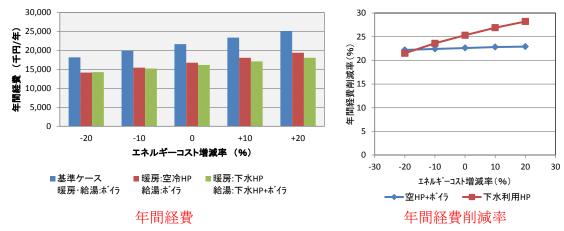


図 5-39 管路内露出型(金属)における感度分析結果 (東京、熱交換器長さ100mの場合)

5) マンホール取水管路外流下液膜方式

マンホール取水管路外流下液膜方式(東京、スクリーン取水能力 14L/s の場合)において、エネルギーコスト(電気・ガス料金)単価の変動による採算性への影響について 感度分析を実施した結果を図 5-40 に示す。

エネルギーコスト (電気・ガス料金) 単価が上昇するほど、下水利用ヒートポンプ、空気熱源ヒートポンプのいずれのケースも全ボイラケースよりもコスト削減率は大きくなるが、その感度は下水利用ヒートポンプの方が大きく、エネルギーコストが 10% 増加すると、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式に比べても採算性が優れる。

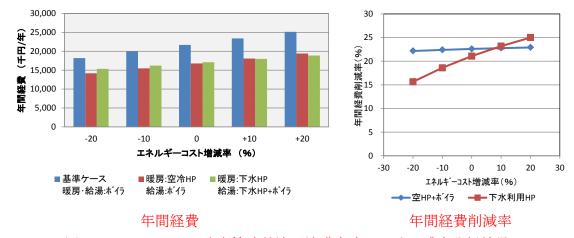


図 5-40 マンホール取水管路外流下液膜方式における感度分析結果 (東京、取水能力 14L/s の場合)

(4) その他の効果の評価

1) 冷却水補給水の削減効果

下水温度は、冬期については外気温度や湿球温度と比較して高く、温熱需要に対する ヒートポンプの熱源として有効であるが、夏期については外気温度や湿球温度とほとん ど温度差がないため、冷凍機の熱源効率の向上には大きな効果はない。一方で、冷凍機 の冷却水代替によって節水につながるため、上水道料金削減というメリットにつながる。 そこで、東京・ホテル(30,000m²)のケースを例に、冷却水補給水の削減による経済 的メリットについて、以下の式1により試算した。

冷却水補給水削減によるメリット[円/年]

=冷却水補給水量[m³/年]×上水道料金単価[円/m³]

一式 1

ここで、冷却水補給水量については冷却水循環水量の 2% ¹⁷であるとし、上水道料金 単価については 400 円/m ³ と想定した。冷却水循環水量については、冷房需要を 300 万 Mcal (東京・ホテル $(30,000 m^2)$ の冷房需要は 5.4.1 (1) に記載のとおり 3,489 MWh/年)、冷却水温度差を 5 K として、以下の式 2 により算出した。

冷却水循環水量[m³/年]

=冷房需要[Mcal/年]×排熱係数(1.2)÷冷却水温度差[K]

一式2

以上の想定に基づき、冷却水補給水削減による経済的メリットを算出すると約 580 万円/年となった。

なお、冷却水を利用しない空気熱源ヒートポンプに対しては、水道料金削減のメリットはないが、空気熱源ヒートポンプは水冷式の冷凍機(ターボ冷凍機等)と比べ、冷房 COPが低いため、その部分の効果の差を考慮する必要がある。

2) 再生水との併用効果

再生水を熱利用だけでなく、冷却水・熱源水として利用後に、トイレ用水等として活用することで、上水道料金の削減につながる。

そこで、東京・ホテル (30,000m²) のケースを例に、再生水をトイレ用水に併用することを想定し、以下の式 3 によりその経済的メリットを試算した。

再生水との併用によるメリット[円/年]

=再生水需要原単位[L/m^2 ・年]×建物延床面積[m^2]

一式3

× (上水道料金単価[円/m³]-再生水料金単価[円/m³])

 $^{^{17}}$ 蒸発損失量が循環水量の約 1.1%、飛散損失量が循環水量の約 $0.05\sim0.2\%$ 、強制ブロー量が循環水量の約 $0.3\sim0.5\%$ であることから、冷却水補給水量は冷却水循環水量の $1.5\sim2.0\%$ 程度となる。

ここで、再生水需要原単位については、表 5-20 におけるホテルの値を用いて、 $1.68 \text{m}^3/\text{m}^2$ ・年とした。また、上水道料金単価は 400 円/m3、再生水料金単価は 260 円/m3 と想定した。

我 3-20 一行工水冊安冰平區 (1 1 v // // // // // // // // // // // // /					
	①日平均給水	②トイレ	③日平均再生水	④年平均再生水	
建物用途	需要原単位	洗浄水	需要原単位[L/m²・日]	需要原単位[m³/m²·年]	
	[L/m ² · 目]	割合[-]	(①×②)	(③×365 日/年÷1000L/m³)	
業務	7	33%	2.3	0.84	
商業	22	41%	9.0	3.29	
住宅	9	19%	1.7	0.62	
ホテル	20	23%	4.6	1.68	
その他	7	33%	2.3	0.84	

表 5-20 再生水需要原単位 (トイレ用水の場合)

出所)(公益社団法人)雨水貯留浸透協議会「雨水利用ハンドブック」(平成10年8月)等を参考に算定。

以上の想定に基づき、再生水利用の経済的メリットを算出すると約 700 万円/年となった。

(2)にて示した処理水活用大規模熱供給利用方式(東京・ホテル(30,000m²)、需要地までの距離 400m とした場合)の採算性評価において、上記の冷却水利用及び再生水利用を考慮した場合の効果を図 5-41 に示す。

冷却水利用や再生水利用を行わない場合、下水熱利用では空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式よりも年間経費は高いが、冷却水利用を合わせて行った場合は、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式よりも約4,500千円/年、再生水利用を合わせて行った場合は、約5,800千円/年、年間経費は安くなる。

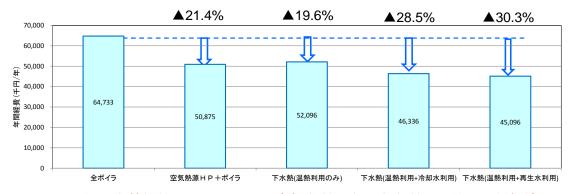


図 5-41 処理水熱供給ケースにおける冷却水利用や再生水利用の効果の評価結果 (東京モデル・需要地までの距離 400m の場合)

5.4.6 ケーススタディ結果のまとめ

検討したモデルケースにおいては、全ボイラ方式、空気熱源ヒートポンプ方式いずれに対しても、すべてのケースで下水熱利用の方が省エネルギー・省 CO₂ であり、また適正な設備規模を設定することで、採算性にも優れる結果となった。

【解説】

以上のケーススタディから得られた結果をまとめると以下のとおりである。

- 下水熱利用は、全ボイラ方式・空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式に対して、省エネルギー効果、省 CO₂効果がある。最大で全ボイラ方式に対して約 45%の CO₂排出量が削減できるという結果となった。
- 処理水活用大規模熱供給では、取水地点から需要地までの距離により、処理水配管施工費が異なり、採算性に大きく影響する。東京地区では、300m以下では、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式よりも採算性に優れている。札幌地区では、空気熱源ヒートポンプの効率が低いこともあり、500mでも十分に採算性に優位性がある。最大で全ボイラ方式に対して約49%の年間経費が削減できるという結果となった。
- 冷却水補給水削減効果、再生水との併用効果を加味すれば、東京地区において 400m でも採算性に優位性がある。
- 管路内設置型らせん方式、管底設置型(樹脂)方式、管路内露出型(金属)方式は、 需要に対して適正な設備規模を設定すれば、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式よ りも採算性が優れている。最大で全ボイラ方式に対して約30%の年間経費が削減で きるという結果となった。
- マンホール取水管路外流下液膜方式は、需要に対して適正な設備規模を設定することに加え、大規模に熱回収が行えることから大規模高効率な水熱源ヒートポンプが使えることもあり、下水熱利用の規模が大きいほど空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式よりも採算性が優れている。
- ▼水を利用する水熱源ヒートポンプは規模により、効率・価格(容量単位価格)が 異なり、空気熱源ヒートポンプ+ボイラ方式と比較してスケールメリットの影響が 大きい。現状では、小規模水熱源ヒートポンプの一層の効率向上・価格低下が望ま れる。
- エネルギー単価が増加するほど、下水熱利用の採算性優位性は大きくなる。
- ◆ なお、今回の採算性評価においては、各ケースで、下水熱依存率が異なり、熱需要の全てを下水熱で賄うことを前提としたスタディでないことに留意する必要がある。

5.5 FS 調査の準備・運用方針の検討

5.5.1 下水に関する詳細な現地調査

FS調査の準備のための下水状況を把握するための方法として、「水位計測による推計」、「下水熱ポテンシャルマップ(詳細ポテンシャルマップ)の作成」等がある。

【解説】

FS 調査段階においては、時刻別の下水流量・温度変化が必要になることが考えられる。下水流量・温度を把握するにあたっては、実際に下水流量・温度を計測するのが最も正確な方法であり、以下のような方法がある。

(1) 水位計測による推計

採熱地点における水位計測データ及び管路仕様(勾配、管径等)に基づき下水流量を推計する方法である。円形管路における下水流量と管路仕様の関係の一例を図 5-42 に示す。なお、図の粗度係数とは水路底や壁の「荒さ」を示す指標であり、管路の材質に応じて決められた値を設定する(例えば、鉄筋コンクリート管渠の粗度係数は $0.01\sim0.02$ である 18)。

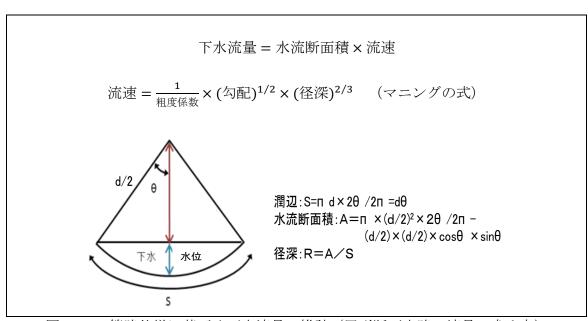


図 5-42 管路仕様に基づく下水流量の推計(円形断面水路の流量の求め方)

(2) 下水熱ポテンシャルマップ(詳細ポテンシャルマップ)

事業化が検討される地区を対象として、管路上の任意地点における時刻変動を考慮し

¹⁸ 水理公式集 平成 11 年版 p.89 (土木学会) より

た詳細な下水熱ポテンシャルを算出する19。

(3) 降雨・大規模温浴施設等の影響

大規模温浴施設等高温・多量の排水が想定される施設が採熱地点の近傍に存在する場合、あるいは合流式の下水道において降雨・融雪による影響が見込まれる場合は、特異的に採熱地点の下水温度が変動する可能性がある。このため、採熱地点において下水温度を計測することが望ましい。

5.5.2 システム構成の検討

下水熱利用システムの構築を検討する際は、採熱量の目安とともに、建物内の熱源設備、採熱設備の種類と熱供給先の組み合わせ、設備規模について検討する。

【解説】

下水熱利用システムの構築を検討する場合は、上記の採熱量の目安とともに、建物内の熱源設備、採熱設備の種類(考慮すべき設備の例は参照)と熱供給先(暖房、給湯、冷房)の組み合わせ、設備規模(下水熱利用設備と補助熱源機との規模バランス等)について検討する必要がある。

表 5-21 熱源設備費と採熱設備費として考慮すべき設備例

	考慮すべき設備
	● 熱源機器設備費
	● 洗浄システム
	● ポンプ付属設備費
	●配管設備費
熱源設備費	● 蓄熱槽設備費
	● 電気計装
	● 受変電設備費
	● 補助熱源機
	●補機
	● 取水ポンプ設備費
松劫乳供弗	● 熱源水配管設備費
採熱設備費	● ストレーナ設備費
	● 熱交換器設備費

¹⁹詳細については下水熱ポテンシャルマップ(詳細ポテンシャルマップ)作成の手引き(平成 27 年 3 月環境省総合環境政策局、国土交通省水管理・国土保全局下水道部)を参照。

(参考) 蓄熱槽について

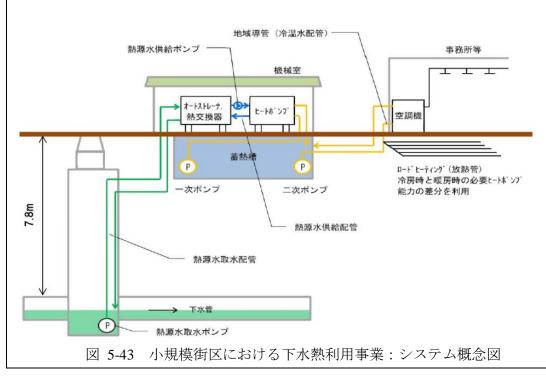
現在再生可能エネルギー熱を導入している事業では、蓄熱槽を併設しているケースが多い。利点として以下が挙げられる。

- 熱負荷が発生しない時間帯においても、蓄熱槽をバッファ的に利用できるため、 再生可能エネルギー熱の活用拡大につながる。
- 放熱をコントロールすることで設備容量を低減できる。
- 常に変化する熱負荷に影響されずに熱源を高効率ポイントで運転できる。
- 昼間のピーク時間帯に使われる電力を夜間へ移行するため、電力の負荷平準化ができる。

以下に検討事例におけるシステム構成例を示す。

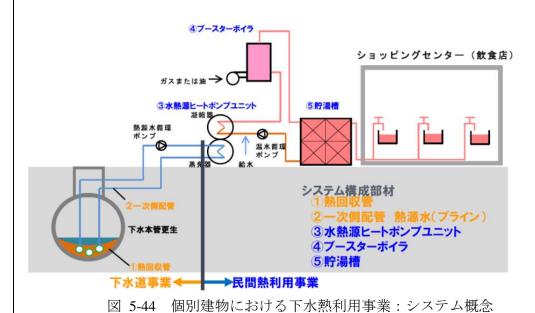
<事例1>小規模街区における下水熱利用事業

下水配管から未処理水を取水し、小規模業務系街区の空調・ロードヒーティング用 熱供給プラントの熱源として利用する。未処理下水を利用するため、ストレーナを設 置している。



<事例2>個別建物における下水熱利用事業

下水配管内にて未処理下水を熱交換し、小規模施設(飲食店)の給湯用熱源として利用する。バックアップとしてブースターボイラを設置している。



5.5.3 維持管理等における留意点

下水熱のシステムを運用していくにあたり、下水の流量変動対策、未処理下水中の夾雑物対策、腐食・破損対策といった維持管理等における留意点等が想定される。

【解説】

下水熱のシステムを運用していくにあたり、技術的な課題を含めた維持管理等における留意点がいくつか想定される。具体的には、下水の流量変動対策、未処理下水中の夾雑物対策、腐食・破損対策といった項目が挙げられる。運用に際し、システムの安定的な運用に向けて留意する必要がある主な事項について、システム形態ごとに以下の通り整理した。

(1) 下水熱利用を行う際の共通的な留意点

1) 腐食•破損対策

耐久性、耐衝撃性等を考慮して最適な配管材を選定する。特に、未処理下水を取り扱う場合は、より耐久性、耐衝撃性等を考慮する必要がある。

2) 硫化水素対策

エアレーション等の採用、最適な貯量部の容量算定等を実施する。

3) 停電時の急停止防止対策

蓄電池やフライホイル等の設置により、急停止を防止することが考えられる。

(2) 未処理下水を利用する際の留意点

1) 未処理下水中の夾雑物対策

搬送用としてカッタ付きのグラインダポンプを採用し、異物を粉砕搬送させることが 考えられる。

2) 下水流量の変動対策

合流管等から下水熱を利用する場合、ゲリラ豪雨の発生等に備え、緊急時の地下貯留 部を設置することが考えられる。

3) 未処理下水の飛散の防止、臭気対策等

4) 採熱による温度低下

未処理水から大量の採熱を行う場合、下水の温度がわずかに低下する可能性があり、 下水の生物処理に影響を及ぼす可能性については留意が必要である。

(参考) 流入下水温の低下による生物処理への影響

下水処理場へ流入する下水の水温は、①下水処理場直近での下水熱利用、②大規模な下水熱利用、③下水流量が少ない箇所(時間帯)での下水熱利用等が行われる際に留意が必要である。

下水を融雪(雪を直接管渠に投入する施設を設置)に利用している札幌市では、室内実験プラントにおいて、水温の低下による下水処理(標準活性汚泥法)への影響を調査している。調査結果によれば、水温が7 \mathbb{C} 以上(一時的には5 \mathbb{C} 以上でも可)であれば処理は可能であるとされている。

設定温度		10.0℃			6.0℃			5.5℃			5.0℃		
		処1	処2	処3	処1	処2	処3	処1	処2	処3	処1	処2	処3
T-BOD	(mg/l)	9.5	7.7	15.9	17.5	18.3	11.9	16.8	16.1	10.8	16.2	13.6	14.6
C-BOD	(mg/l)	7.1	4.2	5.0	7.3	7.0	4.7	6.8	7.1	6.2	14.0	12.0	9.6
D-T-BOD	(mg/l)	8.8	7.7	7.3	4.0	3.2	3.2	5.0	4.7	5.3	8.2	8.8	8.1
D-C-BOD	(mg/l)	5.6	4.1	4.9	3.3	2.8	2.4	4.2	4.5	4.5	6.8	8.4	6.0
SS	(mg/l)	5	2	5	12	9	7	14	7	6	14	7	6
Coli.	(個/ml)	250	150	120	80	1050	140	1420	430	430	2600	650	420

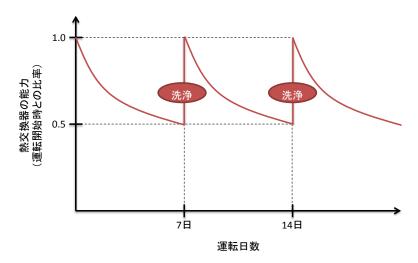
表 5-22 温度による処理状況調査結果(処理水質)

注釈)実験は3系列で行われており、「処1」「処2」が標準活性汚泥法である。実験では水温が6 \mathbb{C} 未満となると、T-BOD が 15mg/L 以上となるため処理困難との結果であるが、余裕を持たせて7 \mathbb{C} 以上で処理が可能と結論付けられている。

出所)「低水温による下水処理方法について」(平成5年度札幌市下水道技術報告集)

5) バイオフィルム

未処理水から採熱する場合、バイオフィルムの付着により熱交換器の熱交換能力は低下する。下水熱利用システムの運転日数とバイオフィルム付着による熱交換器の能力低下の関係のイメージを下図に示す。



※熱交換器の能力の 0.5 倍を最低値とし、これを基準に機器の設計を行う場合図 5-45 バイオフィルムの傾向(イメージ)

上図のイメージについて補足すると、以下の通り。

- バイオフィルムの付着により、熱交換器の能力は徐々に低下していくが、定期的な 洗浄により概ね運転開始時の能力を取り戻す。以上の特性を踏まえ、導入する熱交 換器の規模の決定に際しては、必要な熱交換量と洗浄の頻度を考慮する必要がある。
- 洗浄の頻度を少なくする場合は、能力が低下した状態での運転が多くなることを想定して熱交換器を導入する必要がある。この場合、相対的にイニシャルコストは大きくなるが、ランニングコストは小さくなる。
- 一方、洗浄の頻度を多く想定する場合は、常に上限値に近い熱交換能力を見込むことができる。この場合、相対的にイニシャルコストは小さくなるが、ランニングコストは大きくなる。
- また、上記の洗浄頻度と熱交換器の性能との関係も踏まえ、バックアップ用の熱源 の要否についても検討する必要がある。

5.6 事業スキームの検討

5.6.1 関係者の連携体制の構築

下水熱利用の事業を進めていく体制は、エネルギーサービス事業者を含めるか否かにより、2者体制・3者体制に大別される。

【解説】

下水熱利用の事業を進めていく体制として、2者体制と3者体制が考えられる。

- 2者体制とは、下水熱源の供給者である下水道管理者(地方公共団体の下水道部局) と熱利用者が直接契約関係にあることをいう。
- 3者体制とは、下水道管理者と熱利用者との仲介にエネルギーサービス事業者(熱供給事業法に基づく熱供給事業者のほか、ESCO事業等を実施する民間事業者を含む)が連携し、熱の売買に係る契約関係を締結したり、関連する設備を設置・運営したりすることをいう。

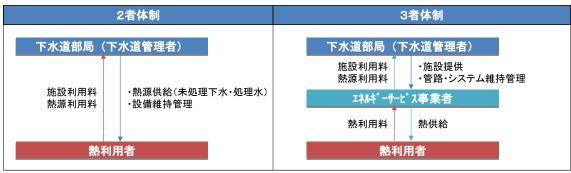


図 5-46 2者体制と3者体制の連携体制の例

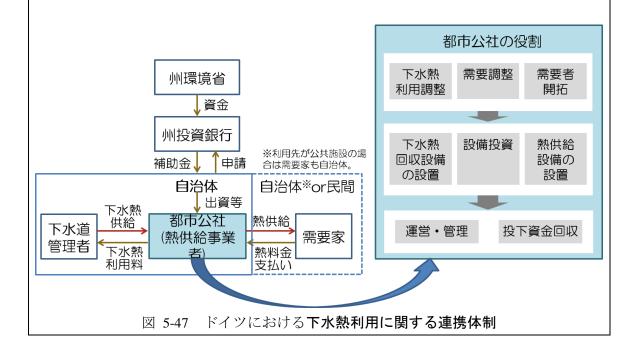
2者体制と3者体制のメリット・デメリットとして、下表の点が挙げられる。これら を踏まえ、下水熱利用に係る連携体制を構築することが肝要である。

	表 5-23 2 者体制と3 者体制	ツ
	2者体制	3者体制
メリット	● 各主体が享受する経済的メリットが大きくなる(同量の経済的メリットであれば、経済的メリットを2者で分割することができ、3者と比べて各者が相対的に大きな経済的メリットを得られる) ● 下水道管理者と熱利用者の直接的な契約となり、料金設定や契約手続き等が簡素化される	 下水道管理者と熱利用者間での協議・交渉や補助金申請の事務手続き等にあたって、エネルギーサることにあるのノウを活用することにより、円滑に進められるでは、契約内容により、コスク負担を収入するとにより、マインを負担をできる。 エネルギーンスク負担を軽減できるがあるできる場合がある 熱利用者により、契約内で理者・利用者が会により、関連を理者・利力を指しては、維持管理を下水道管理者・利用者が会により、ア水道管理者・利用者が負担する必要がないを対してエネルギーマネジメントを者に委託することで、図ることができる場合がある
デメリット	 下水熱利用事業に伴うリスクを下水道管理者と熱利用者で負担する必要がある(下水熱利用により精通している必要がある) 採用する技術によっては、技術力を要する維持管理を負担する必要がある(下水道管理者が維持管理を実施することは、実態として困難な場合がある) 	 エネルギーサービス事業者が介在することにより、各主体が享受する経済的メリットが小さくなる(同量の経済的メリットであれば、経済的メリットを3者で分割することとなり、2者と比べて各者が得る経済的メリットは相対的に小さくなる)その結果、事業採算性が悪化することも考えられる 3者間での契約、料金設定等が必要となるため、各種の手続きが煩雑化する可能性がある

(参考) 海外における下水熱利用に関する連携体制

下水熱利用が進んでいるドイツでは、熱供給事業は都市公社が実施する場合が多い。都市公社は一般的に、電力・熱・水等の供給を行う自治体 100%出資の公社である。このため、下水熱利用事業についても、都市公社が熱供給事業の事業主体となり、需要家の調整、州政府の補助金申請、下水道管理者との調整、他の熱源との併用などを行い、下水熱を活用している。

このような状況から、下水熱利用の推進には、関係者を調整する「推進役」が存在すこと、電力・熱・水等の都市インフラ全体の中で下水熱利用が位置づけられることが重要であると示唆される。



5.6.2 関係者の責任分界の検討

設備の保有・管理の責任分界点は、敷地の保有・管理の分界点と一致させることが一般的であるが、これとは異なった責任分界を設けるケースもあり得る。費用についても、保有・管理の区分に応じて負担するのが一般的である。

【解説】

設備の保有・管理の責任分界点は、敷地の保有・管理の分界点と合わせて設定する(例えば、敷地の官民境界付近の継手・フランジ等を分界点にして、下水道管理者と熱利用者の保有・管理施設を区分する)ことが一般的な考え方である。官側の敷地には官(下水道管理者)が保有・管理する設備が置かれ、民側の敷地には民(熱利用者もしくはエネルギーサービス事業者)が保有・管理する設備が置かれる。費用負担についても、この責任分界点に合わせるのが一般的である。

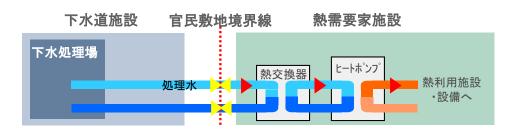


図 5-48 官民敷地境界線が施設の保有・管理区分となるケースの例

下水管路内設置型熱回収技術を用いる場合も同様に、設備の保有・管理の責任分界点は、敷地の保有・管理の分界点と合わせて設定することが一般的である。下水管路に対し、民間事業者等が採熱設備等を設置することは下水道法によって禁止されているため、下水道管理者が設置・管理主体となる。

ただし、費用負担のついては、初期投資・維持管理費を熱利用者が負担する、あるいは下水道管理者が負担した費用を、「5.6.3 契約内容の検討」で解説するように熱利用者が料金として支払うことが想定される。

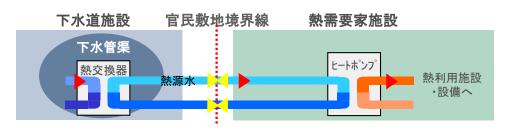


図 5-49 管路内設置型熱回収技術を用いるケースの例

しかし、このようなケースに当てはまらないものも考えられる。先行事例の調査結果 では、以下のケースがある。

(1) 承認工事・維持承認により官側の敷地に民が設備を設置する場合

- 下水熱利用に必要な設備を、下水道施設として設置する場合である。
- 設備の管理主体は下水道管理者になるものの、実質的には、民(熱利用者もしくは エネルギーサービス事業者)が工事の承認の受け初期投資を負担して設備を設置し、 さらに維持承認により設備の維持管理も行うこととなる。
- ポンプ場で未処理水から採熱を行う場合、管路で管更生と一体となった熱交換器を 設置する場合に事例がある

(2) 占用許可により官側の敷地に民が設備を設置する場合

- 下水熱利用に必要な設備を、下水道施設の敷地内に民(熱利用者もしくはエネルギーサービス事業者)が設置・管理主体となり、初期投資・維持管理費を負担して設備を設置する場合である。
- 民(熱利用者もしくはエネルギーサービス事業者)は官(下水道管理者)に対して 占用料を支払うことが一般的である。
- 下水熱利用事業には事例がないが、再生水利用事業に事例がある。

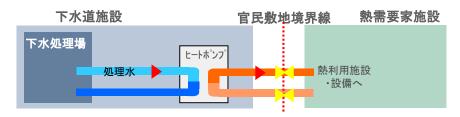


図 5-50 官側の敷地内に民が管理する設備を置くケースの例

これらの責任分界を設定する理由として以下の点が挙げられる。

① 国庫補助制度の適用範囲

例えば、下水熱利用に必要な設備が下水道施設か否かで国庫補助制度の対象となるか否かが異なるため、国庫補助制度の適用範囲を考慮して責任分界を設定する。

② 初期投資の削減

熱導管の設置に要する土木工事費は初期投資費用の中で大きなウエイトを占めており、設備を近接させることで初期投資を削減できるよう責任分界を設定する。

③ 維持管理性

一体的に維持管理を行った方が技術的・経済的に合理的な設備がある場合、これらを一体的に維持管理するため、敷地区分とは異なる保有・管理区分となることがある。

④ 敷地の有無

下水熱利用事業を検討する段階で、設備の設置場所が必ずしも確保されているとは限らない。そのような場合、施設を設置可能な場所を有するところに、施設を設置することがある。

関係者の責任分界を設定するに当たっては、これらの状況を勘案し、最適な設定を行うことが肝要である。

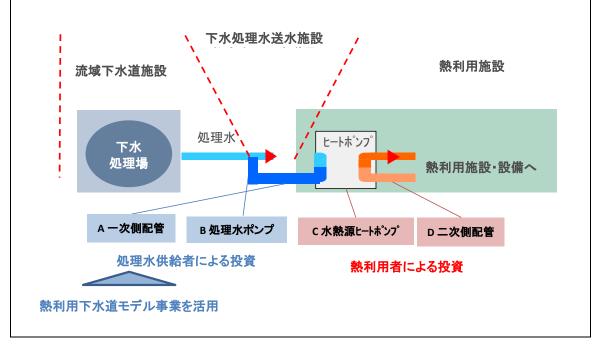
(参考) 流域下水道における下水熱利用設備の責任分界の事例

流域下水道における下水熱利用設備の責任分界として、以下のケースがあった。

本事例では、流域下水道施設の処理水の放流管マンホールに、公共下水道管理者(市町村)が処理水送水施設(ポンプ及び一次側配管)を設置し、熱利用者側(市町村が設置する福祉施設)に処理水を供給している。

下水処理水の供給(送水)を行うためのポンプ及び熱利用施設への供給管(一次側配管)は、市町村の下水道部局が保有し、初期投資及び維持管理に関する費用を負担している。(ただし、これらの施設は熱利用専用の施設ではなく、他の用途にも使用している。)

一方、熱利用施設(ヒートポンプ及び二次側配管)は熱利用者側(市町村の福祉部局)が保有し、初期投資及び維持管理に関する費用を負担している。両者の境界は熱利用施設の敷地境界となっており、下水道部局側が道路部分を含む保有・維持管理を行っている。



5.6.3 契約内容の検討

下水熱利用事業に係る熱源供給契約は、当事者間の協議の上決定することが望ましい。下水熱利用に係る料金の設定に当たっては、初期投資・維持管理費を考慮することが一般的である。契約期間については、設備の耐用年数を考慮した期間とするのが一般的である。また、契約に当たっては、事業リスクの分担を取り決める必要がある。

【解説】

下水熱利用事業を開始するに当たっては、下水道管理者と熱利用者(又はエネルギーサービス事業者)が熱源供給契約を締結することとなる。その際に定めることが必要な、料金の設定、契約期間、リスク分担については、当事者間の協議の上決定することが望ましい。その際の参考となる先行事例調査結果等を以下に示す。

(1) 料金の設定

熱源供給契約に基づく下水熱利用に係る料金については、熱利用者が得られた経済的価値、熱利用者による省エネルギー・温室効果ガス削減効果・下水道施策の啓発効果等の公益性も踏まえた減額要因も加味した下水道管理者の総合的経営判断のもと、決定することが望ましい。

先行事例の調査結果では、金額の設定に当たっては、初期投資(国庫補助額を除く実質負担分)及び維持管理費(設備の消費電力料金等を含む)を基に設定するのが一般的である。また、エネルギーサービス事業者が関わる場合は、熱利用者はエネルギーサービス事業者の経費も負担することとなる。初期投資部分については、設備の耐用年数で回収ができる水準が目安となっている。

一方、占用許可により官側の敷地に民(熱利用者もしくはエネルギーサービス事業者) が設備を設置する事例では、下水道管理者が設備の設置者から占用料を徴取しているこ とから、設備の占用空間等に応じ、占用料等を考慮して金額を設定することも考えられる。

料金の名目については、先行事例の調査結果では、「熱利用料」「冷温熱購入費」といった熱供給に関する名目のほか、「施設維持管理費用」などが挙げられる。

なお、熱利用者が下水道管理者と同じ地方公共団体の場合、利用料金を徴収しないのが一般的である。ただしその場合であっても、施設の維持管理費については、施設の保有・管理区分に応じて、各部局が負担する(各部局で予算を確保する)のが一般的であり、経営の透明化の観点からは、取り決めを行うことが望ましい。

(参考) 社会資本整備総合交付金新世代下水道支援事業制度の取り扱い

国土交通省が地方公共団体に交付する社会資本整備総合交付金においては、新世代下 水道支援事業制度として、下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷低減効果、 省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下 水処理水の熱の利用施設を整備するものを「リサイクル推進事業」として支援している。 この制度を適用して整備した下水熱利用設備により、下水道管理者が下水熱利用に係る 料金により収入を得る場合、財産処分の承認申請が必要である。ただし、収入について は維持管理費等に充当してよいことから、この範囲内において国庫返納を要しない。

(2) 契約期間の設定

先行事例の調査結果では、熱源供給契約の契約期間は、下水道管理者の投資回収の観点から、投資した下水熱利用設備の耐用年数とするのが一般的である。

なお、熱利用者が下水道管理者と同じ地方公共団体等の公共施設の場合、契約は締結 しないのが一般的であるが、経営の透明化の観点からは、期間についても取り決めを行 うことが望ましい。

(3) リスク分担の取り決め

熱源供給契約の締結に当たっては、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。先行事例の調査結果から、下水熱利用事業における主なリスクとその対処方法の例を以下に挙げる。

1)調査リスク

下水熱利用の事業化検討においては、実施設計等を行うため下水流量・温度を実測調査する必要がある場合がある。特に、下水管路から採熱する場合、一般に下水流量・温度は把握されていないため、現場での実測が必要となる可能性がある。ただし、実測調査には相応の費用を要するが、実測調査の結果、事業化に必要な熱量を十分に満たす流量が確保できないリスクがある。対処方法の例としては、実測調査結果を用いない「下水熱ポテンシャルマップ」を活用することがある。

2) 運用開始の遅延リスク

下水熱利用事業の開始に当たっては、後述のように各種許認可が必要であったり、施工時に既存施設が障害となるなどの技術的課題が生じたり、場合によっては関係者との調整により予定が変更となったりすることにより、運用開始が遅延するリスクがある。対処方法の例としては、契約に至る事前の構想段階で、関係者との綿密な連携体制を構築することがある。

3)物価の変動リスク

下水熱利用事業の経済的メリットは、省エネルギーによる電力・ガス使用量の削減によるところが大きいため、原油価格や為替変動等による電力料金・ガス料金等の変動が、 事業採算性へのリスクとなる。対処方法の例としては、下水熱利用に係る料金の改定が ある。

4) 下水熱の供給リスク

下水の流量・水温は下水道管理者によっても必ずしも制御できるものではなく、下水熱利用事業を開始するに当たり想定していた下水の流量・水温が確保できなくなるリスクがある。例えば、下水熱利用箇所の上流で排水していた多量排水施設(温浴施設等)の廃止による流量の減少・水温の低下、あるいはかなりの長期的なリスクとして、人口減少による流量の減少、気候変動による水温の上昇などが考えられる。対処方法の例としては、熱源供給契約について、不可抗力による下水流量・水温の変化については下水道管理者の責めに帰さない規定を設ける(いわゆる「なりゆき供給」とする)ことがある。なお、そのような契約を締結する場合には、熱利用者またはエネルギーサービス事業者は、下水熱利用システムが停止した際に稼働させるボイラなどバックアップシステムを設置する必要がある。

また、下水の流量・水温の低下の要因として、下水管路網の再構築や下水熱利用箇所の上流で新たに下水熱利用事業が行われることも考えられる。このような要因については、下水道管理者の許可の範囲内において一定程度制御できることから、熱源供給契約において規定することが考えられる。

5) 設備の維持管理・運用に係る事故リスク

下水熱利用に必要なヒートポンプ等の故障により、熱製造が停止するリスクがある。 対処方法の例としては、下水熱利用システムが停止した際に稼働させるボイラなどバックアップシステムの設置がある。一方で、バックアップシステムの設置には初期投資を要し、事業採算性の悪化にもつながることから、実施設計段階での詳細な検討が必要である。

5.7 必要な許認可手続き等の実施

5.7.1 必要な許認可手続き等

下水熱利用事業を実施するに当たっては、各種法令等に基づき必要な許認可手続き等を行う。

【解説】

下水熱利用事業の実施に当たって、必要となる主な許認可等手続きは、以下の通りである。

(1) 下水道法(下水道条例)の手続き

下水道法第 25 条では、「公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める」と規定している。したがって、下水道管理者以外の者が下水道施設に下水熱利用の用に供する接続設備²⁰、熱交換器その他の物件を設ける場合には、原則として地方公共団体が定めた条例に基づき許可を受けなければならない。許認可の手続きについては、「民間事業者による下水熱利用手続ガイドライン」(平成 24 年 12 月 12 日国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課)を参照されたい。

しかし、具体的な条例の内容については、地方公共団体の裁量に委ねられることとなるため、標準下水道条例に規定する占用規定(第 21 条)と同様の趣旨の規定により下水熱利用の用に供する物件を下水道施設に設ける許可を与えることは、差し支えない。なお、下水熱利用に関する条例が未制定である状況において、協定等に基づき小規模な物件その他下水道施設の管理に支障を及ぼすことが見込まれないものを設置することが必ずしも否定されるものではない。

ただし、下水熱利用を行うために、下水道の排水施設に接続設備を設け、下水を取水・流入する場合には、都市再生特別措置法第 19 条の7及び都市の低炭素化の促進に関する法律第 47 条において、条例で定めるところにより、下水道管理者の許可を受けなければならないとされていることから、地方公共団体においてはこれらの規定に基づく条例を定める必要がある。

(2) 都市再生特別措置法・低炭素まちづくり法の手続き

平成 23 年 4 月に 「都市再生特別措置法」(平成 14 年法律第 22 号)が改正され、 平成 24 年 8 月に 「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成 24 年法律第 84 号)(低 炭素まちづくり法)が制定されたことにより、民間事業者による下水熱利用のための未 処理下水の取水が可能となる特例が設けられた。民間事業者は都市再生緊急整備協議会、

²⁰ 下水管路等の下水道施設と下水熱利用設備とを接続する設備をいう。

低炭素まちづくり協議会等にて整備計画の策定や検討を経て、下水道管理者の許可を受 けることにより、下水道の排水施設に接続設備を設け、未処理下水を取水・流入するこ とが可能となる。

表 5-24 下水熱利用に関する規制緩和の動向

法律の改正・成立	概要
「都市再生特別措置法」	特定都市再生緊急整備地域21で民間事業者による未処
(平成23年4月改正)	理下水を取水しての下水熱活用が可能。
「都市の低炭素化の促進に関	低炭素まちづくり計画区域で民間事業者による未処
する法律」(平成24年8月成立)	理下水を取水しての下水熱活用が可能。

なお、都市再生特別措置法及び低炭素まちづくり法の詳細については、国土交通省ホ ームページ2223を参照されたい。

下水道法と都市再生特別措置法・低炭素まちづくり法の規定を含め、熱回収技術・設 置主体ごとに法律上の取扱いを整理すると以下のようになる。

表 5-25 熱回収技術・設置主体ごとの法律上の取扱いの整理

設置箇所	放流渠	ポンプ場	下水管路	(暗渠)
設置主体•	民間事業者・	•	民間事業者による取水	下水道管理者による
熱回収技術	下水道管理者			下水管路内の設置
法律上の	下水道法の舞	規定はな	都市再生特別措置法·低	下水道法の規定はな
取扱い	く、占用許可	可等によ	炭素まちづくり法によ	く、施設の管理行為の
	り民間事業者等でも		る特例措置で、各計画に	範囲内であり、設置の
	利用が可能。		基づき、下水道管理者の	可否は下水道管理者の
			許可で可能。	判断。

(3) 熱供給事業法の手続き

複数の建物に対して導管を通じた熱供給を行い、かつ熱源設備の加熱能力 21 ギガジ ュール/時以上の規模となる場合²⁴は、熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)における 熱供給事業に該当する。熱供給事業を行うエネルギーサービス事業者(熱供給事業者) は、経済産業大臣の事業許可を得る必要があり、同法で定める事業成立要件を満たすと ともに、所定の手続きを行う必要がある。

24 一定地域内の建物群に対して蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラント(ただし熱源設備の加熱能力 21 ギガジュール/時以上)から導管を通じて供給する場合(資源エネルギー庁ホームページ)

²¹ 札幌都心地域、東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横 浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋 周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、福岡都心地域の11地域(平成27年2月現在)

²² http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/machi/index.html

²³ http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/eco-machi.html

なお、熱供給事業の詳細については、資源エネルギー庁ホームページ²⁵を参照されたい。

(4) 道路法の手続き(道路占用許可)

熱供給導管は、道路法第32条の「水管、下水道管、ガス管その他これに類する物件」に位置づけられ、道路に敷設する場合には道路管理者からの占用許可が必要となる。関連通達において、熱供給導管はその公共性等にかんがみ、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるとされている。

なお、道路法における道路占用制度の詳細については、国土交通省ホームページを参照されたい²⁶。

(5) 承認工事・維持承認の手続き

下水道法では、下水道管理者以外が下水道施設に関する工事又は施設の維持を行う場合に、下水道管理者の承認が必要であると規定している。「5.5.2 関係者の責任分界の検討」で解説したように、承認工事・維持承認により官側の敷地に民が設備を設置する場合には、これらの手続きが必要となる。

具体的な手続き・手順については、各地方公共団体の下水道部局に確認されたい。

(6) その他

先行事例の調査結果では、主要な手続きとして、都市計画決定、補助金に関する手続き、行政財産使用許可等が挙げられている。個別事例については参考資料を参照されたい。

²⁵ http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/effective_use/

²⁶ http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html

5.7.2 事業化段階のスケジュール

下水熱利用の事業化段階においては、熱供給事業法の適用対象となる地域冷暖房プラントでの利用と、適用対象とならない個別施設での利用でスケジュールが異なる。

【解説】

下水熱利用の事業化段階においては、熱供給事業法の適用対象となる熱供給事業プラントでの利用と、適用対象とならない個別施設での利用でスケジュールが異なる。

熱供給事業法の適用対象となる場合は、5.7.1(1) 及び(3) にて記載したとおり、熱供給事業許認可申請手続き等が必要となる。また、下水道管理者と熱利用者との仲介に熱供給事業者が入ってくるため、関係者間での事業スキームの調整・協議においてもより時間を要することとなる。先行事例の調査結果では、最長で5年程度を要する。

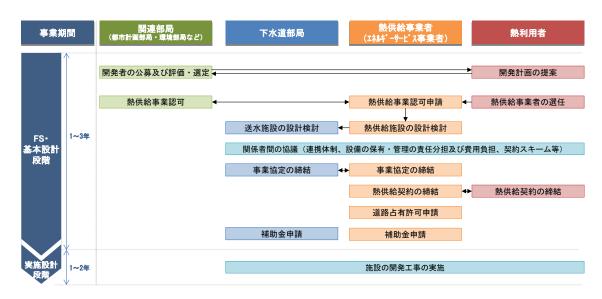


図 5-51 事業化段階のスケジュール (熱供給事業法適用の場合)

一方、熱供給事業法の適用対象とならない個別施設において下水熱を利用する場合は、 上記の熱供給事業法に係る法手続きが不要となる。また、個別施設の場合は下水道管理 者と熱利用者の2者体制で実施するケースが多いため、事業スキームの調整・協議も比 較的短時間となる。先行事例の調査結果では、最長で3年程度を要する。特に、公共施 設の場合は民間施設に比べ、調整が容易であり、より事業化に至るまでの時間が短い傾 向にある。

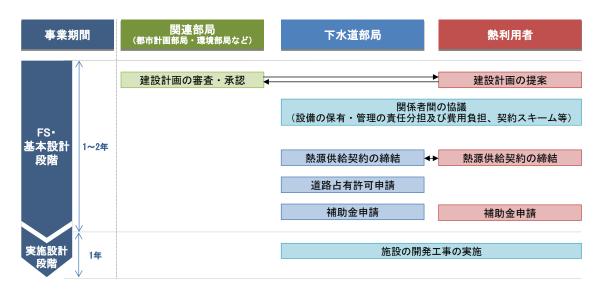


図 5-52 事業化段階のスケジュール (熱供給事業法適用外の場合)

下水熱利用マニュアル(案)参考資料

目次

1.	先行事	■ 例調査の結果の概要	1
	1.1	事例 A	2
	1. 2	事例 B	5
	1.3	事例 C	8
	1.4	事例 D	10
	1.5	事例 E	11
	1.6	事例 F	13
	1. 7	事例 G	15
	1.8	事例 H	16
	1.9	事例 Ⅰ	18
	1. 10	事例 J	20
	1. 11	事例 K	23
	1. 12	事例 L	26
	1. 13	事例 M	28
	1. 14	事例 N	30
	1. 15	事例 ○	32
	1. 16	事例 P	35

1. 先行事例調査の結果の概要

下水処理場外での下水熱利用を先行的に実施している事例を対象に、以下の項目についてアンケートを実施した。

- 下水熱利用にあたり想定したメリットとその実際
- 下水熱利用に至ったきっかけ
- 関係者の連携体制
- 関係者の責任分界(設備の保有・管理及び費用負担の区分)
- 想定したリスクとその対応策
- 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

回答を得られた16件に事例について、各項目に関するアンケート調査結果の概要を 紹介する。

1.1 事例 A

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-1 に示すとおり。

24 1	公・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
関連主体	想定したメリット				
下水道部局(県)	下水道エネルギー再利用システムでの社会貢献となる				
下水道公社	下水道エネルギー再利用システムでの環境対策となる				
熱供給事業者	利益を得られ、設備投資を十分に回収できる				

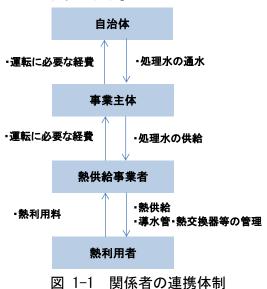
表 1-1 下水熱利用による主体別のメリット

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 当該地区は「業務核都市」として開発されることとなった。
 - ✓ エネルギー事業者から県知事に要望(地域冷暖房に係る下水処理排熱供給のお願いの文書)が提出された。
 - ✓ 県はエネルギー事業者が、地域熱供給事業の熱源として処理水を利用すること について、基本的に了承する旨を回答した。
 - ✓ また、県は下水道公社へ、事業主体となって下水処理水の熱利用(建設を含む) の実施を依頼し、事業実施の前提となる幹線(処理場間を結ぶ送水管)を都市 計画決定した。
 - ✓ エネルギー供給会社から県知事に要望(地域冷暖房に関連する下水道施設の建 設促進についての文書)が提出された。

(3) 関係者の連携体制

関係者の連携体制は図 1-1 に示すとおり。



2

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-2 に示すとおり。

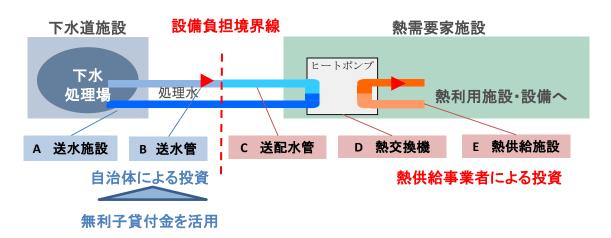


図 1-2 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-2 に示すとおり。

X . = 1000 0 10 3 4 4 3 6 4 4 1 10 3 K				
リスクの種類	備考(対応策等)			
経済性リスク	運転に必要な経費増での対応			
需要家離脱リスク	商業施設等への供給のため問題ないと考える			
設備リスク	熱供給事業者がバックアップシステムを設置			
流量変化リスク	処理水量が膨大のため問題ないと考える			
天災リスク	熱供給事業者への迅速な連絡			

表 1-2 想定したリスクとその対応策

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-3 に示すとおり。

表 1-3 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

	年度		S63 年	S63	S63~H2 年	H3 年
事業	フェーズ	基本検討	実施検討	協定	建設	供用開始
—	た法手続き、 列改正等		都市計画決定		行政資産使用 許可	
	関係主体					
主体間の 調整・検討 事項	下水道部局(県)	供給業者に了 承する旨回答	下水道公社に事業主体と型で、の熱力を対して、の熱力を対している。 ひまん はいまん はいまん はいまん はい	地域冷暖房の	建設にあたり、下水道事務所が行政資産使用許可を 取得	
	事業主体(下水道公社)		自治体から下 水処理水の熱 利用実施に係 わる依頼を受 け了承	熱源として下 水処理水を再 利用する協 に関する協定 書(3者)	供給施設 (送 水施設及び送 水管) の建設	
	熱供給事業者 (エネルギー サービス事業 者)	自治体に対し て再生水利用 を提案	自治体に下水 道施設の建設 促進について 文書を提出		熱供給施設 (送配水管、 熱交換器、熱 供給施設)の 建設	

1.2 事例 B

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-4 に示すとおり。

我 1-4 下小恐利用による主体別のメリット					
関連主体	想定したメリット				
下水道部局(県) 熱供給事業者	未処理下水をヒートポンプの熱源とすることで、省エネルギー CO2 削減に貢献				
	CT を使用しないので、ヒートアイランド現象の抑制が図れる				

表 1-4 下水熱利用による主体別のメリット

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- ▼水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 自治体では、主に大気汚染防止の観点より公害防止条例で地域冷暖房を推進していた。当該地区は地域冷暖房推進地区に指定され、下水道部局では昭和 54 年に公害規制担当局からの依頼に基づき、ポンプ場地下に 2,000m³ のプラントスペースを確保した。
 - ✓ 下水道部局では、下水を熱源とする冷暖房システムを開発し昭和 61 年度から 下水処理施設に順次導入していた。
 - ✓ こうした背景により地域への熱利用の機会を失うことなく実現するため、地域 冷暖房の実現に向けて取組むことを決定した。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-3 に示すとおり。

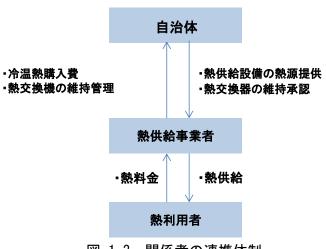


図 1-3 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-4 に示すとおり。

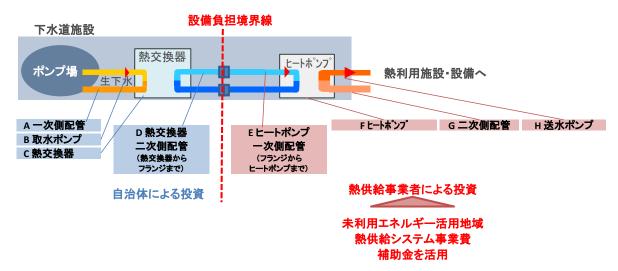


図 1-4 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-5 に示すとおり。

表 1-5 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考(対応策等)
設備リスク	下水中のごみ等による熱交換器の効率低下には、年1回の
設加リヘク	高圧水洗浄で対応し、現状問題なし。

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-6 に示すとおり。

表 1-6 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

		昭和 54 年	平成3年	平成4年	平成4年~平成6
1100		ндун от Ч	1 72 0 4	1 700 1 1	年度
事	業フェーズ	構想段階	基本方針	基本設計段階	実施設計施工
	した法手続き、 条例改正等			道路占用許可 供給規程の認可 補助金申請	
	関係主体				
	下水道部局(県)都市計画部局(県)環境部局(県)	環境部局から地 域冷暖房のプラ ントスペース提 供を下水道部局 に要請	下水熱を活用 した事業方針 を決定	自治体関係局との 調整 都市計画決定告示 公害防止条例に基 づく地域冷暖房計 画地域指定告示	下水熱回収設備 工事 設計施工
主体間の 調整・検討 事項	玉		建設省自治省 に地域冷暖房 事業の実施に ついて説明	資源エネルギー庁に 説明 熱供給事業許可	
	熱供給事業者			熱供給会社設立 熱供給事業申請	熱製造供給プラント、地域導管工 事 設計施工
	熱利用者		娯楽施設、事務	地域冷暖房加入につ いて各熱利用者説明 各熱利用者熱需要予 測	

1.3 事例 C

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-7 に示すとおり。

表 1-7 下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット		
熱供給事業者	エネルギーの安定供給、都市美観の向上、大気汚染の防止		
下水道部局(県)	未利用エネルギーの使用による下水道の社会貢献		

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- ▼水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 都市開発事業実施主体である自治体(市)において、下水熱を利用した地域冷暖房システム導入の構想が策定され、流域下水道管理者である自治体(県)に協議があったことから、導入に向けた検討を進めた結果、平成7年度「熱利用下水道モデル事業」として建設大臣に認定された。

(3) 関係者の連携体制

関係者の連携体制は図 1-5 に示すとおり。

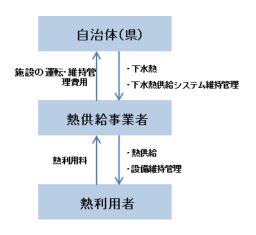
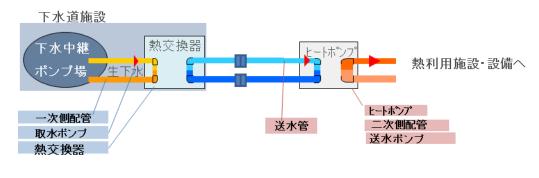


図 1-5 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-6 に示すとおり。



自治体(県)による投資

熱供給事業者による投資

国土交通省所管国庫補助事

業「熱利用下水道モデル事業」の翌日を発せ出来

業」の認定を受け実施

図 1-6 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-8 に示すとおり。

表 1-8 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考 (対応策等)
	温水ボイラーにて蓄熱層加温(冬季)
熱量不足リスク	電動スクリュー冷凍機で冷水製造 (夏季)

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-9 に示すとおり。

表 1-9 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

年度		平成 4~5 年度	平成 6~7 年度	平成 7~9 年度
事	業フェーズ	構想段階 設計段階		実施段階
	した法手続き、 条例改正等			
	関係主体			
主体間の 調整・検討 事項	下水道部局(県)	建設省と協議	熱利用下水道モデル事 業認定 熱回収システム調査設 計実施	熱回収施設整備工事実 施
	都市開発事業実施部局(市)	県へ下水熱利用につい て協議		
	エネルギー事業者	事前調査(流入下水温 度測定)	熱供給事業にかかる調 査設計の実施	熱供給施設整備工事実 施

- 1.4 事例 D
- (1) 下水熱利用のメリット

回答無し

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

回答無し

- (3) 関係者の連携体制
- 関係者の連携体制は以下に示すとおり。
 - ① 自治体再生水供給部門 再生水の提供
 - ② 自治体公園管理部門 再生水の受け入れ
 - ③ 公園の指定管理者 再生水の利用
 - (4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

回答無し

(5) 想定したリスクとその対応策

回答無し

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

回答無し

1.5 事例 E

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-10 に示すとおり。

表 1-10 下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット
下水道部局(市)	環境に配慮した下水道の社会貢献となる
熱利用者	コストが従来方式より下回る

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- ▼水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 当市を含む複数の市町は「地方拠点都市」の指定を受け、広域圏内で4拠点地 区を指定し、各機能を分担して重点的な整備を図ることとしている。
 - ✓ 当該地区は、自然環境を活かし、地域の商業アミューズメントの拠点として、 賑わいを創出する機能を担い、自然環境と共生し賑わいのある都市拠点の形成 を目指すとした。
 - ✓ 当該施設は、当該地区の主要な施設として位置づけられ、また処理施設の隣接地に計画されたことから、新世代下水道支援事業制度により下水処理水を冷暖房の熱源として活用し、都市環境負荷の軽減を図ることとなった。

(3) 関係者の連携体制

関係者の連携体制は図 1-7 に示すとおり。

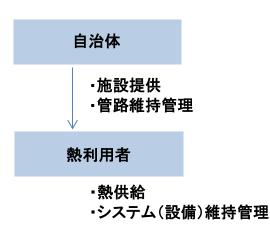


図 1-7 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

関係者の責任分界は図 1-8 に示すとおり。

- ・官地-民地境界線(市道を挟む隣接地のため境界線なし
- ・設備負担境界線(両施設とも自治体にて施工のため境界線なし)

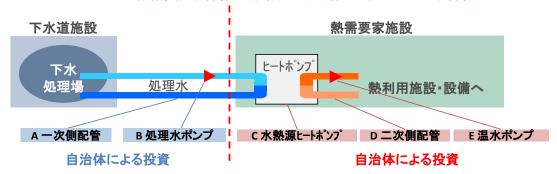


図 1-8 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

回答無し

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

回答無し

1.6 事例 F

- (1) 下水熱利用のメリット
- 総合的な検証は実施しておらず、不明。

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 当時、自治体(市)では周辺地域整備構想の主要事業である当該施設の建設にあたり、自治体(県)の流域下水道資源リサイクル計画に基づき、処理場で処理された高度処理水を活用する為、放流幹線から当該施設まで圧送する管渠を熱利用下水道モデル事業として実施した。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-9 に示すとおり。

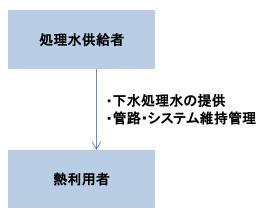


図 1-9 関係者の連携体制

- (4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)
- 関係者の責任分界は図 1-10 に示すとおり。

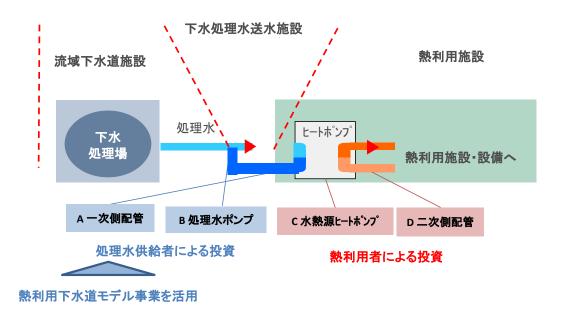


図 1-10 設備 の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-11 に示すとおり。

表 1-11 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考 (対応策等)
処理水の供給ストップ	総合福祉会館の閉館や空調等を止めた状況で使用する。

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 詳細な調整・手続きの経緯については不明。

- 1.7 事例 G
- (1) 下水熱利用のメリット

回答無し

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

回答無し

- (3) 関係者の連携体制
- 下水道部局以外の関係者無し
 - (4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

回答無し

- (5) 想定したリスクとその対応策
- 想定したリスクとその対応状況は表 1-12 に示すとおり。

表 1-12 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考(対応策等)
設備リスク	_
天災リスク	_

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

回答無し

1.8 事例 H

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-13 に示すとおり。

関連主体想定したメリット下水道部局(県)下水処理水を活用することにより、再生可能ネルギーを有効活用していることをPRできる。下水道公社温室効果ガスの削減に寄与する。施設利用者地域の人々に広く親しまれる施設にする。

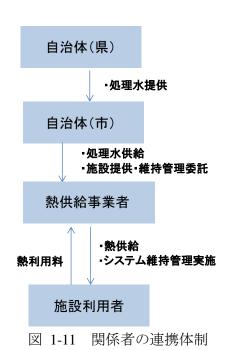
表 1-13 下水熱利用による主体別のメリット

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- ▼水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 当該地域は公共の都市ガス設備が整っていない地方都市である。そこで、設計のコンセプトに周辺環境への調和及び人と自然に優しい環境保全という観点から導入に至った。

(3) 関係者の連携体制

関係者の連携体制は図 1-11 に示すとおり。



16

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-12 に示すとおり。

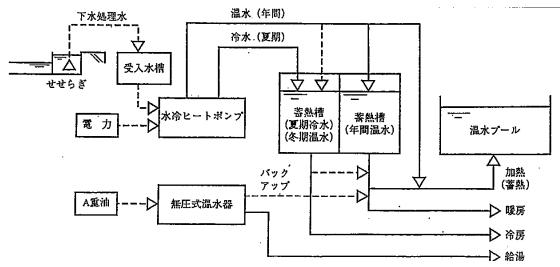


図 1-12 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-14に示すとおり。

表 1-14 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考(対応策等)
設備リスク	
天災リスク	_

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-15 に示すとおり。

表 1-15 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

	年度	平成 4~8 年度	平成8年度	平成9年度	平成 10 年度
事業	フェーズ	構想段階	基本設計段階	詳細設計段階	事業化段階
	:法手続き、 削改正等	下水道促進期成同 盟会を設置			
	関係主体				
主体間の 調整・検討	下水道部局 (県)	地元、流域関係市 と協議			
事項	下水道部局 (市)	地元、県と協議	基本設計、ボーリング調査の実施	詳細設計の実施	建設工事の実施

1.9 事例 I

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-16 に示すとおり。

表 1-16 下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット
下水道局(県)	熱源に下水処理水を使うことで省エネルギーCO2 削減に
	貢献

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- - ✓ 処理施設の周辺地区は、多くの開発が予定されており、自治体では同地区の開発方針の一つに再生可能エネルギーの活用による環境モデル都市の形成を図っている。
 - ✓ 下水道部局も再生可能エネルギーの一つである下水熱を活用する熱供給事業 の検討を進めている。
 - ✓ しかし、当該施設は周辺地区の再開発時期より竣工時期が早かったため、熱供 給事業として整わなかった。
 - ✓ 当該施設は道路を挟んで塩素接触槽に隣接しており、処理水を供給することで 先行的に下水熱利用事業を開始することとした。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-13 に示すとおり。

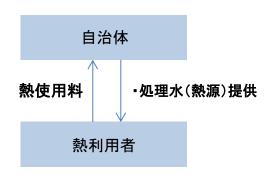
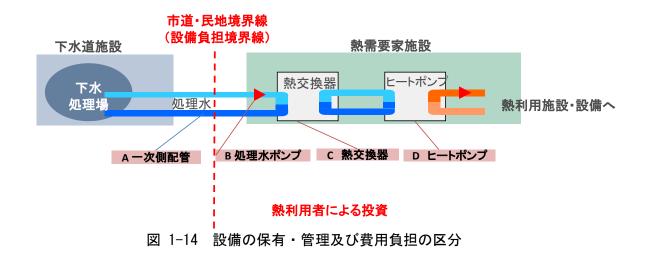


図 1-13 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-14 に示すとおり。



(5) 想定したリスクとその対応策

回答無し

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-17 に示すとおり。

表 1-17 下水熱利用に至るまでの調整・手続き 年度 平成4~8年度 平成8年度

1 12		1 M ± 0 1 12	1 100 1 100	
4	事業フェーズ	構想段階	基本設計段階	
実施した活	去手続き、条例改正等			
	関係主体			
主体間の 調整・検討	下水道部局(県)	当該周辺地区の建物の冷暖房に処 理水を活用した熱供給の可能性に ついて検討	熱利用者と熱使用料、責任区分等に ついて協議	
事項	熱利用者	下水道部局(県)より下水熱利用の 提案を受ける	下水道部局(県)と熱使用料、責任 区分等について協議	

1.10 事例 J

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-18 に示すとおり。

表 1-18	下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット
自治体	エネルギー消費量の削減、温室効果ガスの削減
下水道部局(市)	エネルギーの有効利用

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 自治体では、地球温暖化などの環境問題に対処するため、自治体の環境基本計画に基づき、エネルギーの有効利用に取り組んでおり、平成 14 年には、庁内組織として推進委員会を設置した。
 - ✓ 雪冷熱風力などの未利用エネルギーの有効利用について調査検討を進めた。
 - ✓ この中で、自治体が保有する施設への下水排熱の有効利用について事業可能性 調査を実施した。
 - ✓ 調査の結果、流雪溝送水管(処理水を送水している)に隣接し、住民に身近な施設である当該施設において地域暖房事業として実施することとなった。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-15 に示すとおり。

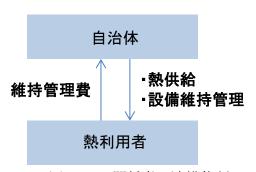


図 1-15 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-16 に示すとおり。

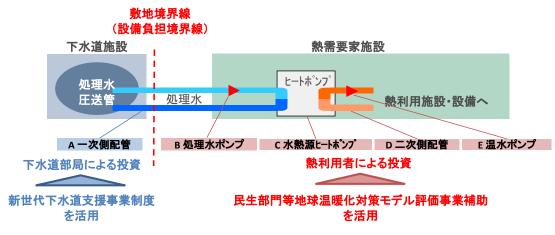


図 1-16 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-19 に示すとおり。

表 1-19 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考(対応策等)
熱供給停止リスク	バックアップシステムの設置

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-20 に示すとおり。

表 1-20 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

	年度	平成 15~16 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18~22 年度
事業	フェーズ	構想段階	基本設計段階	詳細設計段階	事業化段階
	に法手続き、 列改正等				交付金申請手続き
	関係主体				
	下水道部局 (市)		エネルギー事業者 に対し、流量水温な どのデータを提供	処理水圧送管か らの引込配管の 設計施工	補助の手続き
	環境部局(市)	ワーキングの開催	エネルギー事業者 と利用システムに ついて検討	関係主体間での、 設備の保有管理の 責任分担	補助の手続き 共同研究の統括
主体間の 調整・検討 事項	都市計画部局 (市)			敷地内の引込配管 及び屋内設備の設 計施工	
	熱利用者		施設内の冷暖房設 備についてデータ 提供		機器の運転維持管 理
	エネルギー事業者	自治体に HP 活用 システムの提案⇒ 事業実施可能性に 係る総括的な検討	利用システムにつ いて提案調査検討		自治体との共同事 業に関する協定を 締結 データの回収分析

1.11 事例 K

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-21 に示すとおり。

表 1-21 下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット
下水道部局(県)・ 熱供給事業者	下水処理水及び洗煙排水を熱源とすることで、省エネルギーCO2 削減に貢献
	CT を使用しないので、ヒートアイランド現象の抑制が図れる

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 平成7年度に都市計画部局で当該地区開発整備基本方針(案)が策定され、下 水熱利用により熱供給の検討が開始される。
 - ✓ 平成7年10月より熱利用者、都市計画部局、下水道部局、熱供給事業者による「地域冷暖房事業」についての協議が開始される。
 - ✓ 平成8年度に環境部局より熱利用者に、下水熱を利用した地域冷暖房を導入した施設建設計画を推進するように依頼。
 - ✓ 平成10年に、地域冷暖房事業化決定。
 - ✓ 平成 11 年度に、公害防止条例に基づき地域冷暖房計画地域に指定(告示)され、工事に着手した。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-17 に示すとおり。

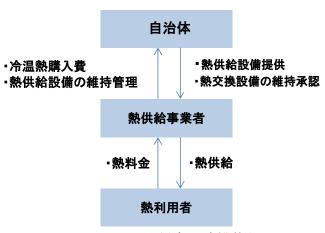


図 1-17 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-18 に示すとおり。

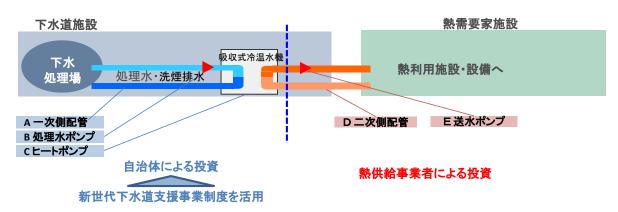


図 1-18 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-22 に示すとおり。

表 1-22 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考 (対応策等)
流量変化リスク	温水熱源である洗煙水の停止には、温水も製造できる吸収 式冷温水機を設置し対応

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-23 に示すとおり。

表 1-23 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

		平成 7~8		コに王のより			
年	≡度	年度	平成9年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
事業フ	フェーズ	基本検討	関係局協議	事業決定	熱供給設備工事		
実施した法手続き、 条例改正等					通産省(現 経 省)と協議: 名)と 登築 (海 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		
	関係主体						
	下水道部局(県)		下水熱活用 熱供給プラ ント基本方 針検討	下水道事業 化決定。(熱 供給事業者 を決定。)	熱供給建築設備工事設計施工		
主体間の	都市計画部局(県)		事業計画の 調整		都市計画決定		
調整·検 討事項	環境部局 (県)				地域冷暖房地域 指定		
	熱供給 事業者			熱供給事業 者に選定	基本設計着手	実施設計施工 着手	
	熱利用者		当該地区ま ちづくりに 係わる行政 連絡調整会 議に参画				熱供給開始

1.12 事例 L

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-24 に示すとおり。

表 1-24 下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット
熱利用者	空気熱源のヒートポンプと比べ良好な COP が得られる。

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 平成23年度、復興支援スキームの検討の過程において、共同研究者より「管路内設置型下水熱利用システム」が自治体に提案される。
 - ✓ 同年、事業実現可能性調査 (FS) を行う。
 - ✓ 平成 24 年度、当該事業地の地権者であり開発行為を行っていた開発事業者の協力を得て、事業調整を行う。
 - ✓ 平成25年度、共同研究者と自治体との共同研究により実用化に至る。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-19 に示すとおり。

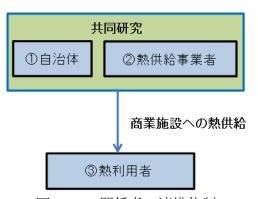


図 1-19 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

関係者の責任分界は図 1-20 に示すとおり。

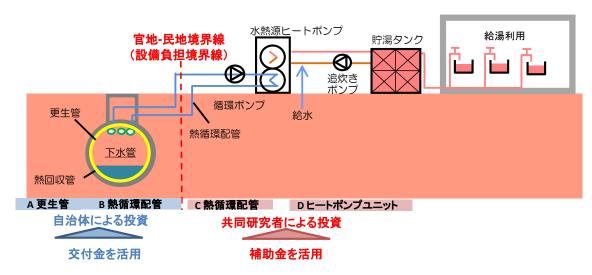


図 1-20 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-25 に示すとおり。

 リスクの種類
 備考(対応策等)

 設備リスク
 共同研究者によるメンテナンス

 管渠能力低下リスク
 –

 経済性リスク
 –

表 1-25 想定したリスクとその対応策

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-26 に示すとおり。

表 1-26 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 2	5年度
事業	フェーズ	構想段階	基本設計段階	詳細設計事業化段階	
	た法手続き、 列改正等				
	関係主体				
主体間の 調整・検討 事項	下水道部局 (市)	共同研究者と、事 業実現可能性調査 を行う。	事業地及び熱需要 者の選定を行い、 開発事業者が行っ ていた、開発行為	共同研究の協定を締結し、当該事業	
	共同研究者	自治体に熱利用技 術提案、事業実現 可能性調査を行 う。	と合わせて事業を 進める。 熱利用者への説明 を行う。	地での詳細設計事 業調整を進める。	熱利用者の施設建 設と併せ、熱利用 施設の施工。
	熱利用者				開発行為地内で商 業施設の建設。

1.13 事例 M

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-27 に示すとおり。

表 1-27 下水熱利用による主体別のメリット

関連主体	想定したメリット
	下水処理水をヒートポンプの熱源とすることで、省エネル
下水道部局(県)	ギーCO2 削減に貢献
熱供給事業者	CT を使用しないので、ヒートアイランド現象の抑制が図
	れる

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 平成18年都市整備部局で都市居住環境整備基本計画を策定、環境モデル都市づくりとして、下水熱利用による熱供給システムを整備導入を図る方針が打ち出した。
 - ✓ 下水道部局では、当該地区内にある処理施設の施設再構築に併せて、施設の上 部を環境モデル都市づくりの核として位置付けた。
 - ✓ その後、当該施設における下水熱利用の導入可能性の検討を調査を実施し、下水熱利用による効果が見込まれたため、当該上部施設の建設事業者の公募の条件の一つとして、下水熱の活用を義務付けた。

(3) 関係者の連携体制

- 関係者の連携体制は、現在調整中。
 - (4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)
- 関係者の責任分界は図 1-21 に示すとおり。

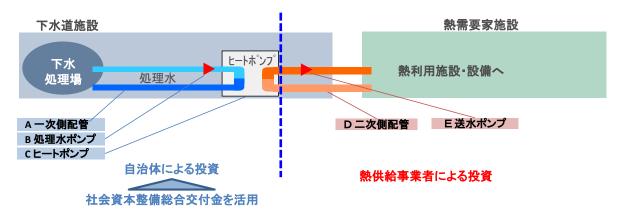


図 1-21 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

回答無し

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-28 に示すとおり。

表 1-28 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

年度		平成 20 年度	平成 23~26 年度	
事業フェーズ				
—	した法手続き、 条例改正等			
	関係主体			
主体間の	下水道部局(県)	上部利用事業に下水熱の活用を決定		
調整·検討 事項	熱供給事業者		熱利用者との間で熱利用に関する 契約内容を協議	
	熱利用者		熱供給事業者との間で熱利用に関 する契約内容を協議	

1.14 事例 N

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-29 に示すとおり。

又 1 2	我 1 20 「 小然刊 加 C 6 0 工 件			
関連主体	想定したメリット			
下水道部局(市)	未利用エネルギーの活用、低炭素都市づくりの推進、下水 道の社会貢献			
熱利用者	歩道の利便性確保			

表 1-29 下水熱利用による主体別のメリット

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 低炭素都市への転換を図るための取組の一つとして、都心部へ新たな交通システムである次世代型バスシステム BRT などの導入を目指しており、今後は連節バスの導入の他、既存バスとの連携を図るため、情報案内システム導入、交通結節点整備などを進めることとしている。
 - ✓ 交通結節点の整備については、その一つとなる市役所では、バスターミナルの整備を予定している。当計画地は下水道幹線に隣接し、下水熱を利用するうえでもポテンシャルを有していることから、冬季の公共交通機関の利便性向上を図るべく、バスターミナルの上屋へ通じる歩行者通路に下水熱を利用した融雪施設の整備を行うものである。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-22 に示すとおり。

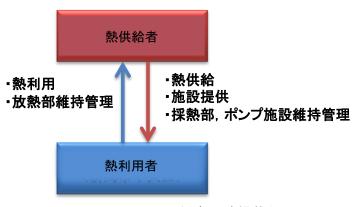


図 1-22 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界(設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-23 に示すとおり。

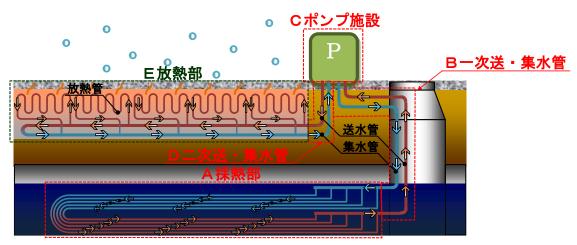


図 1-23 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-30 に示すとおり。

表 1-30 想定したリスクとその対応策

リスクの種類	備考 (対応策等)
設備リスク	
流量変化リスク	
天災リスク	

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-31 に示すとおり。

表 1-31 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

年度		平成 24~25 年度	平成 25 年度	平成 26~27 年度
事業	フェーズ	試験施工	基本構想、基本設計段階	詳細設計、事業化段階
実施した法手続き、 条例改正等			都市計画決定	
	関係主体			
主体間の 調整・検討	下水道部局 (市)	小規模の下水熱利用融雪 設備(下水熱ヒートパイ プ方式)の試験施工を実 施。	構想構築支援事業公募	
事項	熱利用者		下水道部との間で設備の 保有管理の責任分担につ いて協議	

1.15 事例 0

(1) 下水熱利用のメリット

● 下水熱利用によるメリットとして想定されたものは表 1-32 に示すとおり。

20 1 0	女 1 02 「小窓門川にある工作別のパープラー			
関連主体	想定したメリット			
	事業者がエネルギー消費量の削減をすることで、市域から			
自治体	の温室効果ガスを削減する施策に合致、熱利用後の再生水			
	を水源としても利用することで水環境の改善に貢献			
熱利用者	エネルギー消費量の削減、温室効果ガスの削減、再生可能			
	エネルギーを有効活用していることをPRできる			

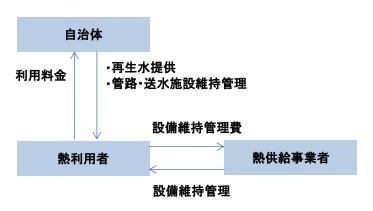
表 1-32 下水熱利用による主体別のメリット

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 当該地区の工場跡地で大型商業施設を建設する計画が持ち上がった。
 - ✓ 大型商業施設の施主は、率先して未利用エネルギー導入検討、具体化することにより省エネルギー商業施設の全国展開を目指しており、本地域でも未利用エネルギー比較検討が行われた。
 - ✓ その結果、下水再生水の熱利用が省エネ環境性経済性の面で最も高い効果を得られると結論づけた。
 - ✓ 一方、自治体では近くにある河川の良好な水環境の実現に向けた総合的対策を 推進しており、下水再生水を活用した施策で当該地区の近くまで再生水放流管 を既に敷設していた。
 - ✓ 自治体の施策、熱利用者の建設計画、未利用エネルギー活用検討が合致したことにより、下水熱利用計画の策定に至った。

(3) 関係者の連携体制

● 関係者の連携体制は図 1-24 に示すとおり。



32

図 1-24 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

関係者の責任分界は図 1-25 に示すとおり。

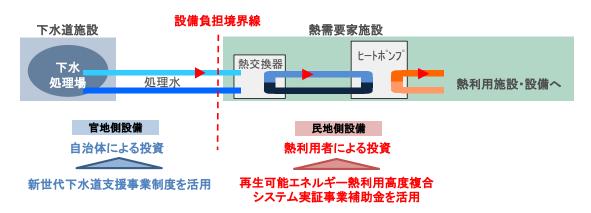


図 1-25 設備の保有・管理及び費用負担の区分

(5) 想定したリスクとその対応策

● 想定したリスクとその対応状況は表 1-33 に示すとおり。

27 2012 1011 1011			
リスクの種類	備考(対応策等)		
経済性リスク	電気料金の高騰等で維持費が高騰した場合は利用料を見		
経済性リベク	直すこと、としている。		
	最低利用期間を設定し、利用期間内に利用を停止する場合		
需要家離脱リスク	は、中途解約金として最低利用期間満了までの利用料を支		
	払わなければならない、としている。		
設備リスク	再生水供給施設の点検等の場合には、一時的に供給量を減		
政制リヘク	少又は停止することができる、としている。		
流量変化リスク			
	やむを得ない事由の場合には、一時的に供給量を減少また		
天災リスク	は停止することができる、としている。		

表 1-33 想定したリスクとその対応策

(6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

● 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-34 に示すとおり。

表 1-34 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

	女 1 04 1 小窓門用に至るよくの調金 予続と				
年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 26~27 年度 (予定)
事業	フェーズ	構想段階	基本設計段階	実施設計段階	事業化段階
	た法手続き、 列改正等		都市計画決定		
	関係主体				
	下水道部局 (市)	熱供給事業者に下 水再生水の水質情 報提供		熱利用者熱供給事 業者との間で設備 の保有管理の責任 分担について協議	施工
	都市計画部局 (市)		都市計画案を審査 都市計画決定		開発許可
主体間の 調整・検討 事項	熱供給事業者	検討の際、上下水 道局に下水再生水 の水質情報の提供 依頼	事業費の算出		施工
	熱利用者	大型商業施設建設 予定地を対象に未 利用エネルギーの 活用等を検討 自治体に都市計画 案を提出			施工

1.16 事例 P

(1) 下水熱利用のメリット

● 現在整理中。

(2) 下水熱利用に至ったきっかけ

- 下水熱利用に至ったきっかけは以下のとおり。
 - ✓ 当該地区として、地方公共団体が施行する土地区画整理事業が実施された。
 - ✓ 土地区画整理事業主体である都市計画部局と処理場の改築を計画する下水道 部局にて、処理場処理水の有効利用を図るための検討を開始した。
 - ✓ 下水道部局が処理場の全面改築更新事業に着手した。
 - ✓ 行政、学識者、エネルギー事業者等で当該地区のエネルギー面的利用事業可能 性調査を実施し、未利用エネルギーの利用可能性を検討した。
 - ✓ 検討の結果、地域冷暖房方式が省エネ、CO2削減、経済性で優位であることが 確認された。下水熱の利用についても省エネ、CO2削減に効果があるが、経済 性が今後の検討課題とされた。
 - ✓ 都市計画部局において、地域冷暖房導入を条件の1つとして土地区画整理事業 地内の保留地、市有地での開発提案競技が実施され、最優秀提案者2者が選定 された。
 - ✓ 地域冷暖房事業者は、開発提案競技の最優秀提案者が協議し、自治体(市)が 了解して、熱供給事業者に決定した。
 - ✓ 下水道部局と熱供給事業者では、施設の建設に補助金の導入を図ること、処理 水送水経費の低減を図ることにより、下水熱が地域冷暖房事業の熱源の一部と して利用されるに至った。

(3) 関係者の連携体制

関係者の連携体制は図 1-26 に示すとおり。

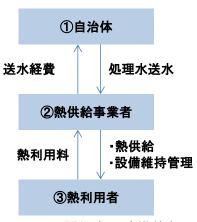


図 1-26 関係者の連携体制

(4) 関係者の責任分界 (設備の保有・管理及び費用負担の区分)

● 関係者の責任分界は図 1-27 に示すとおり。

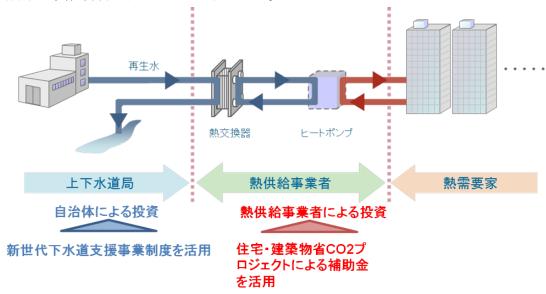


図 1-27 設備の保有・管理及び費用負担の区分

- (5) 想定したリスクとその対応策
- 現在整理中。
 - (6) 下水熱利用に至るまでの調整・手続き
- 下水熱利用に至るまでの調整・手続きは表 1-35 に示すとおり。

表 1-35 下水熱利用に至るまでの調整・手続き

年度		〒35 下水 烈利 平成 14~平成 18 年度	开に主るまでの。 平成 18 年度	平成 19 年度~21 年度	平成 21 年度~
事業フェーズ		構想段階	基本設計段階	詳細設計段階	事業化段階
実施した法手続き、条例改正等					下水道法事業計画 認可取得 新世代下水道支援 制度申請
	関係主体				
主体間の 調整・検討 事項	下水道部局 (市)		ルギー面的利用事 地、市有地で、地 業可能性調査に 域冷暖房導入を条 て、 件として開発提案	地、市有地で、地域冷暖大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	
	都市計画部局 (市)				
	エネルギー事 業者 (電気、ガス)				
	熱供給事業者			(類 (熱利用の設計 (多送水施設の下のでは) (多) (多) (多) (多) (多) (多) (多) (多) (多) (多	補助金申請 平成 24 年 3 月、I 期工事完成。 平成 23 年秋から Ⅲ期工事実施中。 (下水再生水受入 準備工事含む)
	熱利用者 1				
	熱利用者 2				熱供給事業者と熱 媒需給に関する確 認書を締結